

三篇二類 自家用電気工作物施設規則及關係告示、通牒

○同件

昭和十二年十二月監第三六六三號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

九二八

右ニ關シ別紙寫ノ通逹信局長宛依命通牒相成候處貴官ニ於テ電氣工作物ノ施設ヲ目的トスル農事實行組合設立ノ届書又ハ  
本目的ノ爲メニ既設組合ノ規約變更ノ届書ヲ受理セラレタルトキハ其ノ都度當省へ御報告相成様致度

電力調整

三篇二類 自家用電気工作物施設規則及關係告示、通牒

九二八

○同件

昭和十二年十二月監第三六六三號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

右ニ關シ別紙寫ノ通過信局長宛依命通牒相成候處貴官ニ於テ電氣工作物ノ施設ノ目的トスル農事實行組合設立ノ届書又ハ  
本目的ノ爲メニ既設組合ノ規約變更ノ届書ヲ受理セラレタルトキハ其ノ都度當省へ御報告相成様致度

電力調整

電力調整

## 第四篇 電力調整

### ◎電力調整令

昭和十四年十月  
勅令第七百八號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク電力ノ生産、配給又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ電氣事業者トハ電氣事業法第一條若ハ朝鮮電氣事業令第一條ニ掲グル事業ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣供給事業者トハ電氣事業法第一條第一號第三號若ハ朝鮮電氣事業令第一條第一號第三號ニ掲グル事業ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣鐵道事業者トハ電氣事業法第一條第二號又ハ朝鮮電氣事業令第一條第二號ニ掲グル事業ヲ營ム者、自家用電氣工作物施設者トハ電氣事業法第三十條第一項若ハ朝鮮電氣事業令第三十三條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ若ハ認可ヲ受ケテ強電流電氣工作物ヲ施設シタル者又ハ樺太ニ於テ電壓十ボルト以上ノ自家用電氣工作物ヲ施設シタル者ヲ謂フ

第三條 逓信大臣ハ電力ノ消費者ニ對シ一般的ニ地域、期間、用途又ハ其ノ他ノ事項ヲ指定シテ電力ノ消費ヲ制限若ハ禁止シ又ハ其ノ制限若ハ禁止ノ爲必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

電氣供給事業者ハ前項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令アリタル場合ニ於テハ電力ノ供給ニ關シ適當ナル措置ヲ講ジ當該事項ノ實施ヲ圓滑ナラシムルコトヲ旨トスベシ

第四條 逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ當該供給事業ニ關シ電力ノ供給若ハ受入ヲ命ジ又ハ電力ノ供給ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ前項ノ規定ニ依ル命令、制限又ハ禁止ノ爲當該供給事業ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條 逓信大臣ハ發電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ生産若ハ逓信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ジ又ハ送電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ輸送若ハ逓信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ズルコトヲ得

逓信大臣前項ノ規定ニ依ル命令事項ノ實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル電氣鐵道事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ其ノ有スル電氣工作物ニ付修理其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

第六條 第四條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス場合ニ於テ逓信大臣必要アリト認ムルトキハ命令事項ノ實施ノ爲必要ナル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ニ關シ關係ノ電氣事業者、自家用電氣工作物施設者又ハ電力ノ供給ヲ受クル者ニ對シ協議ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ逓信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第七條 逓信大臣必要アリト認ムルトキハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ電氣機械器具其ノ他電氣ニ關スル用品又ハ裝置ノ貸借又ハ讓渡ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ貸借料、讓渡價格其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ逓信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第八條 逓信大臣ハ第三條第一項若ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第三條第一項、第四條第一項若ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ電氣供給事業者又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ電氣料金其ノ他供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 逓信大臣ハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ本令ニ依リテ爲ス制限、禁止又ハ命令ノ傳達ニ付事業

主ニ代ルベキ管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

第十條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第四條、第五條又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ處分ガ期間ヲ指定シテ爲サレタルモノナルトキハ當該期間終了後、其ノ他ノモノナルトキハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スベシ但シ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ得

第十一條 逓信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ電力ノ生産、配給若ハ消費ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ電氣工作物ヲ施設シタル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十二條 逓信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ逓信局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第十三條 本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付行政官廳ノ諮問ニ應ズル爲電力調整委員會ヲ置ク

電力調整委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 逓信大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第十五條 本令中逓信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ逓信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府逓信局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

第十六條 第十三條及第十四條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附則

四篇 電力調整

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

### ○電力調整令施行規則

昭和十四年十月  
省令第四十六號

第一條 新ニ電力ヲ受電シ又ハ受電電力ヲ増加シテ電力ノ消費ヲ爲サントスル者ハ左ノ區別ニ依リ逓信大臣又ハ逓信局長ノ認可ヲ受クベシ但シ告示ヲ以テ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 新規受電電力又ハ増加受電電力一千キロワット以上ノモノニ在リテハ逓信大臣
- 二 其ノ他ノモノニ在リテハ逓信局長

第二條 前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ

- 一 電力ヲ必要トスル事由
- 二 豫定電氣供給事業者
- 三 受電電力受電電力ヲ増加セントスルモノニ在リテハ現在ノ受電電力ヲ附記スベシ
- 四 受電時間
- 五 受電開始豫定期日
- 六 電力消費装置ノ施設場所及概要

第三條 電氣供給事業者別ニ告示ヲ以テ指定スル限度ヲ超ユル電力消費装置ヲ新設又ハ増設シテ電力ノ消費ヲ爲ケントスル者ニ對シ電力ヲ供給セントスルトキハ第一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニ對シ電力ヲ供給セントスル場合ヲ除クノ外逓信局長ノ認可ヲ受クベシ

第四條 電力調整令第六條又ハ第七條第二項ニ規定スル協議調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ謄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ

當該命令官廳ニ届出ヅベシ

第五條 電力調整令第六條又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ノ正本

ニ相手方ノ員數ニ相當スル數ノ副本ヲ添ヘ之ヲ當該命令官廳ニ提出スベシ

- 一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 申請ノ目的及事由

前項ノ申請書ヲ受理シタル當該官廳ハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ  
前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ當該官廳ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得

當該官廳裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ當事者ニ送付スベシ

第六條 電力調整令第三條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ハ告示シテ之ヲ爲ス

電力調整令第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止若ハ命令又ハ電力調整令第八條ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ告示シ又ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

電力調整令第五條、第六條、第七條第一項又ハ第九條ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

緊急ノ必要アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ電信ニ依ルコトヲ得

第七條 電力調整令第九條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ事業主管理人ヲ選任シタルトキハ電力調整令第十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ旨ヲ當該命令官廳ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第八條 電力調整令第十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 電力調整令第四條乃至第六條、第七條第一項、第九條又ハ第十一條第一項ニ定ムル逓信大臣ノ職權ハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外逓信局長之ヲ行フコトヲ得

電力調整令ニ定ムル逓信大臣ノ職權ハ別ニ告示スル所ニ從ヒ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フコトヲ得

第十條 第二條、第四條、第五條第一項又ハ第七條ノ規定ニ依リ申請書又ハ届書ヲ逓信大臣ニ提出スル場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ事業地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ

附則

本令ハ電力調整令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式) 本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7 (74mm X 105mm) トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス  
(表 面)

電力調整ニ關スル臨檢票

(裏 面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

逓信省、逓信局  
又ハ廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
電力調整令第十一條 逓信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ電力ノ生産、配給又ハ消費ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ電氣工作物ヲ施設シタル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
電力調整令施行規則第八條 電力調整令第十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

○電力調整令施行規則第一條但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受クルコトヲ要セザル場合ニ關スル件

昭和十四年十月  
告示第三千三十五號

電力調整令施行規則第一條但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受クルコトヲ要セザル場合左ノ通指定シ電力調整令施行規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

新規受電電力又ハ増加受電電力五百キロワット未滿ノ場合

○電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力消費禁止ノ件

昭和十四年十二月  
告示第三千六百八十五號

電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ消費ノ禁止ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
電力ハ左ニ掲グルモノノ用ニ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ除外シタル場合又ハ其ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 ネオンサイン 公共標識用ノモノヲ除ク
- 二 電飾 屋内照明用ノモノヲ除ク
- 三 廣告燈 看板燈ヲ除ク
- 四 屋外用投光器 交通用及作業用ノモノヲ除ク
- 五 庭園燈 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- 六 多燈式街路燈

○電力調整令第四條第一項ノ規定ニ依ル電力供給禁止ノ件

昭和十四年十二月  
告示第三千六百八十六號

電力調整令第四條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ供給ノ禁止ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
電氣供給事業者ハ左ニ掲グルモノノ用ニ消費セラルベキ電力ヲ供給スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ除外シタル場合又ハ其ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 電氣風呂
- 二 暖房用電熱器 醫藥用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 三 調理用電熱器 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 四 家庭用電氣冷蔵庫 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 五 庭園用電動揚水ポンプ 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- 六 エレベーター 傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノニシテ行程十米以上ノモノヲ除ク
- 七 エスカレーター 貨物運搬用ノモノヲ除ク

○電力調整令ニ定ムル逓信大臣ノ職權委任ニ關スル件

昭和十四年十二月  
告示第三千六百八十七號

電力調整令ニ定ムル逓信大臣ノ職權ニシテ電力調整令施行規則第九條第二項ノ規定ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ行フコトヲ得ルモノハ左ニ掲グルモノトス

- 一 電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ニ關シ其ノ實施狀況ヲ監視スル爲同令第十一條第一項ノ規定ニ基キ所屬官吏ヲシテ臨檢検査セシムルコト

- 二 電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ヲ保安上其ノ他緊急已ムヲ得ザル必要アル場合ニ於テ臨時變更又ハ解除スルコト
- 三 電力調整令第三條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス禁止ノ實施ニ關シ一般的ニ必要ナル措置ヲ命ズルコト
- 四 其ノ他電力調整令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタルモノ

○電力調整令第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ制限、禁止又ハ命令ヲ爲ス場合ニ於ケル用途ノ指定ニ關スル件

昭和十四年十二月  
告示第三千八百十號

電力調整令第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ制限、禁止又ハ命令ヲ爲ス場合ニ於テ用途ヲ指定スルトキハ別表ノ區分ニ依ル

(別表)

電力消費規正需用區分表

第一種需用

一 軍用

二 其ノ他逓信大臣ノ指定シタルモノ

第二種需用

甲類

(左ニ掲グルモノノ外逓信大臣ニ於テ特ニ本類ニ屬セシムルモノアルベシ)

部門	業種	種目	細目	備考
一、鐵業	(一) 採鐵業	1、金屬	イ、金鑛(含砂金) ロ、銅鑛 ハ、鉛鑛 ニ、錫鑛(含砂錫) ホ、アンチモン鑛 ヘ、水銀鑛 ト、亞鉛鑛 チ、鐵鑛(含砂鐵) リ、硫化鐵鑛 ヌ、クロム鐵鑛 ル、マンガン鑛 ヲ、タングステン鑛 ワ、モリブデン鑛 カ、ニッケル鑛 コ、ワナヂウム鑛	
二、工業	(一) 金屬工業	2、石油 3、炭 1、製鐵業	業業業 イ、鋼材	



2、非鐵金屬製鍊業	イ、金 ロ、銅 ハ、鉛 ニ、錫 ホ、アンチモン ヘ、水銀 ト、亜鉛 チ、タンダステン リ、ニツケル ヌ、コペルト ル、アルミニウム ヲ、マグネシウム	
	a、普通銅 b、特殊銅 c、鍛鍊鋼 ロ、鋼塊 ハ、銑鐵 ニ、フェロアロイ	

(一) 軍需品製造業  
(二) 機械器具工業

3、非鐵金屬材料品製造業	イ、輕合金	
1、兵器及兵器部分品製造業		
2、衣糧製造業		
3、其ノ他逡信大臣ノ指定シタルモノ		
1、蒸気罐製造業		
2、原動機製造業	イ、汽蒸タービン ロ、水車	
3、電氣機械器具製造業	イ、發電機、電動機、變壓器 ロ、蓄電池	
4、造船(含部分品及附屬品)業	イ、鋼船(千噸以上ニ限ル)	
5、航空機(含部分品及附屬品)製造業		
6、探礦、選礦、製鍊機械器具製造業		
7、製鐵用又ハ非鐵金屬材料製造用機械器具製造業		

日本機械製造  
工業組合聯合  
會所屬ノモノ  
ニ限ル

同右  
同右  
同右  
同右

8、工作機械器具製造業  
イ、金屬工作機械

工作機械製造  
事業法ノ許可  
會社及切削研  
磨用ノモノニ  
在リテハ設備  
工作機械二十  
臺以上ニシテ  
工作機械工業  
組合員トシテ  
地方長官ノ指  
定ヲ受ケタル  
モノ、鍛造用  
壓縮用ノモノ  
ニ在リテハ鍛  
壓用機械工業  
組合ノ組合員  
トシテ地方長  
官ノ指定ヲ受  
ケタルモノ

9、石油精製用機械器具製造業  
10、水壓鐵管水門又ハ鐵塔製造業  
11、化學工業用機械器具製造業

ロ、工具及刀具類(含ゲージ)  
イ、人造石油其ノ他液體燃料製造用  
機械  
ロ、アルミニウム製造用機械  
ハ、マグネシウム製造用機械  
ニ、硫安製造用機械  
ホ、バルブ製造用機械

日本機械製造  
工業組合聯合  
會所屬ノモノ  
ニ限ル

12、起重機製造業  
13、卷上機、聯送機及運搬機製造業  
14、氣體壓縮機製造業  
15、ポンプ製造業  
16、送風機製造業  
17、水壓機製造業

日本機械製造  
工業組合聯合  
會所屬ノモノ  
ニ限ル  
同右  
同右

18、車輛(含部分品及附屬品)製造業	イ、鐵道及軌道用車輛
19、計器又ハ測定器製造業	ロ、自動車(除小型自動車)
20、軸受製造業	イ、球又ハコロ軸受
21、弁及コック製造業	イ、索道又ハ鋼索
22、其ノ他ノ金屬製品製造業	ロ、釘類
1、ガラス及ガラス製品製造業	イ、光學ガラス
2、耐火煉瓦製造業	イ、醫藥
1、製藥業	イ、人造クリオリット
2、工業藥品製造業	ロ、アルミニウム製造用アルミナ
4、染料及中間物製造業	ハ、弗化アルミニウム
3、發火物製造業	ニ、カーバイド
	ホ、メタノール
	ヘ、ソーダ灰
	ト、苛性ソーダ
	イ、火藥
	ロ、爆藥
	ハ、導火索
	イ、染料中間物其ノ他コールドール分留物誘導體

5、塗料及顔料製造業	イ、塗料
6、ゴム製品製造業	イ、軟質ゴム製品
7、肥料製造業	イ、硫酸
8、工業鹽製造業	ロ、石灰窒素
9、炭素製品製造業	イ、電極
10、石油精製業	
11、人造石油製造業	
12、代用液體燃料製造業	
13、バルブ製造業	イ、人絹用バルブ
14、ピツチコックス製造業	ロ、製紙用バルブ
1、研磨材料及研磨用品製造業	
2、機械用ベルト製造業	
6、ゴム製品製造業	イ、軟質ゴム製品
	ア、タイヤ及其ノ附屬品(自動車用及航空機用ノモノニ限ル)
	イ、コンベヤ用ベルト
	ロ、防毒面
	イ、硫酸
	ロ、石灰窒素
	イ、電極
	イ、人絹用バルブ
	ロ、製紙用バルブ

(内) 其ノ他ノ工業

三、交通、通信其 ノ他公共事業	(一) 交通、通信事 業	(二) 其ノ他ノ公共 事業
イ、鐵道及軌道事業	ロ、航空事業	ハ、通信事業(含放送事業)
イ、水道、下水及瓦斯事業	ロ、新聞通信業	ハ、醫療機關
ニ、教育及研究機關	ホ、火葬場	

乙 類

(左ニ掲グルモノノ外通信大臣ニ於テ特ニ本類ニ屬セシムルモノアルベシ)

部	門	業	種	目	細	目	備考
一、鐵	業	(一) 探 鐵 業	1、雜	鐵 業	イ、硫 黃		
		(二) 土砂採取業	1、土 石	探 取 業	ロ、石 綿		
		(一) 紡織工業	1、生 絲	製 造 業	イ、石灰石		
			2、人 造 絹 絲	製 造 業			
			3、人 造 織 維	製 造 業			
			4、眞 綿 及 綿 織 製 造	業			
			5、紡 績 製 造	業	イ、絹 絲		

6、織 物 業	7、編 物、組 物 製 造 業
ロ、毛 絲	
ハ、綿 絲	
ニ、麻 絲	
ホ、玉 絲 及 屑 絲 其ノ他	
イ、人 造 絹 織 物(含 交 織 物)	
ロ、人 造 織 維 織 物(含 交 織 物)	
ハ、絹 織 物(含 交 織 物)	
ニ、毛 織 物(含 交 織 物)	
ホ、綿 織 物	
a、綿 布 其ノ他	
b、綿 手 拭(含 加 工)	
c、地 下 足 袋 用 布	
d、工 業 用 濾 布、帆 布 其ノ他 生 産 用 絲 布	
e、(麻 織 物(含 交 織 物))	
イ、メ リ ヤ ス、メ リ ヤ ス 製 品 及 眞 田	
a、メ リ ヤ ス、メ リ ヤ ス 製 品 及 眞 田	
b、軍 手(含 加 工)	
ロ、プ ラ ン ケ ッ ト タ オ ル	
ハ、綿 タ オ ル	

（一）金屬工業		（二）機械器具工業	
8、絲布加工工業	イ、銅	1、自動車専用ガス発生装置製造業	イ、建築用及家具用金物
1、非鐵金屬材料品製造業	ロ、黄銅	2、起重機製造業	ロ、鈕釦
	ハ、鉛		ハ、電球金具
	ニ、亜鉛		ニ、罐詰用罐
	ホ、ニッケル		
	ヘ、減摩合金	3、其ノ他ノ金屬製品製造業	
	ト、アルミニウム		
	イ、銑鐵鑄物		
	a、鑄鐵管		
	b、機械用鑄物		
	ロ、可鍛鐵鑄物		
	ハ、非鐵金屬鑄物		
	a、機械用モノ		

（三）窯業		（四）化學工業	
3、試験檢定及學術研究用器械製造業	イ、自轉車	1、工業藥品製造業	イ、壓縮ガス
4、醫療器械製造業		2、ガラス及ガラス製品製造業	a、酸素
5、測量及製圖機械器具製造業		3、セメント製造業	ロ、石炭酸
6、ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業		4、珪礬鐵器製造業	ハ、グリセリン
7、農林漁業機械器具製造業			
8、絶縁電線及電纜製造業			
9、車輛（合部分品及附屬品）製造業			
10、機械器具（輸出品）製造業			
1、陶磁器製造業			
2、染料及中間物製造業			
3、塗料及顔料製造業			

4、再生ゴム製造業	5、ウアルカナイズトファイバー製造業	6、合成樹脂製造業	7、寫真用フィルム乾板及感光紙製造業	8、肥料製造業	9、炭素製品製造業	10、皮革製造業	11、石鹼及化粧品製造業	12、植物油製造業	13、動物油製造業	14、樟腦製造業	15、木蠟製造業	16、加工油製造業	17、製紙業	18、玩具製造業	19、セルロイド及同製品製造業
a、カーボンブラツク b、酸化チタン				イ、鉄物質ノモノ a、過磷酸石灰 b、磷酸アンモン c、硫酸カリ	ロ、配合肥料及化成肥料 ハ、植物油粕 イ、電気カーボン ロ、活性炭素	イ、工業用皮革 イ、石鹼 ロ、化粧品									
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

1、致酔飲料製造業	2、製粉業(小麦粉ニ限ル)	3、澱粉製造業	4、製糖業	5、精製糖業	6、罐頭詰製造業	7、畜産品製造業	8、水産品製造業	9、製茶業	10、寒天製造業	11、卵製品製造業	1、刷毛及刷子製造業	2、製帽業	3、製帽用眞田製造業	4、除蟲菊製造業	5、マツチ製造業	6、石綿製品製造業
イ、麥酒																
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

三、輸出品製造業	(一) 農林業	1、脱穀業	
四、農林漁業	(一) 農林業	2、養蠶業	
	(二) 水産業	3、家畜飼料加工業	
五、官公署事業	(一) 倉庫業	1、水産漁網製造業	
六、其ノ他	(二) 食料品業	2、乾燥野菜製造業	
		3、精米及精麥業	
		4、其ノ他主食品製造加工業	
			イ、貿易倉庫 ロ、冷蔵倉庫

前掲以外ノモ

甲 第三種需用  
 (左ニ掲グルモノノ外逕信大臣ニ於テ特ニ本類ニ屬セシムルモノアルベシ)

部 門	業 種	種 目	細 目	備 考
一、工業	(一) 金屬工業	1、非鐵金屬製鍊業	イ、白金 ロ、銀	
		2、非鐵金屬材料品製造業	イ、青銅(合燐青銅)	

(二) 機械器具工業	1、原動機製造業	ロ、白銅 イ、ボルト、ナット及ワッシャー ロ、リベット ハ、金屬線 ニ、パネ ホ、金網 ヘ、鍍銀 ト、ドラム罐 チ、化學工業用白金 リ、亜鉛鍍鐵板 イ、蒸汽機關 ロ、内燃機關 ア、ガソリン機關 b、石油機關 c、重油機關 d、ガス機關 イ、無線電信電話機械器具(除家庭用ラヂオ用具) ロ、有線電信電話機械器具	
	2、無線及有線電信電話機械器具製造業		
	3、其ノ他ノ金屬製品製造業		
	3、窯業用機械器具製造業		
	4、化學工業用機械裝置製造業		
	5、食料品製造加工機械器具製造業		

		(二) 窯業 6、ポンプ水壓機及送風機製造業 7、照明用機械器具製造業 8、光學機械器具製造業 9、車輛(含部分品及附屬品製造業) 10、ガス器具製造業 11、水道器具製造業 12、金屬工作機械器具製造業 13、土木建築用機械器具製造業 14、度量衡器具製造業 1、陶磁器製造業 2、ガラス及ガラス製品製造業 3、セメント製造業 4、セメント製品製造業 5、製革業 1、藥品製造業 2、工業藥品製造業 3、製紙業 4、セロハン及セロハン製品製造業	
		(三) 化學工業 1、代用品タルモノ イ、生産用ノモノ ロ、代用品タルモノ イ、セメント柱 ロ、其ノ他代用品タルモノ イ、賣藥 イ、炭酸マグネシア及炭酸石灰 イ、印刷用紙 ロ、包装用紙	

二、營業用	(一) 圖書雜誌業	(二) 印刷及製本業	(三) 食品工業	(四) 其ノ他ノ工業	5、製革業	1、製水業	1、綿、麻製網繩及網製造業	2、防水布類製造業	3、衛生材料品製造業	4、金屬箔製造業
-------	-----------	------------	----------	------------	-------	-------	---------------	-----------	------------	----------

乙類

第一種、第二種、第三種甲類及第四種需用ヲ除ク其ノ他ノ需用

第四種需用

一 照明

- イ ネオンサイン 公共標識用ノモノヲ除ク
- ロ 電飾 屋内照明用ノモノヲ除ク
- ハ 廣告燈 看板燈ヲ除ク
- ニ 屋外用投光器 交通用及作業用ノモノヲ除ク
- ホ 庭園燈 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- ヘ 多燈式街路燈

二 電力及動力

四篇 電力調整



- イ 電氣風呂
- ロ 暖房用電熱器 醫療用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル
- ハ 調理用電熱器 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- ニ 家庭用電氣冷蔵庫 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- ホ 庭園用電動揚水ポンプ 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- ヘ エレベーター 傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノニシテ行程十米以上ノモノヲ除ク
- ト エスカレーター 貨物運搬用ノモノヲ除ク

○電力調整令第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ制限、禁止

又ハ命令ヲ爲ス場合ニ於ケル地域ノ指定ニ關スル件

昭和十五年一月 昭示第四百三十一號  
昭和十五年二月 告示第四百三號改正

電力調整令第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ制限、禁止又ハ命令ヲ爲ス場合ニ於テ地域ヲ指定スルトキハ別表ノ區分ニ依ル

(別表)

電力消費規正地域區分表

北海道地方東北部  
根室國。北見國。釧路國。十勝國。天鹽國。石狩國上川郡、空知郡、夕張郡、雨龍郡、樺戸郡、濱益郡、札幌郡(江別町)、石狩郡(新篠津村、當別村)

北海道地方西南部

日高國。膽振國。後志國。渡島國。石狩國(北海道地方東北部ニ屬スルモノヲ除ク)

東北部地方北部

青森縣。岩手縣。秋田縣。山形縣酒田市、鶴岡市、北村山郡、飽海郡、東田川郡、西田川郡、最上郡

東北部地方南部

宮城縣。福島縣。山形縣(東北部地方北部ニ屬スルモノヲ除ク)

關東地方

新潟縣。茨城縣。栃木縣。群馬縣。埼玉縣。千葉縣。東京府。神奈川縣。山梨縣。靜岡縣

中部地方

長野縣。岐阜縣。愛知縣。三重縣。富山縣。石川縣。福井縣

近畿地方

滋賀縣。京都府。大阪府。奈良縣。和歌山縣。兵庫縣

中國地方東部

岡山縣(中國地方中部ニ屬スルモノヲ除ク)。廣島縣深安郡(山野村)、比婆郡(東城町、帝釋村、八幡村、田森村、久代村)、神石郡(油木町、豐松村、古川村、高光村、永渡村、新坂村、小野村、阿下村、上村、小畠村、常光村、龜石村、仙養村)。鳥取縣(中國地方中部ニ屬スルモノヲ除ク)。香川縣小豆郡

中國地方中部

岡山縣小田郡(笠岡町、金浦町、陶山村、城見村、大井村、吉田村、神島内村、神島外村、北木島村、眞鍋島村)。廣島縣(中國地方東部及西部ニ屬スルモノヲ除ク)。鳥取縣米子市、日野郡、東伯郡、西伯郡、氣高郡(鹿野町、青谷町、瑞

穂村、寶木村、酒津村、正條村、勝谷村、逢坂村、小鷺河村、日置村、日置谷村、勝部村、中郷村。山口縣阿武郡(須佐町、徳佐村、嘉年村、田万崎村、地福村)。愛媛縣越智郡(弓削村、生名村、岩城村、東伯方村、西伯方村、大山村、宮窪村、津倉村、龜山村、渦浦村、瀬戸崎村、盛口村、宮浦村、鏡村、岡山村、關前村)。

中國地方西部  
廣島縣佐伯郡(玖波町、大竹町、小方村、木野村)。山口縣(中國地方中部ニ屬スルモノヲ除ク)。  
四國地方

香川縣(小豆郡ヲ除ク)。愛媛縣(中國地方中部ニ屬スルモノヲ除ク)。徳島縣。高知縣。  
九州地方東部

福岡縣(九州地方西部ニ屬スルモノヲ除ク)。熊本縣阿蘇郡(産山村、野尻村)。大分縣(九州地方西部ニ屬スルモノヲ除ク)。宮崎縣(九州地方西部ニ屬スルモノヲ除ク)。

九州地方西部

福岡縣福岡市、久留米市、大牟田市、遠賀郡(岡垣村)、宗像郡、糟屋郡(宇美町、須惠村ヲ除ク)、筑紫郡(日佐村、那珂村、岩戸村、安德村ヲ除ク)、早良郡、糸島郡、三井郡、朝倉郡、浮羽郡、八女郡、山門郡、三潯郡、三池郡。佐賀縣。長崎縣。熊本縣(九州地方東部ニ屬スルモノヲ除ク)。大分縣日田郡(大鶴村、夜明村、五和村)、直入郡(久佐町、岡本村、下竹田村、長湯村、阿蘇野村、都野村、白丹村ヲ除ク)、大野郡(小富士村、上緒方村、長谷川村)。宮崎縣都城、兒湯郡(西米良村)、西諸縣郡(飯野村、加久藤村、眞幸村)、北諸縣郡。鹿兒島縣。

○電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電燈用電力ノ消費ノ制限

ニ關スル件

昭和十五年二月  
告示第二百三十三號

電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電燈用電力ノ消費ノ制限ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

電力ハ左ニ掲グル限度ヲ超エテ電燈ノ用ニ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ逡信局長ニ於テ當該限度ヲ緩和シ若ハ解除シタル場合又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ保安上其ノ他緊急已ムヲ得ザル必要ニ因リ當該限度ヲ臨時變更若ハ解除シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 定額制ニ依ル電力ノ供給ヲ受クル場合

取附總ワット數又ハ取附總燭數

限 度

二百ワットヲ超エ四百ワット以下ノモノ又ハ六百六十ワットヲ超エ三百二十燭以下ノモノ

當該總ワット數又ハ總燭數ノ百分ノ九十(二百ワット又ハ六百六十燭未滿ト爲ルモノニ付テハ二百ワット又ハ百六十燭)

四百ワット又ハ三百二十燭ヲ超ユルモノ

當該總ワット數又ハ總燭數ノ百分ノ八十(三百六十ワット又ハ二百八十八燭未滿ト爲ルモノニ付テハ三百六十ワット又ハ二百八十八燭)

二 從量制ニ依ル電力ノ供給ヲ受クル場合

前年同月ノ使用電力量

限 度

十五キロワット時ヲ超エ三十キロワット時以下ノモノ

當該使用電力量ノ百分ノ九十(十五キロワット時未滿ト

ノ  
三十キロワット時ヲ超エ五十キロワット時以下ノモ  
ノ  
五十キロワット時ヲ超ユルモノ

爲ルモノニ付テハ十五キロワット時)  
當該使用電力量ノ百分ノ八十(二十七キロワット時未滿  
ト爲ルモノニ付テハ二十七キロワット時)  
當該使用電力量ノ百分ノ七十(四十キロワット時未滿ト  
爲ルモノニ付テハ四十キロワット時)

前項第一號ノ場合ニ於テワット制及燭制ヲ併用スルモノニ付テハ一燭ヲ一・二五ワットトシテ計算ス

第一項第二號ノ場合ニ於テ前年同月ノ使用電力量ナキモノ又ハ前年同月以後ニ於テ契約燈數若ハ契約容量ニ變更アリタルモノニ付テハ同種同程度ノ需用ノ使用電力量ヲ參酌ノ上電氣供給事業者ニ於テ指定シタル電力量ヲ以テ前年同月ノ使用電力量ト看做ス

本告示施行ノ月又ハ限度ニ變更アリタル月ニ於ケル使用電力量ノ算定ハ日割計算ニ依ル

### ○電力調整委員會官制

昭和十四年十月  
勅令第七百三十號

第一條 電力調整委員會ハ中央電力調整委員會及地方電力調整委員會トス

中央電力調整委員會ハ逓信大臣、地方電力調整委員會ハ電氣ニ關スル管轄權ヲ有スル逓信局長(以下單ニ逓信局長ト稱ス)ノ監督ニ屬ス

中央電力調整委員會ハ逓信大臣、地方電力調整委員會ハ逓信局長ノ諮問ニ應ジテ電力調整令ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ニ規定スル事項ニ付關係行政官廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央電力調整委員會ハ逓信省ニ之ヲ置ク

地方電力調整委員會ヲ置クベキ區域及其ノ名稱ハ別表ニ依ル

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央電力調整委員會ノ會長ハ逓信大臣、地方電力調整委員會ノ會長ハ逓信局長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央電力調整委員會及地方電力調整委員會ノ委員ハ各三十人以内トス

前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ中央電力調整委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ奏請ニ依

リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方電力調整委員會ニ在リテハ逓信大臣之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央電力調整委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ指名スル委員、地方電力調整委員會ニ在リテハ逓信局長

ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ中央電力調整委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方電力調整委員會ニ在リテハ逓信大

臣之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 委員會ニ書記ヲ置ク

書記ハ中央電力調整委員會ニ在リテハ逓信大臣、地方電力調整委員會ニ在リテハ逓信局長之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

地方電力調整委員會名稱及區域

名	稱	區	域
關東地方電力調整委員會		東京府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣	
中部地方電力調整委員會		愛知縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣	
近畿地方電力調整委員會		大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣	
中國地方電力調整委員會		廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣	
四國地方電力調整委員會		德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣	
九州地方電力調整委員會		熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	
東北地方電力調整委員會		宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣	
北海道地方電力調整委員會		北海道	

○電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力消費禁止及同令第四條

第一項ノ規定ニ依ル電力供給禁止ノ件

昭和十四年十二月廿七日第一八號  
電氣廳長官依命通牒、各地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監)宛

今般電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ消費ノ禁止及同令第四條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ供給ノ禁止ニ關シ別案ノ通告示セラルルコトト相成候處右ハ現下内外ノ時局ニ處シテ國家總動員目的の所要電力ノ確保ニ資センガ爲原則トシテ奢侈用ノ如キ不急不要ノ方面ニ於ケル電力ノ消費又ハ供給ヲ禁止セントスル趣旨ナルモ治安、交通、保健等公共ノ需要其ノ他之ニ準ズベキモノヲ保障スベキハ固ヨリ當然ニシテ此等告示ノ但書ハ斯ル要求ニ應ゼシムルガ爲ノ用意ニ基キタルモノニ有之此等告示ノ運用ニ當リテハ特ニ左記事項留意ノ上可然措置相成度

記

一、此等告示ノ趣旨ハ可及的速ニ之ヲ周知セシメ電力消費者ヲシテ國家總動員法違反ノ所爲ヲ爲サシメザル様相當ノ措置ヲ講ズルコト

二、此等告示各號ニ掲グルネオンサイン、電氣風呂等ノ意義及貴官ニ於テ除外又ハ認可シ得ル場合ノ例ニ付テハ別紙一及ニ參看ノコト

三、此等告示但書ニ依リ除外スベキモノヲ定メントスルトキハ豫メ逓信大臣ニ稟伺スルコト

四、此等告示ノ運用ニ關シ内規類ヲ定メタルトキハ逓信大臣ニ報告シ且逓信局長ニ通知スルコト

五、此等告示但書ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ一月分ヲ取纏メ其ノ概要ヲ逓信大臣ニ報告シ且逓信局長ニ通知スルコト

(別紙 一)

一、ネオンサイン(公共標識用ノモノヲ除ク)

(一) ネオンサイントハネオン其ノ他不活潑性ノガスヲ封入シタル放電管燈ニ依ル電氣サインヲ謂フ

(二) 公共標識用トハ左ノ如キモノヲ謂フ

(1) 航路標識又ハ航空路若ハ飛行場ヲ標示スルモノ

(2) 汽車、汽船等ノ乗場ニ於ケル旅客案内用ノモノ

(3) 地下鐵道入口ヲ標示スルモノ

(4) 消火栓、火災報知機ノ所在ヲ標示スルモノ

二 電飾(屋内照明用ノモノヲ除ク)

(一) 電飾トハ裝飾ノ目的ヲ以テ多數ノ電燈ヲ羅列シテ施設スルモノヲ謂フ

(二) 地方長官ニ於テ除外又ハ認可シ得ルモノ

例 國民精神作興等ノ爲行ハルル催物ニ於テ臨時的ニ施設スルモノ

三 廣告燈(看板燈ヲ除ク)

(一) 廣告燈トハ廣告物體ノ表示又ハ照明ノ爲ニ使用スル電燈ヲ謂フ

(二) 看板燈トハ自己ノ營業所又ハ事務所ノ内部又ハ外部ニ自己ノ店名、取扱品等ヲ表示スル看板ニ使用スル電燈ヲ謂フ

(三) 地方長官ニ於テ除外又ハ認可シ得ルモノ

例 停留所ノ標示燈ニシテ廣告ヲ兼ヌルモノ

地下鐵道ノ照明燈ニシテ廣告ヲ兼ヌルモノ

四 屋外用投光器(交通用及作業用ノモノヲ除ク)

(一) 屋外用投光器トハ建造物、廣告塔等ニ投光スル爲使用スル反射器附ノ高燭電燈ヲ謂ヒ宣傳又ハ廣告ノ目的ニ使用スル探照燈ヲ含ム

(二) 交通用トハ港灣、操場車、道路、軌道等ノ照明ニ使用スルモノ、作業用トハ屋外作業ノ爲照明ニ使用スルモノヲ謂フ

(三) 地方長官ニ於テ除外又ハ認可シ得ルモノ

例 夜間屋外ニ於ケル運動又ハ競技ノ爲臨時ニ必要ナルモノ

五 庭園燈(公園ニ施設スルモノヲ除ク)

(一) 庭園燈トハ専ラ庭園ノ照明ニ使用スルモノヲ謂フ

(二) 神社、佛閣ノ境内ニ施設スル燈籠ノ類ハ公園ニ施設スルモノト看做ス

(三) 地方長官ニ於テ除外又ハ認可シ得ルモノ

例 庭園ニ施設スルモ普通ノ外燈ノ用ヲ爲シ治安上必要ナルモノ

六 多燈式街路燈

(一) 燈柱一基ニ三燈以上ノ電燈ヲ點ズルモノヲ謂フ

(二) 多燈式燈柱一基ニ付一燈又ハ二燈ノミヲ點火シ他ヲ消燈スル場合ハ使用支ナシ

(別紙 一一)

一 電氣風呂

(一) 電氣風呂トハ之ニ取附ケタル電熱器又ハ投込電氣湯沸器ヲ以テ水ヲ加熱スル裝置ヲ有スル風呂ヲ謂フ

二 暖房用電熱器(醫療用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル)

(一) 電氣ストーブ、電氣火鉢ノ類ヲ謂フ

(二) 醫療用トハ醫療上特ニ必要アル場合ニ於テ加療中使用スルモノノ如キヲ謂フ

三 調理用電熱器(新設又ハ増設スルモノニ限ル)

- (一) 炊事、湯沸等ニ使用スル電氣七輪、電氣湯沸、電氣レンジ等ヲ謂フ
- 四 家庭用電氣冷蔵庫(新設又ハ増設スルモノニ限ル)
- (一) 家庭ニ於テ使用スル電氣冷蔵庫ヲ謂フ
- 五 庭園用電動揚水ポンプ(公園ニ施設スルモノヲ除ク)
- (一) 庭園用電動揚水ポンプトハ庭園ニ於ケル池、噴水、瀑布、流水等ノ施設ニ使用セラルル揚水ポンプニシテ電動力ヲ以テスルモノヲ謂フ
- (二) 飲料水、消火用水其ノ他雑用水ノ揚水ト兼用スルモノニ在リテハ(一)ニ對スル配水ヲ中止スレバ使用差支ナキモノトス
- 六 エレベーター(傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノ竝ニ行程十米以上ノモノヲ除ク)
- 七 エスカレーター(貨物運搬用ノモノヲ除ク)
- (一) 地方長官ニ於テ認可シ得ルモノ
- 例 停車場ニ於テ交通量調整ノ爲特ニ必要ト認ムルモノ

### ○同伴

昭和十四年十二月總第七一八號  
電氣廳長官依命通牒、各通信局長宛

今般電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ消費ノ禁止及同令第四條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ供給ノ禁止ニ關シ別案ノ通告示セラルルコトト相成候處殊ニ電力ノ消費ノ禁止ハ消費者ノミノ取締ニテハ其ノ實效ヲ期シ難ク電氣供給事業者ニ於テ進ンデ電力ノ供給ヲ停止シ又ハ閉閉器ノ封印ヲ爲ス等積極的ニ指導協力ヲ爲シ消費者ヲシテ國家總動員法違反ノ如キ所爲ヲ爲サシメザル様尙電力ノ供給ノ禁止ニ關シテモ之ヲ完カラシムル爲適當ナル措置ヲ講ズベキ様貴管下電氣供給事業者ニ對シ可然示達相成度

追而地方長官ニ對シテハ別紙寫ノ通依命通牒致置候條了知相成度

### ○電力調整令ニ定ムル遞信大臣ノ職權委任ニ關スル件

昭和十四年十二月總第七一九號  
電氣廳長官依命通牒、各地方長官(東京府ニ在リテ監ハ警視總)宛

今般別紙告示案ニ依リ電力調整令ニ定ムル遞信大臣ノ職權ノ一部貴官ニ委任セラルルコトト相成候處右ハ電力調整ノ圓滑無礙ナル實施ヲ期スルガ爲ニハ地方官廳ノ協力及各地方ノ特殊事情ヲ參酌シタル緊急應變ノ措置ニ俟ツ所大ナルモノアルニ基キタルモノニシテ電力ノ調整ハ普ニ國民一般ノ生活ニ止マラズ社會經濟各般ニ及ボス影響頗ル大ナルモノアルヲ以テ之ガ運用ニ當リテハ嚴ニ失セズ緩ニ流レズ國家總動員目的ノ完遂ニ遺憾ナカラシム様左記事項特ニ留意ノ上可然措置相成度

追テ本件ノ外電力調整令ノ施行ニ關シテモ可然配意相煩度尙參考迄ニ電力調整關係法規竝ニ電力調整令及同施行規則ノ要旨添附候

#### 記

- 一、本告示第二號ハ應急電力ノ消費ヲ爲シ又ハ其ノ供給ヲ受クルニ非ザレバ治安、衛生又ハ地方經濟上重大ナル支障ヲ來ス虞アルガ如キ緊急已ムヲ得ザル必要アル場合ニ於ケル應急的措置ニシテ之ガ運用ニ當リテハ慎重ヲ期スベキコト
- 二、本告示第二號ノ措置ヲ爲スニ當リテハ臨時變更又ハ解除ノ要否ニ付充分審査ヲ爲スト共ニ事前ニ可及的遞信局長ト打合ヲ爲シ事後遲滯ナク左記事項ヲ遞信大臣ニ報告シ且遞信局長ニ通知スルコト
- (一) 變更又ハ解除ヲ受ケタル者及其ノ受給ノ相手方ノ氏名又ハ名稱及住所
- (二) 變更又ハ解除ヲ爲シタル電力及電力量竝ニ變更又ハ解除ノ期間

(三) 變更又ハ解除ヲ爲シタル事由  
(四) 其ノ他必要ト認ムル事項

三、本告示第三號ノ命令ハ電力調整令第三條第一項ノ趣旨ニ鑑ミ告示ヲ以テシ事後遲滞ナク逓信大臣ニ報告スルコト  
四、本告示第四號ノ「其ノ他電力調整令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタルモノ」トハ電力ノ消費ノ禁止及電力ノ供給ノ禁止ニ關スル告示但書ニ依リ除外又ハ認可ノ權限ヲ付與シタルモノノ如キヲ謂フモノトス

### ○同件

昭和十四年十二月總第七一九號  
電氣廳長官依命通牒、各逓信局長宛

右ニ關シ別紙寫ノ通地方長官ニ對シ依命通牒致置候條了知相成度  
追而右依命通牒左記第二號ニ依リ地方長官ヨリ打合アリタルトキハ當該措置ノ當否ニ付考究ノ上機ヲ失セズ之ニ應ズル様措置相成度

### ○電力調整令ニ依ル消費規正實施ニ關スル件

昭和十五年二月一號第一〇號電氣  
廳長官依命通牒、各逓信局長宛

今般告示第二三二號及第二三三號ヲ以テ電力調整令ニ基キ電力消費規正實施ノコトト相成候處本消費規正ノ實施ハ時局柄産業上及國民生活上影響スルトコロ廣汎且微妙ナルモノ有之ノミナラズ電氣ノ特質上一般物資ノ消費規正ト甚シク異ルモノアルニヨリ特ニ之ガ周知ノ徹底ヲ期シ國民一般ノ協力ヲ求ムルト共ニ其ノ運用ニ當リテハ關係各方面ト密接ナル連絡ヲトリ左記事項留意ノ上遺漏ナキ様配意相成度

追而地方長官ニ對シテハ別紙寫ノ逓依命通牒致置候條了知相成度

甲、告示第二三二號關係

#### 第一、一般的事項

一、昭和十四年告示第三八一〇號ニ依リ曩ニ電力消費規正ニ關スル需用ヲ區分シタルモノ今回ハ特ニ第一種需用、第二種需用中重點ヲ置クベキモノ及其ノ他ニ三分類シ夫々制限率ヲ定メラレタルコト

二、第一種需用ハ軍用(軍工廠及軍事施設)並逓信大臣ノ指定スルモノニシテ、後者ニ付テハ時局下電力供給ヲ確保スベキ工場又ハ事業場ヲ指定スルモノナルコト、尙第二種需用中重點ヲ置クベキモノトシテ計畫産業ノ如キ特ニ重要ナル需用ノミヲ嚴選シ、其ノ他ノ第二種需用ハ第三種需用同様ノ制限率ニ依リタルハ現下電力供給ノ趨勢ニ鑑ミタルモノナルコト

三、國ノ事業ニ就テハ直接電力調整令ノ適用ナキモ電力供給ノ現狀ニ鑑ミ電力消費規正ノ趣旨ニ則リ、特別ノ事由ナキ限り一般需用ト同一ノ制限ニ依ラシムル様措置スルコト

#### 第二、各種需用ニ對スル取扱方

一、第一種需用トシテ指定スベキ工場又ハ事業場ハ總動員機密保持上別ニ之ヲ告示スルコトナク別表ノ通選定シタルヲ以テ之ガ取扱ニ付テハ嚴ニ注意ノコト

二、第一種需用ニ對シテハ別紙ノ限度迄其ノ制限ヲ緩和シ電力ノ供給ヲ確保スル様努ムルト共ニ關係地方廳ニ連絡シ行違ヒナキヲ期スルコト

三、第一種需用ニシテ別紙限度ニ依ルトキハ重大ナル支障ヲ來ス虞アルモノニ付テハ更ニ其ノ限度ヲ緩和シ圓滑ナル運用ヲ期スルコト

四、第一種需用ニ指定セラルベキ輸出品製造業ニ付テハ當該工場ニ付目下關係省ト折衝中ニテ之ガ調査決定次第追報スベキコト

五、軍需品製造業又ハ輸出品製造業ノ内特ニ嚴選シタル工場又ハ事業場ニ付テハ第二種需用中重點ヲ置キタルモノニ準ジタル取扱ヲ爲ス豫定ナルモ當該工場等ニ付テハ別途通牒スベキコト

六、通信、交通、上下水道其ノ他公益需用ニシテ告示別表ノ限度ニ依リ制限セラルトキハ其ノ運行ニ重大ナル支障ヲ來ス虞アルモノニ付テハ最少必要限度ニ於テ其ノ制限率ヲ緩和シ支ヘナキコト

七、地理的又ハ技術的事情ニ依リ送電連絡上孤立セル區域ニ付テハ當該區域ノ電力需給狀況ニ照シ制限ノ緩和又ハ解除ヲナシ得ルコト

八、電力ヲ緊急確保スル必要アルトキハ電力調整令第四條第一項ニ基ク供給命令ヲ爲シ得ルコト

前項以外ノ場合ニ於テ供給命令ヲ爲ス必要アルトキハ遲滞ナク當廳ニ報告シ指示ヲ受クルコト

九、關東、中部、近畿地方及中國地方東部ニ於テハ平均制限率大ナル爲後日制限率ノ緩和セラル、迄ハ原則トシテ各種需用ノ制限率ヲ均一ナラシメタルモノナルニ付當廳ヨリ特ニ指示スルモノヲ除キ交通、通信、瓦斯、上下水道、放送、新聞事業其ノ他公安保持上必要缺クベカラザルモノニ限り必要最少限度ニ於テ其ノ制限率ヲ緩和シ得ルコト

但シ第七號及第十號ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

十、小口電力ニ對シテハ地方ノ實情ニ即シ其ノ制限率ヲ緩和シ得ルコト

十一、逓信局長限リ當該需用ノ電力使用限度ヲ緩和シ若ハ解除シタルトキ又ハ緩和若ハ解除ヲ取消シタルトキハ直ニ當廳ニ報告スルコト

第三、制限率

一、同一工場中制限率ノ異ナル需用アルトキハ當該需用ニ屬スル使用電力其ノ他ヲ考慮シ別ニ相當制限率ヲ定メ運用スルコト

二、限度ノ基準ハ電力及電力量ナルモ當該需用ノ特殊性ニ鑑ミ必要アルモノニ付テハ電力又ハ電力量ノミヲ所定ノ制限率ニ依ラシムル様措置シ得ルコト

三、小口電力等ニシテ定額制ノモノニ付テハ休日制又ハ時間休電制等ニヨリ制限ノ實ヲ舉ゲシムルコト尙從量制ノモノニ付テモ必要ニヨリ同様ノ措置ヲ講ジ得ルコト

四、告示但書第三號ノ「他ヨリノ受電ニ依ラザル電力ヲ消費スルモノ」トハ發電設備ヲ有スル自家用電氣工作物施設者

(共同ニ施設スルモノヲ含ム)ヲ指稱シ、自己ノ發電スル電力ノ消費ニ付テハ告示別表限度ノ制限ニ依ルヲ要セザルモ、他ヨリ受電スル部分ニ付テハ告示別表ノ制限ニ依ルモノナルコト

第四、其ノ他

一、備考ノ「法令ニ依リ認容セラレタル契約最大電力」トハ電氣關係法規ニ定メラレタル手續ヲ經タルモノヲ指稱スルモノナルコト

二、備考ニ於テ「特別ノ事情アルモノ」トハ受電々力ノ増減アリタル爲又ハ特殊事由ニヨリ當該期間ニ於ケル使用電力量僅少ナリシ爲等ニ因リ基準電力量ニ依ルヲ適當トセザルモノヲ指稱スルモノナルコト

三、告示ノ制限ヲ免ル、目的ヲ以テ契約電力ヲ増加スル如キコトナキ様嚴ニ注意スルコト

四、消費規正ノ實施ニ當リテハ可及的之ガ周知ノ徹底ヲ圖リ之ガ違反ナキヲ期スルト共ニ、之ニ違反シタル場合ニ於テモ輕微ニシテ且故意ニ出デザルモノニ付テハ戒告ニ止メ、惡質違反ノモノニ對シテハ供給停止又ハ告發スルコト

但シ重大ナルモノニ付テハ當廳ト密接ナル連絡ヲ保ツベキコト

五、電力消費規正實施ニ因リ電氣供給事業者ノ受給電力ニ過不足ヲ生ズルコトアルベキニ依リ至急之ガ調査ノ上當廳ニ報告スルコト

六、當該需用ノ限度ヲ緩和シ若ハ解除シタルトキ又ハ緩和若ハ解除ヲ取消シタルトキハ直ニ關係地方廳及電氣供給事業者ニ通知スルコト

七、逓信局長ニ於テ告示ノ實施上特ニ電力調整令第三條ノ命令ヲ必要ト認ムルトキハ當廳ノ指示ヲ求ムルコト

八、電氣事業者ヲシテ其ノ供給區域内ニ於ケル電力消費者ニ對シ告示ニ依ル電力使用ノ限度ヲ通知シ之ガ徹底ヲ圖ル



様措置セシムルコト

乙、告示第二三三號關係

- 一、告示ノ限度ハ國民生活ニ過度ノ壓迫ヲ加ヘザル範圍ニ於テ電燈用電力ヲ節約セシムル趣旨ニ出デタルモノナルコト
- 二、限度ノ基準トナルベキ使用電力量又ハ取附總ワット數若ハ取附總燭數ハ一契約毎ニ計算スルコト但シ制限ヲ免ルル爲ニ契約ヲ分割スル如キコトナキ様嚴ニ注意スルコト
- 三、街路燈ニ關シテモ告示ノ適用アルコト
- 四、從量制ニ於テ電燈ト同一計量器ニ依リ供給ヲ受クル小型電氣機器ノ使用電力ハ電燈用電力ト看做シ取扱フコト
- 五、告示第三項ノ「同種同程度」トハ職業、同居人ノ數、施設場所ノ廣狹等ニ於テ類似同等ノモノナルコト
- 六、送電連絡上孤立セル區域ニ付テハ當該區域ノ電力供給狀況ニ照シ制限ノ緩和又ハ解除ヲナシ得ルコト
- 七、制限ノ緩和又ハ解除ヲナス場合ニ於テハ電氣供給事業者ヲ通ジ又ハ直接其ノ旨ヲ需用家ニ通告スルコト
- 八、新設又ハ増設ハ原則トシテ家屋ノ新築又ハ増築ニ伴フモノニ限り、増燭ハ原則トシテ認メザルコト尙告示制限ヲ免レントスル増設又ハ増燭ハ特ニ注意スルコト
- 九、定額制ニシテ夜間供給ノモノニ付テハ支障ナキ限リ點燈時間ノ短縮ヲ圖ルコト
- 十、旅館、飲食店、興行場、商店等多數點燈ノ需用家ニ對シテハ特ニ制限ヲ嚴守セシメ其ノ實效ヲ期スル様措置スルト共ニ當該地域ノ電力供給狀況ニ照シ必要アル場合ニ於テハ告示限度ノ外ニ更ニ自肅的措置ニ依リ極力節減セシムル様努ムルコト
- 十一、電氣事業者ヲシテ其ノ供給區域ニ於ケル各需用家ニ對シ使用シ得ベキ電力量又ハ取附總ワット數若ハ取附總燭數ヲ通知シ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ラシムルト共ニ有效適切ナル措置ヲナサシムルコト
- 十二、告示ニ依リ制限セラレザル需用家ニ對シテモ極力自肅的節減ニ努メシムル様前號ニ準ジ措置セシムルコト
- 十三、告示但書ニ依リ當該限度ヲ緩和シ又ハ解除シタルトキハ直ニ關係地方廳及電氣供給事業者ニ通知スルコト

(別紙)  
 十三、告示但書ニ依リ當該限度ヲ緩和シ又ハ解除シタルトキハ直ニ關係地方廳及電氣供給事業者ニ通知スルコト

第一種需用ニ付テハ左ノ限度迄其ノ制限ヲ緩和スルモノトス

東 北 南 部	關	東	中	部	近	畿	中 國 東 部	中 國 中 部 及 西 部	四	國
100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							九五%			八〇%

○同 件

昭和十五年二月一號第一一號  
 電氣廳長官依命通牒、各地方長官宛

電力ノ消費規正ハ從來各地域ノ實情ニ基キ主トシテ國民ノ自主的節約ニ依リタルトコロ近時異常渇水ト石炭不足ト起因セル電力供給ノ現狀ト國家總動員目的達成ノ要請トニ鑑ミ今般通信省告示第二三二號及第二三三號ヲ以テ電力調整令ニ基キ全國的ニ電力ノ消費規正ヲ實施ノコトト相成候處之ガ實施ハ社會經濟上及國民生活上影響スルところ頗ル甚大ナルノミナラズ電氣ノ特質上一般物資ノ消費規正ト著シク趣ヲ異ニスルモノアリ特ニ國民全般ノ眞摯ナル協力ヲ要スルヲ以テ之ガ趣旨ヲ徹底セシメ電力ノ消費者ヲシテ國家總動員法違反ノ如キ所爲ヲ爲サシメズ國家總動員目的完遂ニ遺憾ナカラシムル様指導方格段ノ配意ノ上電燈用電力ノ消費規正ニ付テハ特ニ左記事項留意相成度

追而右告示第二三二號但書第二號及同第二三三號但書ハ昭和十四年十二月通信省告示第三六八七號第二號ト同一趣旨ニ出ヅルモノニ付之ガ措置ニ當リテハ昭和十四年十二月十五日總第七一九號依命通牒ニ依リ運用相成度尙通信局長ニ對シテハ別紙寫ノ通依命通牒致置候條了知相成度

記

- 一、告示ノ限度ハ國民生活ニ過度ノ壓迫ヲ加ヘザル範圍ニ於テ電燈用電力ヲ節約セシムル趣旨ニ出デタルモノナルコト
- 二、限度ノ基準トナルベキ使用電力量又ハ取附總ワット數若ハ取附總燭數ハ一契約毎ニ計算スルコト但シ制限ヲ免ルル爲ニ契約ヲ分割スル如キコトナキ様嚴ニ注意スルコト
- 三、街路燈ニ關シテモ告示ノ適用アルコト
- 四、從量制ニ於テ電燈ト同一計量器ニ依リ供給ヲ受クル小型電氣機器ノ使用電力ハ電燈用電力ト看做シ取扱フコト
- 五、工場作業用、夜學校用等ニシテ勞務上若ハ保健衛生上著シク支障アル場合、街路燈等ニシテ交通安全上甚シク支障アル場合又ハ休業其ノ他ノ事由ニヨリ前年同月ノ使用電力量著シク僅少ナル場合等ニ於テハ告示但書ニ依リ其ノ制限ノ緩和又ハ解除ヲ爲シ得ルコト
- 六、制限ノ緩和又ハ解除ヲナス場合ニ於テハ電氣供給事業者ヲ通ジ又ハ直接其ノ旨ヲ需用家ニ通知スルコト尙直接需用家ニ通知シタルトキハ遲滯ナク電氣供給事業者ニ連絡スルコト
- 七、告示第三項ノ「同種同程度」トハ類似ノ職業、同居人ノ數、施設場所ノ廣狹等ニ於テ類似同等ノモノナルコト
- 八、新設又ハ増設ハ原則トシテ家屋ノ新築又ハ増築ニ伴フモノニ限り、増燭ハ原則トシテ認メザルコト尙告示制限ヲ免レントスル増設又ハ増燭ハ特ニ注意スルコト
- 九、定額制ニシテ夜間供給ノモノニ付テハ支障ナキ限り點燈時間ノ短縮ヲ圖ルコト
- 十、旅館、飲食店、興行場、商店等多數點燈ノ需用家ニ對シテハ特ニ制限ヲ嚴守セシメ其ノ實效ヲ期スル様措置スルト共ニ當該地域ノ電力需給狀況ニ照シ必要アル場合ニ於テハ告示限度ノ外ニ更ニ自肅的措置ニ依リ極力節減セシムル様努力スルコト
- 十一、告示ニ依リ制限セラレザル需用家ニ對シテモ極力自肅的節減ニ努メシムル様指導スルコト

東北振興電力株式會社

記

- 一、告示ノ限度ハ國民生活ニ過度ノ壓迫ヲ加ヘザル範圍ニ於テ電燈用電力ヲ節約セシムル趣旨ニ出デタルモノナルコト
- 二、限度ノ基準トナルベキ使用電力量又ハ取附總ワット數若ハ取附總燭數ハ一契約毎ニ計算スルコト但シ制限ヲ免ルル爲ニ契約ヲ分割スル如キコトナキ様嚴ニ注意スルコト
- 三、街路燈ニ關シテモ告示ノ適用アルコト
- 四、從量制ニ於テ電燈ト同一計量器ニ依リ供給ヲ受クル小型電氣機器ノ使用電力ハ電燈用電力ト看做シ取扱フコト
- 五、工場作業用、夜學校用等ニシテ勞務上若ハ保健衛生上著シク支障アル場合、街路燈等ニシテ交通治安上甚シク支障アル場合又ハ休業其ノ他ノ事由ニヨリ前年同月ノ使用電力量著シク減少ナル場合等ニ於テハ告示但書ニ依リ其ノ制限ノ緩和又ハ解除ヲ爲シ得ルコト
- 六、制限ノ緩和又ハ解除ヲナス場合ニ於テハ電氣供給事業者ヲ通ジ又ハ直接其ノ旨ヲ需用家ニ通知スルコト尙直接需用家ニ通知シタルトキハ遲滞ナク電氣供給事業者ニ連絡スルコト
- 七、告示第三項ノ「同種同程度」トハ類似ノ職業、同居人ノ數、施設場所ノ廣狹等ニ於テ類似同等ノモノナルコト
- 八、新設又ハ増設ハ原則トシテ家屋ノ新築又ハ増築ニ伴フモノニ限り、増燭ハ原則トシテ認メザルコト尙告示制限ヲ免レントスル増設又ハ増燭ハ特ニ注意スルコト
- 九、定額制ニシテ夜間供給ノモノニ付テハ支障ナキ限り點燈時間ノ短縮ヲ圖ルコト
- 十、旅館、飲食店、興行場、商店等多數點燈ノ需用家ニ對シテハ特ニ制限ヲ嚴守セシメ其ノ實效ヲ期スル様措置スルト共ニ當該地域ノ電力需給狀況ニ照シ必要アル場合ニ於テハ告示限度ノ外ニ更ニ自肅的措置ニ依リ極力節減セシムル様努ムルコト
- 十一、告示ニ依リ制限セラレザル需用家ニ對シテモ極力自肅的節減ニ努メシムル様指導スルコト

東北振興電力株式會社

## 第五篇 東北振興電力株式會社

### ◎東北振興電力株式會社法

昭和十一年五月  
法律第十六號

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス  
東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資  
スルコトヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得  
第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ  
執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有  
スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監査ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社債ヲ募集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 政府ハ東北振興電力株式會社監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第十六條 東北振興電力株式會社監理官ハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

トヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若

ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 東北振興電力株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄

ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達

セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合、各營業年度

ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ

先ヅ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキ

ノ年百分ノ六ヲ超エ、百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ金額ヲ配當準備

ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト

看做ス

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以

上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條 東北振興電力株式會社ノ社長、副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ

處ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第二十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株式會社社長ニ引渡スベシ

發電水力使用

發電水力使用

五篇 東北振興電力株式會社關係

九八二

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第二十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株式會社社長ニ引渡スベシ

## 第六篇 發電水力

### 第一類 發電水力使用

#### ◎發電水力使用ニ關スル件

明治四十二年八月  
訓令第一號

北海道  
府縣

發電ノ原動力ニ供スル水力發生ノ爲出願セル水ノ使用ヲ許可セントスルトキハ水力百馬力未滿ノモノヲ除外電氣起業ノ目的並水力ニ關スル設計ノ大要及圖面ヲ具シ豫メ本大臣ニ稟伺スヘシ  
使用權ノ讓渡其ノ他事業ニ著シキ變更ヲ許可セントスルトキ亦同シ

#### ○通牒類

#### ○發電水力ニ關スル訓令ニ依ル稟伺其ノ他ノ手續ニ關スル件

昭和十一年七月業第二五五〇號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛(寫ヲ各通信局長送付)

明治四十二年八月通信省訓令第一號ニ關スル稟伺其ノ他ノ手續左ノ通改正相成候條爾今右ニ準據シ處理相成度  
追テ明治四十二年十月二十一日附電監甲第一三四一號、大正四年九月十五日附電技第一八〇七號、大正六年十一月七日附電監甲一第五八三八號、大正八年六月十九日附電監第二九二二號及大正九年八月二十四日附電監第四三四八號依命通牒ハ廢止ノ義ト了知相成度

第一條 水力使用許可ノ稟伺ニハ左記事項ヲ具備シタル書類、圖面及命令書案ヲ添附シ起業ノ確否等取調ノ上意見ヲ詳具



セラルベシ

第一、起業ノ概要

- (一) 起業者ノ住所、職業及氏名(法人ニ在リテハ商號又ハ名稱及主タル事務所ノ設置地)
- (二) 起業ノ目的
- (三) 工事資金ノ總額及其ノ出資方法
- (四) 水力使用期間

第二、工事計畫ノ概要

- (一) 取水河川又ハ湖沼名並ニ取水口、放水口ノ位置
  - (イ) 取水河川 何川水系何川支(派)何川  
取水湖沼 何湖(沼)
  - (ロ) 取水口 何縣何郡何町村大字何字何
  - (ハ) 放水口 何縣何郡何町村大字何字何
- (二) 貯水池又ハ調整池
  - (イ) 位 置 何縣何郡何町村大字何字何
  - (ロ) 全容量及有效容量(立方米ヲ單位トス)
  - (ハ) 利用水深(米ヲ單位トス)
  - (ニ) 湛水面積(平方米ヲ單位トス)
  - (ホ) 使用方法
- (三) 使用水量(毎秒立方米ヲ單位トス)

- (イ) 最大使用水量(發電ニ使用スル最大水量ヲ記載シ、河川ヨリノ取水量ヲ附記スルコト)
- (ロ) 常時使用水量(一年ヲ通ジ連續使用シ得ル水量ヲ記載スルコト)
- (ハ) 有效落差(米ヲ單位トシ總落差及損失落差ヲ記載シ、計算書ヲ添付スルコト)
- (ニ) 理論水力(キロワットヲ單位トシ 理論水力=使用水量×有效落差×98ノ算式ニ依リ計算スルコト)
- (イ) 最大理論水力(最大使用水量ニ對スルモノヲ記載スルコト)
- (ロ) 常時理論水力(常時使用水量ニ對スルモノヲ記載スルコト)
- (ハ) 使用河川ノ状態
  - 取水口ノ上流ヨリ放水口ノ下流ニ至ル迄本起業ガ影響スル範圍ニ於テ河川ノ状態及勾配ヲ記載スルコト
- (ニ) 工事方法
  - (イ) 取水口ヨリ放水口ニ至ル迄ノ水路互長(米ヲ單位トス)
  - (ロ) 堰堤、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水壓管路、放水路等ノ構造ノ大要、位置並ニ位置選定ノ理由
  - (ハ) 掘鑿土砂ノ數量及處理方法、切取盛土法面ノ保護及山地崩壊防止ノ方法
  - (ニ) 高堰堤(基礎地盤ヨリ堤頂迄ノ高サ十五米以上ノモノヲ謂フ以下之ニ同シ)ノ型式、型式選定ノ理由、基礎地盤ノ地質、基礎面ヨリノ高サ、堰堤ノ長サ、堤體積、水門其ノ他ノ附屬設備及其ノ操作
  - (ロ) 水路一覽圖(陸地測量部出版縮尺五萬分ノ一地形圖又ハ之ト同等ノ圖面ニ堰堤、取水口、水路、水槽、發電所、放水口等ノ位置ヲ記載スルコト、附近ニ於テ灌漑其ノ他既許可ノ水利事業アルトキハ其ノ位置及事業者名ヲ記入スルコト、貯水池又ハ調整池ヲ設クルモノニ在リテハ特ニ其ノ位置ヲ記載スルコト、取水口ニ於ケル流域面積ヲ示ス爲流域境界線ヲ記入スルコト)
  - (ハ) 水路豫測平面圖(縮尺一萬分ノ一以上トシ地形ノ概要ヲ表シ地名ヲ詳記シ堰堤、取水口、隧道、開渠、水槽、發電所)

- (三) 電所、放水口其ノ他ノ主要工作物並ニ道路、橋梁其ノ他ノ既設工作物ノ位置等ヲ記入スルコト)
- 水路豫測縦断面圖(縮尺横六分ノ一以上、縦二分ノ一以上トシ堰堤、取水口、隧道、閉渠、水槽、發電所、放水口其ノ他主要工作物ノ位置並ニ取水口及發電所附近ニ於ケル最高水位、平水位、最低水位ヲ記入スルコト、高低ノ基準ハ成ルベク陸地測量部ノ水準標ニ據ルコト)

第三、使用水量ノ決定

- (一) 流域面積(平方杆ヲ單位トス)
- (二) 流域内ニ於ケル森林ノ状態(裸地、耕地、林野ノ面積歩合等ヲ記載スルコト)
- (三) 降水量(附近觀測所ノ調査ニ係ル雨量表ニシテ成ルベク五年以上ニ互ルモノヲ記載スルコト)
- (四) 取水口附近ニ於ケル流量ノ測定(測定ハ成ルベク渴水時ニ於テ數回之ヲ行フコト、測定日、方法、計算ヲ記載スルコト)
- (五) 測定箇所ノ横断面圖ヲ添附スルコト(縮尺ハ適宜トシ最高水位、平水位、渴水位ヲ記入スルコト)
- (六) 使用水量決定ノ理由

最大使用水量及常時使用水量決定ノ理由ヲ説明スルコト(河川ノ流量特ニ渴水量査定ノ根據、灌溉、流木、魚族棲息湖上其ノ他ノ爲放流スベキ水量、貯水池又ハ調整池ノ使用方法、豫想負荷等ヲ記載スルコト)

第四、利水其ノ他公益事業等トノ關係

- (一) 既許可ノ水力使用ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
- (二) 灌溉、舟筏ノ通航、流木、漁業等ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
- (三) 名勝舊蹟ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要
- (四) 堰堤ノ設置ニ伴フ水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ程度並ニ之ニ關スル施設ノ大要
- (五) 貯水池又ハ調整池ノ設置ニ因リ流出水量ニ増減ヲ來タス結果取水河川ノ下流ニ於ケル既許可ノ水力使用並ニ灌

溉、舟筏ノ通航、流木、漁業等ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル施設ノ大要

第五、工事費概算書(別紙様式ニ據ル)

第六、發生電力ノ使途ニ關スル調査

前項ニ依リ稟伺ヲ爲ス場合ニ於テ許可セントスル水力使用ト競願若ハ相關聯スル水力使用ノ出願アルトキハ該出願ニ付テモ調査ヲ遂ゲ同時ニ其ノ内容ヲ詳具セラルベシ

水力使用出願ニ對シ不許可處分ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ内容並ニ不許可理由ヲ具シ稟伺セラルベシ

水路工事ニシテ二府縣以上ニ跨ルモノニ付テハ關係府縣知事ノ連署ヲ以テ稟伺セラルベシ但シ關係府縣知事ノ間ニ協議調ハザルモノニ在リテハ許可セントスル府縣知事ニ於テ第一項ニ掲ゲタル書類ノ外協議ノ願末ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ添附稟伺セラルベシ

第二條 左記各號ノ場合ニハ前條ニ準ジ關係書類及圖面ヲ添附シ調査ノ上意見ヲ詳具セラルベシ

- 一 水力使用權ノ移轉ニ關シ處分ヲ爲サントスルトキ
- 二 許可ノ取消、水力ノ使用停止又ハ許可有效期間、工事實施ノ認可申請期間、工事着手期間、工事竣功期間其ノ他許可ノ效力ニ著シキ變更ヲ生ズベキ事項ニ關スル處分ヲ爲サントスルトキ
- 三 前條第一項第二(一)乃至(三)ノ變更ニ關シ處分ヲ爲サントスルトキ
- 四 前條第一項第二(四)ノ工事ノ實施並ニ其ノ著シキ變更ニ關シ處分ヲ爲サントスルトキ但シ左ノ場合ニ限ル
  - (イ) 理論水力一千キロワット以上ノ工事ニ關スルモノ
  - 工事設計及施工ニ關スル説明、堰堤ニ因ル水面ノ隆起ノ及ボス影響等ヲ記載シタル書類並ニ水路一覽圖、水路實測圖(平面圖、縱断面圖、横断面圖)、各種工作物及附帶工作物ノ詳細ナル構造圖ヲ具備スルコト
  - (ロ) 高堰堤設置ノ工事ニ關スルモノ

(イ)ノ書類圖面ノ外堰堤安定ノ計算及堤體積、基礎地盤ノ種類及狀態(斷層、龜裂、風化、走向、傾斜等)、水門其ノ他ノ附屬設備及其ノ操作設備、洪水時及平水時ニ於ケル水門操作方法、直營又ハ請負ノ別、施工方法(基礎地盤ノ掘鑿、材料運搬方法、工用諸機械及諸設備等)及堤體材料ノ説明(試驗表ヲ添附スルコト)ヲ記載シタル書類並ニ工事進行豫定表ヲ具備スルコト

利水其ノ他公益事業ニ對スル施設若ハ補償ヲ命ジ又ハ之ニ關シ當事者間ニ於テ協議ヲ爲シタルトキハ其ノ願末ヲ詳具スルコト

第一項中他府縣ニ關係アル事項ニ付テハ第一條第四項ニ準ジ處理セラルベシ

第三條 左記各號ノ場合ニ於テハ遲滞ナク報告セラルベシ

- 一 前二條ニ依リ稟伺ヲ爲シタル事項ニ付處分ヲ爲シタルトキ
- 二 水力使用ノ許可ヲ受ケタル會社發起人若ハ組合員ノ變更ニ關シ處分ヲ爲シタルトキ
- 三 水力使用權ノ消滅シタルトキ
- 四 水力使用許可ノ後第一條第二項及(四)ノ變更ヲ許可シタルトキ
- 五 工事ニ着手シ又ハ工事竣功シタルトキ
- 六 命令書中事項ノ變更ヲ爲シタルトキ

第四條 水力使用許可ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ都度第一條ノ水路一覽圖ヲ添附シ左ノ事項ヲ報告セラルベシ

- 一 出願人ノ住所、職業及氏名(法人ニ在リテハ商號又ハ名稱及主タル事務所ノ設置地)
- 二 出願年月日
- 三 起業ノ目的
- 四 取水河川又ハ湖沼名並ニ取水口、放水口ノ位置

五 貯水池又ハ調整池ノ位置

六 使用水量

(イ) 最大使用水量

(ロ) 常時使用水量

七 有效落差

八 理論水力

(イ) 最大理論水力

(ロ) 常時理論水力

九 流域面積

一〇 水路互長

一一 工事費

一二 競願關係其ノ他

第五條 前四條ニ依リ處理スルコトヲ要セザル水力使用(理論水力百馬力未満ノモノ)ノ出願ニ對シ許可ヲ爲シ又ハ其ノ水力使用權ノ移轉ヲ許可シタルトキハ遲滞ナク許可年月日ヲ具シ報告セラルベシ但シ電氣供給事業ノ用ニ供スルモノニ在リテハ處分前豫メ打合セラルベシ

前項ノ報告又ハ打合(水力使用權ノ移轉ノ場合ヲ除ク)ニハ第一條第一項第一及第二(一)乃至(四)ノ事項ヲ具備シタル書類並ニ水路一覽圖及命令書案ヲ添附セラルベシ

第一項ノ水力使用ノ許可ヲ爲シタル後其ノ變更ヲ許可シ又ハ水力使用權消滅シタルトキハ更ニ報告セラルベシ

(工事費概算書様式)

工事費概算書

項目	數量	單價	金額	額	摘要
創立費					
用地費					
諸建物費					
堰堤費					
取水口費					
開渠費					
隧道費					
水路橋費					
沈砂池費					
餘水吐、土砂吐、其他水路附屬工事費					
水槽費					
鐵管路費					
放水路費					
掘鑿土砂處理費					
調整池又ハ貯水池費					
水車費					

補償費	雜工事費	電氣工事費	測量及工事監督費	豫備費	何々費	計

(參照)

命令書案

何

株式會社發起人

(各發起人ノ住所職業及氏名ヲ連記スルコト)

今般右ノ者ニ對シ河川ノ水ノ使用及水路開鑿並其ノ附屬物ノ施設ヲ許可スルニ付本命令書ヲ下附ス

第一條 水ノ使用ノ目的ハ何々ノ爲發電ノ用ニ供スルモノトス

第二條 使用水量ハ一秒時間何立方尺以内トス

第三條 取水口及放水口ノ位置ハ左ノ如シ

取水口 何縣何郡何村大字何字何

放水口 何縣何郡何村大字何字何

第四條 許可年限ハ大正何年何月何日迄トス

六篇一類 發電水力使用

第五條 許可ヲ受ケタル者ハ本命令書交付(本命令書交付ノ日マテニ電氣事業經營ノ出願ヲ爲サ)ノ翌日ヨリ起算シ何箇年(大體テ六箇月乃至一箇年以内ヲ標準トシ事業ノ大小難易ヲ斟酌シテ適當ニ定メラレタシ)内ニ左ノ各號ニ準據シ水路實測圖(平面圖ハ縮尺六千分一以上縱斷面圖ハ縱二分一以上横六千分一以上横斷面圖ハ二百分一以上トス)構造圖工事説明書及工事豫算書ヲ調製シ何縣知事ニ對シ工事實施ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 水路ノ流量ハ一秒時間何立方尺ヲ標準トス
- 二 取水口ニハ制水門ヲ設ケ且量水設備ヲ爲スヘシ
- 三 水路中適當ノ箇所ニ放水ノ設備ヲ爲シ定量外ノ水量ノ排出ヲ爲スヘシ
- 四 取水口若ハ放水口ニ接続スル河川ノ沿岸ニ對シテハ本事業ニ起因シテ生スル損害ヲ防止スル爲相當ノ工事ヲ施スヘシ

五 水路開設ノ爲水路經過地域ニ於テ山地ノ崩壞ヲ來ササル様相當ノ設備ヲ爲スヘシ

六 堰堤ニハ流木路(舟筏路)及魚道ノ設備ヲ爲スヘシ

七 工事ニ因リテ生スル土砂ノ捨場ヲ定メ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第六條 認可ヲ與ヘタル事項ト雖モ何縣知事ニ於テ公益上其ノ他必要アリト認ムルトキハ之レカ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ第五條ノ認可ヲ得タルトキハ其ノ翌日ヨリ起算シ六箇月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ何箇年内ニ竣功スヘシ

天災其ノ他不可抗力ニ依ル事故ノ爲期間内ニ工事ニ着手シ又ハ竣功スルコト能ハサルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ期間ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ天災事變ノ止ミタル日ノ翌日ヨリ起算シ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

自己ノ過失ニ歸セサル正當ノ事由ニ因リ期間内ニ工事竣功シ難キトキハ期間經過前ニ延期ヲ申請スルコトヲ得延期ノ期間ハ通シテ何箇年(大體ニ於テ一箇年以内ヲ標準トシ事業ノ大小難易ヲ斟酌シテ適當ニ之)ヲ超ユルコトヲ得ス

何縣知事ノ命ニ依リ設計ヲ變更シタルトキハ更ニ期間ノ指定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ハ何縣知事ノ命ヲ命ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

工事ニ着手シタルトキハ遲滞ナク何縣知事ニ届出ツヘシ

第五條及第十九條第一號ノ期間ニ付テハ本條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第八條 本事業ノ爲河川、道路、橋梁、用悪水路其ノ他公共ノ既設工作物ノ變更ヲ要スルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ關係者ト協議シ其ノ願末ヲ具シ何縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 本事業ノ爲灌漑其ノ他ノ水利及漁業ニ支障ヲ來シ又ハ其ノ虞アルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ關係者ト協議シ水路ノ改築其ノ他適當ノ方法ヲ講スヘシ

前項ニ依リ工事ヲ爲サムトスルトキハ關係者ト協議ノ願末ヲ具シ何縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 何縣知事ニ於テ本事業ノ爲風致ヲ毀損シ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ植樹其ノ他適當ノ施設ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十一條 何縣知事ニ於テ本事業ニ因リ治水上障害ヲ來シ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ其ノ障害ヲ除却セシメ又ハ之ヲ豫防スル爲必要ナル設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十二條 何縣知事ニ於テ工事施行ノ爲必要ナル假締切、假道其ノ他ノ設備又ハ其ノ作業方法危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ其ノ危害ヲ豫防スル爲必要ナル施設又ハ措置ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十三條 公益ノ爲必要ナル工事又ハ他人ニ於テ何縣知事ノ許可ニ基キテ施行スル工事ニ因リ本事業ニ障害ヲ來シ若ハ變更ヲ生セシムルコトアルモ許可ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 工事竣功シタルトキハ遲滞ナク何縣知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第十五條 通水ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク何縣知事ニ届出ツヘシ

第十六條 何縣知事ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シ引水ヲ停止シ若ハ引水量ヲ制限スルコトアルヘシ

第十七條 何縣知事ハ水路及附屬工作物竝ニ本事業ニ伴ヒ施設シタル護岸其ノ他ノ工作物ヲ監査シ必要アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ相當ノ工事若ハ設備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條 左ノ場合ニ於テハ何縣知事ハ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ工事ノ變更中止ヲ命スルコトアルヘシ

一 公益上必要アリト認ムルトキ

二 許可ヲ受ケタル者ニ於テ法律命令又ハ本命令書若ハ本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違背シタルトキ

三 河川ノ狀況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事實ニ因リ必要アリト認ムルトキ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 電氣事業經營ノ許可ヲ得サルトキ若ハ其ノ許可ヲ取消サレタルトキ(本命令書交付ノ日マテニ電氣事業經營ノ出願ヲ爲サシ六箇月内ニ電氣事業經營ノ出願ヲナササルトキ又ハ其ノ許可ヲ得サルトキ若ハ其ノ許可ヲ取消サレタルトキ)

二 第五條ノ期間内ニ同條ノ認可ヲ申請セサルトキ又ハ其ノ認可ヲ得サルトキ

三 第七條第一項ノ期間内ニ工事ニ着手又ハ竣功セサルトキ

四 電氣事業ノ工事施行認可ヲ得サルトキ又ハ其ノ認可ヲ取消サレタルトキ

五 中途ニシテ工事ヲ廢シタルトキ

六 全部ノ營業ヲ廢止シタルトキ

七 會社解散シタルトキ

八 營業滿期ノトキ

九 許可年限滿了ノトキ

十 第五條ノ認可申請以前ニ會社成立セサルトキ

十一 創立總會ニ於テ本命令書ノ條項ヲ遵守シテ營業スルコトヲ議決セサルトキ

第二十條 許可ノ效力消滅シタル場合ニ於テハ何縣知事ハ許可ヲ受ケタル者ニ命シ既設工作物ノ全部若ハ一部ヲ除却シ原形ニ復セシムルコトアルヘシ但シ何縣知事ハ既設工作物ノ全部若ハ一部ヲ現形ノ儘無償ニテ官有ト爲スコトアルヘシ

第二十一條 何縣知事ニ於テ公益上其ノ他必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ變更シ若ハ追加スルコトアルヘシ

第二十二條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ本命令書又ハ本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依ル義務ヲ履行セス若ハ履行スルモ必要ノ期間内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ履行ノ方法宜キヲ得サルトキハ何縣知事ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ代テ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

何縣知事ニ於テ急迫ノ事情アリト認ムルトキハ第十一條、第十二條又ハ第十七條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ命スヘキ事項ヲ自ラ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第二十三條 本命令書又ハ本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依ル義務ノ爲要スル費用及前條ノ費用ハ總テ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

本命令書又ハ本命令書ニ基キテ爲ス處分ニ因リ許可ヲ爲ケタル者ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十四條 本許可ニ因リテ生スル權利義務ハ之ヲ他人ニ移轉シ又ハ貸付スルコトヲ得ス但シ左ノ場合ニ於テハ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

一 工事竣功シタルトキ

二 事業相當ニ進行シ成功ノ見込アリト認ムルトキ

三 會社合併ニ因ルトキ

四 會社ノ組織變更ニ因ルトキ

前項但書ニ依リ權利義務ノ移轉ヲ許可スル場合ト雖本命令書ニ規定スル期間ハ之ヲ伸長セス

第二十五條 許可ヲ受ケタル者ハ連帶責任ヲ以テ本命令書及本命令書ニ基キテ爲ス處分ニ因リテ生スル義務ヲ負擔スヘシ

(備考)

本命令書案ハ株式會社ノ發起人ニ對シ下付スヘキモノノ様式ナルヲ以テ其ノ他ノ者ニ下付スヘキモノハ相當變更アルモノトス

○發電水力使用ニ關スル規則制定ノ件

大正十一年三月電監第一二四七號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

費應ニ於テ發電水力使用ニ關スル規定ヲ設ケ又ハ之ヲ變更セラレントスルトキハ豫メ通信大臣ノ承認ヲ受ケラレ度  
右依命

○水利使用許可稟伺ニ關スル件

明治四十二年十一月電監乙第一二〇一號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

發電水力稟伺手續ニ關シ別紙寫ノ通り栃木縣知事ニ及通牒置候條御參考ノ爲及送付候也

(別紙寫)

十一月二十四日附收土第一五三九號ヲ以テ稟伺相成候鬼怒川發電水力許可有效期間延長ノ件ニ關シテハ十月二十一日附電監第一三四一號(改正昭和十年七月業第二五〇號)依命通牒稟伺手續第一條ニ掲クル書類圖面ノ全部ヲ添附相成候處同手續第二條ノ場合ハ其ノ稟伺事項ニ關係アル書類圖面ノミニ添附ヲ要スル義ニ有之隨テ延期許可ノ場合ハ單ニ原許可狀及命

令書並指令案等ノ關係書類及貴廳意見書ノミヲ必要トシ設計ノ變更ヲ生セサル限リ別段設計書類圖面等ノ提出ヲ要セサル義ニ有之候條爲念此段及通牒候也

○官廳ニ於ケル發電水力使用ニ對シ出願手續方稟伺ノ件

大正九年六月電監第二九四八號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

發電水力使用ニ關スル處分ニ付テハ明治四十二年八月訓令一號並電監第一三四一號(改正昭和十年七月業第二五〇號)通牒ノ次第モ有之候處官廳ニ於テ發電水力使用ヲ爲サムトスル場合ニアリテモ右ニ據リ相當申請ヲ爲サシメ稟伺ノ上處分相成ヘキ義ニ付御了知相成度爲念

○水利使用出願事件取扱ニ關スル件

大正七年九月電監第五七六〇號  
電氣局長、土木局長依命通牒、各地方長官宛

近時各種工業ノ顯著ナル發達ニ伴ヒ電氣動力ノ需要急激ニ増加シ敏速ニ之カ供給ヲ充タサシムルノ必要アルニ拘ラス在來水利使用ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ數年間徒ニ之ヲ留保シテ事業經營ヲ爲ササルモノアリ且近來激増セル水利使用出願中ニハ往々單ニ權利ヲ得ルノ目的ヲ以テ出願スルニ非サト疑ハルモノアルト共ニ權利讓渡ニ關スル弊害ヲモ生セントスル傾向有之其ノ結果電氣動力供給ニ支障ヲ與ヘ眞摯ナル企業ノ發達ヲ阻害シ延イテハ一般經濟上ニモ影響スルトコトカラサル次第ニ付之カ取締ノ勵行ヲ期スル爲爾今水利使用許可處分ニ際シテハ左記ニ據リ處理相成度候

一、會社成立期間、工事實施認可申請期間(水利使用許可ノ日ノ翌日ヨリ起算ス但シ許可ノ際未タ電氣事業經營ノ出願ヲ爲ササルモノニ付テハ事業經營出願ノ日ノ翌日ヨリ起算ス)電氣事業經營許可申請期間、工事着手期間及工事落成期間ハ實際ノ事情ニ適スル様ニ之ヲ定メ天災又ハ不可抗力ニ因ル場合ノ外延期ヲ許ササルコト但シ自己ノ過失ニ歸セサル正當ノ事由ニヨリ期間内ニ工事實施認可ノ申請若ハ電氣事業經營ノ申請ヲ爲シ難キトキ又ハ工事ニ着手シ若ハ竣功シ難キトキハ期間經過前ニ延期ノ申請ヲ爲スコトヲ得セシムルモ其ノ期間ヲ大體ニ於テ通シテ一年以内トスルコト

- 二、水利使用許可ニヨリテ生スル權利義務ハ之ヲ他人ニ移シ又ハ貸付スルコトヲ許ササルコト但シ左ノ場合ハ特ニ之ヲ許スコトアルヘシ
  - イ、工事落成後又ハ工事落成前ニ於テ事業カ相當ニ進行シ成功ノ見込アリト認ムルトキ
  - ロ、會社合併ニ因ルトキ
  - ハ、會社ノ組織變更ニ因ルトキ
- 前項但書ニヨリ權利移轉ヲ許可スル場合ニ於テモ命令書ニ定ムル期間ハ之ヲ伸長セス
- 追テ既許可ノ水利ニ就テハ權利義務ノ移轉若ハ工事實施認可ノ申請期間又ハ期限ノ伸長ノ申請アル場合其ノ他適當ノ機會ニ於テ命令書ヲ變更シ本文ノ規定ニ據ラシムル様配慮アリタシ尙既ニ認可ヲ經タルモノニシテ未タ命令書ヲ交付セザルモノニ付テハ本通牒ノ趣旨ニ依リ相當更正ノ上命令書交付相成度

### ○水利使用許可處分ニ關スル件

大正七年九月電監第五六五三號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

水力使用許可處分ニ付テハ本年九月電監第五七六〇號ヲ以テ依命通牒ノ次第モ有之候處右ニ關シテハ尙左記ノ事項御注意相煩度候

- 一、電氣事業經營許可申請書又ハ自家用電氣工作物施設認可申請書ハ可成水力使用許可ノ際マテニ之ヲ提出セシメ若シ許可ノ際マテ提出スルコトヲ得サル事情アルモノニ就テハ許可後可成速ニ提出セシムルコト
- 二、凡テ期間並期限ノ變更ハ明治四十二年十月電監甲第一三四一號依命通牒第二條第三號ニ該當スルモノニシテ稟伺ノコト

### ○水利使用出願審査及監督ニ關スル件

大正八年六月電監第三〇三二號  
電氣局長、土木局長依命通牒、各地方長官宛

發電水力ニ關シテハ曩ニ地方長官會議ニ於テ通信大臣ヨリ訓示ノ次第モ有之候處諸般産業ノ原動力トシテ水力ノ開發利用カ甚々重要ナルコトハ言ヲ須ヒサル處ニ有之其ノ利用方法ノ如何ハ一國經濟ノ消長ニモ影響スル處尠カラサル義ニ付水ノ使用ニ關スル出願審査ニ際シテハ左記事項ニ據リ處理相成様致度

- 一、水ノ經濟的利用ニハ充分意ヲ用フルコト
    - (一) 水ノ各種利用方法相互間ノ調節ニ就テハ周到ノ注意ヲナスコト
    - (二) 水力利用ノ場合ニ於テハ水量ハ可成豐富ニ利用セシメ落差ハ可成有利ニ利用セシムルコト若シ右ニ反スル出願ニ許可セントスル場合ニハ其ノ事由ヲ詳細説明スルコト
    - (三) 地方廳限リ百馬力未滿ノ水力ノ許可ヲ爲シ後ニ百馬力以上ニ變更申請ヲ爲スノ例アリ右ノ如キ地點ハ始メヨリ百馬力以上ノ設計ト爲サシムヘキコト
  - 二、電力ノ供給ヲ豐富ナラシメ且發電設備費ヲ低廉ナラシムル爲水力使用ノ計畫ハ努メテ其ノ規模ヲ大ナラシムルコト
  - 三、電氣事業法ニ依ル電氣事業又ハ其ノ事業者ニ電氣ノ供給ヲナス事業ニシテ其ノ出願ニ係ル計畫ノ大規模ナルモノト其ノ他ノ自家用發電水力事業トノ競願ニ付テハ可成供給事業者ニ許可スルコト
- 但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- (一) 供給事業者ノ水ノ利用方法不經濟ナルトキ
  - (二) 供給事業者カ既ニ充分他ニ電力ヲ發生スヘキ地點ノ許可ヲ受ケ其ノ工事竣工ノ時期及電力需給ノ狀況等ニ鑑ミ新水力地點ノ許可ヲ必要トセスト認ムルトキ



(三) 其ノ他特殊ノ事由アルトキ

四、大規模ノ發電水力地點ノ利用ニ付近キ將來ニ於テ需要ノ見込ナキニ拘ラス之カ使用區域ヲ強テ一地方ニ限定セントスルカ如キハ水力利用上甚々不利トスル所ナルヲ以テ當該地方ニ於テ實際ノ需要アル場合ノ外右ノ如キ制限ヲ附セサルコト

五、水力使用ノ出願アリタルトキハ直ニ調査ヲ開始シ敏速ニ之カ處理ヲ爲スト共ニ企業ノ意思ナク單ニ權利ヲ得ルノ目的ヲ以テ出願スルモノ及許可後數年間工事ニ着手セス又ハ着手スルモ毫モ工事ヲ進捗セシメサルモノニ對シテハ一層取締ヲ嚴ニスルコト

(一) 大正三年前廳府縣受理未處分事件ニ付テハ各事件毎ニ從來調査ノ經過ヲ具シ起業確否ノ意見ヲ附シ速ニ報告スルコト  
但シ起業不確實ナリト認メラルモノニ付テハ此際不許可ノ處分ヲ爲シ其ノ結果ヲ報告スルコト

(二) 水ノ使用ニ關スル事件處分ニ際シ關係市町村會ニ諮問スル場合ハ其ノ答申ニ付相當ノ期間ヲ附シ其ノ期間内ニ答申ナキトキハ意見ナキモノト看做シ速ニ處理スルコト

(三) 三千馬力以上ノ既許可ノ水力地點ニ付既ニ工事ニ着手シタルモノト未着手ノモノトニ分チ工事未着手ノモノニ付テハ着手期限内ノモノナリヤ否ヤ又既ニ工事ニ着手シタルモノニ付テハ其ノ工事進捗ノ程度竣功ノ見込期日ヲ取調ヘ可成速ニ報告スルコト

六、既許可ノ水力工事ニ關シテハ其ノ工事方法等ニ付充分監督ノ實ヲ舉クルコト

### ○發電用水利使用事務取扱ニ關スル件

大正八年九月發土第七四號  
土木局長、電氣局長依命通牒、各地方長官宛

發電用水利使用ニ關スル競願事件中先願ニ關スル調査ヲ遂ケ稟伺ヲ爲シタル後出願シタルモノカ先願ニ比シ著シク後願ニ係ルモノニ付テハ大體ノ調査ヲ爲スニ止メ御意見御申出相成差支無之又右ノ如キ場合ハ六月九日電監第三〇三二號依命通牒第三項(三)號ニ所謂特殊ノ事由アルモノトシテ御考慮相成可然候

六月九日電監第三〇三二號依命通牒第三項ニ依リ電氣供給事業者ノ出願ヲ許可セントスル場合ニ於テ公共ノ利益トナルヘキ事業又ハ之ニ準スヘキ事業ニシテ獎勵ヲ要スルモノニ關シ許可ヲ受ケタルモノヲシテ電力ヲ供給セシムル必要アリト認メタルトキハ低廉ナル料金ヲ以テ所要ノ電力ヲ供給セシメ殊ニ是等ノ事業者カ其ノ事業用ノ爲水利使用ノ競願ヲ爲シタルモ公共ノ利益トナルヘキ重要ナル事業ナルニ拘ハラス小規模ナルカ爲不許可處分ヲ爲ス場合ノ如キハ特ニ實費ニ近キ料金ヲ以テ供給ヲ爲サシムル等適當ナル方法ヲ講セラレ可然存候ニ付此ノ場合ニ於テハ許可命令書中ニ相當ノ規定ヲ設ケ可然御措置相成度

水利使用ニ關スル工事ニ付テハ掘鑿土砂ノ處理切取法面ノ保護山地崩壊防止ノ方法其ノ他治水上必要ナル施設ニ對シ特ニ周到ノ注意ヲ拂ヒ努メテ實地ノ監督ヲ行ヒ遺憾ナキヲ期スルト共ニ其ノ維持修繕ヲ完カラシメ治水上障害ヲ來スカ如キコトナカラシムル様充分御監督相成度

### ○會社發起人若ハ組合員三分ノ一以上追加脱退ノ場合稟伺ノ件

大正九年五月電監第二一四二號  
電氣局長、土木局長依命通牒、各地方長官宛

發電水力ノ使用ニ關シ曩ニ通牒致置候次第モ有之候處尙左記各項ニ依リ御處理相成度

一、從來發電水力使用ヲ許可セラレ又ハ其ノ使用許可ノ認可ヲ與ヘラレタル會社發起人若ハ組合員ノ追加脱退ハ組合員ノ全員脱退ノ場合ヲ除クノ外稟伺ヲ要セサルコトニ相成居候處爾今許可受人ノ三分ノ一以上ノ變更ニ付テハ豫メ稟伺ノ

上處分相成度

二、會社發起人名義ヲ以テ發電水力使用ノ許可ヲ受ケタル後會社ノ設立ニ際シ其ノ權利ヲ過大ノ資産ニ計上シ徒ラニ會社ノ負擔ヲ大ナラシムルカ如キ聞エ有之候處右ハ延イテ發電費ニモ影響スルノミナラス不穩當ノ次第ニ付相當御取締相成度

○震災ニ依ル期間伸長ニ關スル件

大正十二年十二月電監第五八九〇號  
電氣局長、土木局長依命通牒、各地方長官宛

水利使用ニ伴フ工事實施設計認可申請期間、工事着手期間及竣功期間等ノ伸長許可處分方ニ關シテハ大正七年九月二十日附電監第五七六〇號ヲ以テ兩局長連署依命通牒ノ次第モ有之候處事業者中ニハ本年九月一日關東地方ニ於ケル大震災ノ影響ヲ蒙リ右指定期間ノ伸長ヲ申請スルモノ尠カラサルヤニ被認候ニ付テハ之等震災ヲ理由トスル延期申請アリタルトキハ實際震災ニ因ルモノニシテ事情不得已モノト認メラルモノニ對シテハ各件ニ付審査ノ上相當期間延長ノ許可ヲ爲スコトトシ共ノ期間ハ最長期ノモノト雖モ大正十三年十二月三十一日迄ヲ限度ト爲スコトニ決定相成候條爾今本件延伸ノ許可處分ニ際シテハ右ニ據リ御處理相成度尙貴官限リ處分セラルヘキモノニ付テモ右ニ準シ御取扱相成度  
追テ該期間伸長ニ關シ既ニ依命通牒ニ據ル最大限度ノ延期ヲナシタルモノニシテ更ニ伸長ノ申請ヲナシタル場合ニ於テ往々之ヲ指定期間ニ關スル命令書ノ更改トシテ處理セラレムトスル向モ有之候處右ハ曩ニ依命通牒ノ趣旨ニ違背シ穩當ナラサル義ニ付爾今行違ナキ様御處理相成度爲念

○競願者妥協ニ關シ打合方ノ件

大正十四年七月電監第四四七八號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

發電水利使用ニ關スル競願關係ニ在ル出願ニ對シ從來之カ妥協ヲ懲應シ解決ヲ俟ツテ稟伺セラルル向モ有之候處爾今斯ル場合ニ於テハ妥協懲應前關係書類ヲ添ヘ豫メ當省ニ御打合相成度

○水利使用移轉ニ關スル件

大正十五年四月電監第二二四九號  
電氣局長通牒、栃木縣知事宛

右照會ノ次第モ有之候處本件ハ全然別箇ノ二箇ノ水利使用ニ對シ便宜上一命令書ヲ以テ夫々條件等ヲ附シタルモノト認ムヘク從テ命令條項ハ各地點毎ニ適用セラルヘキニ依リ本件ハ道谷原發電所ノ分ニ係ハラズ佐貫發電所ノ分ノミ當該命令條項ニ據リ失効トシテ處理相成可然候  
(要領)鬼怒川筋水利使用移轉認可ニ際シ竣功期間經過ノ爲メ失効ニ歸シタル佐貫發電所ノ水利移轉ヲ除外シ承認ノ處右發電所ハ道谷原發電所(發電開始中)ト同一命令ヲ以テ許可シタルモノニ付此際失効ノ處分ヲ爲スハ適法ナラスト被存疑義生シタリトシ照會越ノモノ

○御料地ニ關係アル土地及水流使用ニ關スル件

大正二年四月電監甲二第二〇四二號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

流水及土地ノ使用許可取扱方ニ關シ今般別紙寫ノ通り帝室林野管理局長ヨリ照會有之候ニ付テハ將來右ノ趣旨ニ依リ御取扱相成候様致度

(別紙)

水力電氣事業經營ニシテ御料地ニ關係アルモノハ企業者ニ於テ先ツ當局へ出願シ水流及土地ノ使用其ノ他ノ許可ヲ受ケタ

ル上更ニ地方廳へ出願スルモノト先ツ地方廳ノ許可ヲ得タル後當局へ出願スルモノト有之區々ニ相成居候處水力電氣事業ノ許可ハ貴省ノ御主管ニ付爾今ハ先ツ地方廳へ出願ノコトニ一定シ當局ニ於テハ地方廳ノ許可書ヲ添付セサル出願ハ總テ受理セサル事ニ致度候尤モ御料地内ノ水流ハ當局事業經營上ニモ重大ナル關係有之且電氣事業ニ關スル御料地ノ使用障害木竹ノ取除キ等ニ關シ御許可後當局ニ出願ヲ要スルモノモ有之候間當該地方廳ニ於テハ許可前豫メ當局支廳(山城、大和、播磨、攝津、但馬地方ニアリテハ當局京都出張所)へ協議ヲ遂ケ後日行違無之様致度ニ付其ノ筋へ可然御訓示方等御取計相成度此段及照會候也

○國有林野御料地木材運搬ニ關係アル水利使用ニ關スル件

大正四年七月電監第一六六一號  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

發電用水利使用許可ニ關シテハ從來流筏其ノ他ノ水運ノ關係等ニ付テモ調査相成居候義ト被存候得共國有林野又ハ御料地内産出ノ木材運搬ニ關係アル箇所ニ於テハ之カ支障ノ有無等特ニ精細調査ヲ遂ケタル上稟伺手續相成候様致度當該官署ヨリ照會ノ次第モ有之候ニ付爲念此段及通牒候也

○水利地點ニ於ケル鑛業試掘ノ件

大正八年八月電氣  
局長通牒、各地方長官宛

近來發電水力用貯水池水路其ノ他工作物施設豫定地内ニ鑛物ノ試掘探掘ヲ爲スモノアリテ電氣工作物施設ニ支障ヲ及ホスコト諒カラサル趣電氣事業者ヨリ陳情ノ次第モ有之就テハ右ニ關シ農商務省鑛山局ト打合セ置候次第モ有之候ニ付是等ノ事業アル土地ノ鑛業出願ニ關シ鑛務署長へ御意見御回答ニ際シテハ充分ノ御注意有之候様致度

○發電水力以外ノ水力使用ニ關スル件

明治四十五年五月電第一五五〇號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

發電水力調査上参考ニ供シ度候ニ付發電水力以外ノ動力用トシテ河川ノ水力使用ヲ許可セラレタル場合ハ其ノ都度左記ノ事項ヲ御通報相成度

但シ使用水量十個未満ノモノニ對シテハ別段之ヲ要セス候

- 一、使用者名
  - 二、河川名
  - 三、取入口
  - 四、放水口
  - 五、使用水量
  - 六、落差
  - 七、使用ノ目的
  - 八、使用許可年月日
- 追テ既許可ノ分ハ此際取纏メ可成速ニ御報告相成度候

○東北振興電力株式會社發電水力使用ニ關スル件

昭和十三年一月内閣東甲第一號内閣書記官長、  
内務次官、逓信次官通牒、東北六縣知事宛

東北振興電力株式會社ハ東北地方ニ對シ低廉且豐富ナル電力ヲ供給シテ同地方ノ振興ヲ圖ル爲設立セラレタルモノニシテ

東北地方ノ需用ニ應ズル爲ノ同地方ニ於ケル發電用水利權ハ將來原則トシテ同會社ニ對シ之ヲ特許スル方針ナルコトハ會社設立ニ際シ決定セラレタルトコロニ有之從來共其ノ御含ミヲ以テ御處理相成居候コトト被存候へ共今後發電水力使用出願ノ處分ニ當リテハ右方針ニ則リ同社事業ノ圓滿ナル遂行ニ齟齬ヲ來サザル様特別ノ御配意相成度爲念此段及通牒候

追テ同會社設立ノ趣旨ニ鑑ミ其ノ事業負擔ノ輕減方ニ付テハ從來共御配意相成居候コトト被存候へ共貴管下公共團體其ノ他ニ於テモ濫ニ同社ニ對シ事業外ノ寄附其ノ他特別ノ負擔ヲ求ムルガ如キコトナキ様御配意相煩度併セテ及御依頼候

○發電水利使用出願保證金ニ關スル件

昭和十四年三月監第六三五號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

首題ノ件ニ關シ二月十五日附發第三四號ヲ以テ内務省土木局長ヨリ通牒ノ次第アリタル處右ハ當省トモ豫メ打合セノ結果ニ基クモノニ有之候ニ付テハ前記通牒ノ趣旨ニ依リ可然御取計相成度

追テ本件ニ關シテハ別段稟伺ヲ要セズ貴官限リ御處置ノ上其ノ結果御報告相成度

(參照) 昭和十四年二月發第三四號内務省土木局長通牒、各地方長官宛

發電水利使用ノ出願ニ對シ發電水利使用規則等ニ出願保證金ヲ徵收スルノ定メヲ爲シ出願者ヨリ保證金ヲ納付セシメラレツツアル向有之候處右ハ主トシテ濫願ヲ防止シ適正ナル出願ヲ爲サシメントスルノ趣旨ニ外ナラスト認メラレ候ニ付近ク設立セラルヘキ日本發送電株式會社及東北振興電力株式會社ノ出願ニ付テハ保證金ヲ徵收セラレサル方可然ト被存從テ水利使用規則等ヲ改正セララル様致度

追テ右規則ノ改正ニ付テハ稟伺ヲ要セス候ニ付貴官限御措置ノ上其ノ願末ニ付御報告相成度

發電水力使用

東北地方ノ需用ニ關スル爲ノ同地方ニ於ケル發電用水利權ハ將來原則トシテ同會社ニ對シ之ヲ特許スル方針ナルコトハ會社設立ニ際シ決定セラレタルトコロニ有之從來共其ノ御含ミヲ以テ御處理相成居候コトト被存候へ共今後發電水方使用出願ノ處分ニ當リテハ右方針ニ則リ同社事業ノ圓滿ナル遂行ニ齟齬ヲ來サザル様特別ノ御配意相成度爲念此段及通牒候

追テ同會社設立ノ趣旨ニ鑑ミ其ノ事業負擔ノ輕減方ニ付テハ從來共御配意相成居候コトト被存候へ共貴管下公共團體其ノ他ニ於テモ濫ニ同社ニ對シ事業外ノ寄附其ノ他特別ノ負擔ヲ求ムルガ如キコトナキ様御配意相成度併セテ及御依頼候

○發電水利使用出願保證金ニ關スル件

昭和十四年三月監第六三五號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

首題ノ件ニ關シ二月十五日附發第三四號ヲ以テ内務省土木局長ヨリ通牒ノ次第アリタル處右ハ當省トモ豫メ打合セノ結果ニ基クモノニ有之候ニ付テハ前記通牒ノ趣旨ニ依リ可然御取計相成度

追テ本件ニ關シテハ別紙照會ヲ要セズ貴官限リ御處置ノ上其ノ結果御報告相成度

(參照) 昭和十四年二月監第三四號内務省土木局長通牒、各地方長官宛

發電水利使用ノ出願ニ對シ發電水利使用規則等ニ出願保證金ヲ徵收スルノ定メヲ爲シ出願者ヨリ保證金ヲ納付セシメラレツツアル向有之候處右ハ主トシテ濫願ヲ防止シ適正ナル出願ヲ爲サシメントスルノ趣旨ニ外ナラスト認メラレ候ニ付近ク設立セラルヘキ日本發電電株式會社及東北振興電力株式會社ノ出願ニ付テハ保證金ヲ徵收セラレサル方可然ト被存從テ水利使用規則等ヲ改正セララル様致度

追テ右規則ノ改正ニ付テハ專伺ヲ要セス候ニ付貴官限御措置ノ上其ノ願末ニ付御報告相成度

發電水力調査

## 第二類 發電水力調査

### ◎發電水力調査圖表類交付規則

大正三年五月(1)大正十年四月  
省令第十一號 省令第二十號改正

第一條 逕信省ニ於テ調査シタル發電水力ノ調査圖表類ハ其ノ副本ノ交付ヲ申請スルコトヲ得(1)

第二條 調査圖表類ノ交付ヲ申請セムトスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ差出スヘシ

前項ノ申請書ニハ第二號書式ノ企業概要書ヲ添付スヘシ

第三條 調査圖表類ノ交付ヲ申請セムトスル者ハ左ノ區別ニ依リ手数料ヲ納付スヘシ(1)

一 流量ニ關スル調査圖表類

一 流量測定地點(又ハ一測水所)

一 曆年分ニ付

金五十圓

一 曆年ニ於ケル調査期間一年未滿ノモノニ付

金二十五圓

二 地形ニ關スル調査圖表類

一 水力地點又ハ一水力地點トシテ利用セムトスル區間ニ付

金百圓

前項第一號ノ場合ニ於テ毎日ノ流量ニ關スル圖表ノ交付ヲ受ケサルモノノ手数料ハ尙其ノ半額トス  
手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ納付スヘシ

前項ノ收入印紙ハ逕信省ニ於テ之ヲ消印ス

第四條 逕信省ニ於テ調査シタル流量測定地點(又ハ測水所)及發電水力地點ハ地方廳又ハ逕信局ニ就キ承合スヘシ(1)

第五條 (削除)(1)

第一號書式(1)

收入印紙ヲ貼附スヘシ  
但シ消印スヘカラス

發電水力地點調査圖表類副本交付申請書

貴省ニ於テ調査相成候左記圖表類ノ副本交付相成度企業概要書添附此段申請候也

記

一 流量圖表(自何年何月至何年何月)

但シ何々水系何々川筋何縣何郡何町何字流量測定地點(又ハ測水所)ニ關スルモノ

二 地形圖

但シ何々水系何々川筋第何號水力地點又ハ自何縣何郡何村何字至何縣何郡何村何字間(河川合流點下流何間等)ノモノ

年 月 日

住 所

申請者 氏

名

逓信大臣宛

第二號書式

企業概要書

一 利用河川及地點

河川名

何水系

何川

地 點

取入口

何縣何郡何村何字

放水口

何縣何郡何村何字

二 水力利用ノ目的

三 動力利用區域

◎流速計係數試驗規則

大正十年十二月  
省令第五十二號

第一條 發電水力調査用流速計係數試驗ノ依頼ハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ事務ノ都合ニ依リ之カ依頼ニ應セサルコトアルヘシ

第二條 流速計ノ係數試驗ヲ申請スルモノハ第一號書式ノ申請書ニ現品ヲ添ヘ之ヲ逓信省電氣局ニ差出スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ申請者カ東京市又ハ其ノ隣接町村内ニ住所ヲ有セサルトキハ右地域内ニ於テ流速計ノ引取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ申請書ノ差出ト同時ニ届出ツヘシ

第三條 流速計ノ係數試驗ヲ申請スル者ハ一箇ニ付拾五圓ノ手数料ヲ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ  
前項ノ收入印紙ハ逓信省ニ於テ之ヲ消印ス

第四條 流速計ノ係數試驗ヲ爲シタルトキハ第二號書式ノ試驗成績書ヲ申請者ニ交付ス  
必要アリト認ムルトキハ試驗ヲ爲シタル流速計又ハ其ノ容器ニ番號ヲ附スルコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

收入印紙ヲ  
貼付スヘシ  
但シ消印ス  
ヘカラス

流速計係數試驗申請書

一、種類

何々式何々型等ノ區別

二、製造者名

三、番號

右發電水力調査用流速計ノ係數試驗申請候也

年 月 日

住所 申請者 氏  
住所 流速計引取人 氏

名印 名印

逓信大臣宛

第二號書式

水試第 號

流速計係數試驗成績書

流速計ノ種類.....試驗番號.....

流速計ノ番號.....試驗年月日 年 月 日

申請者名.....

上記發電水力調査用流速計係數試驗成績下ノ如シ

$V = N +$

但Vハ流速(毎秒米)

Nハ毎秒時ニ於ケル流速計廻轉翼ノ廻轉數

年 月 日

逓 信 省



### ○發電水力調査吏員證票

大正七年六月  
告示第八百五十一號

(面 表)



(面 裏)

大正  
年  
月  
(印省信遞)  
日

縦三寸横二寸

### ○通牒類

#### ○河川流量調査ニ關スル件

大正十一年八月水第三三一號ノ三  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛  
電氣局長通牒改正

今回左記ニ依リ電氣事業者竝自家用電氣工作物施設者ヲシテ水位觀測竝流量ノ測定ヲ行ハシムルコト相成候ニ付可然取  
計相成度

記

- 一、本改正ノ要旨等ニ就テハ別紙地方長官宛通牒寫參照相成度
- 二、電氣事業者ヲシテ行ハシムヘキ調査ニ關シテハ別紙寫ノ通地方長官へ通牒濟ニ付了知相成度
- 三、自家用電氣工作物施設者ニ對シテハ自家用電氣工作物施設規則第十一條ノ二ニ依リ別ニ定ムル所ニ從ヒ水量ニ關スル  
調査ヲ行ヒ其ノ結果ヲ提出セシムルコトニ相成候ニ付其ノ旨示達相成度
- 四、大正五年九月電調第一四三一號依命通牒(電氣事業報告書様式竝自家用電氣工作物施設規則中改正ニ關スル件)ニ依ル  
手續ハ本年八月三十一日限り之ヲ要セサル儀ニ有之
- 五、貴局ニ於テ設置セル調査設備(量水標、舟筏等)ハ當該電氣事業者竝自家用電氣工作物施設者ニ便宜其ノ儘使用セシム  
ルコトト致度右引續方ニ付テハ追テ通牒スヘキニ付豫メ了知セラレ度
- 六、調査ヲ爲スヘキ事業者及調査ノ位置、調査方法等ニ關シテハ別途通牒ノ管ニ付了知相成度

#### ○電氣事業許可命令書中變更ニ關スル件

大正十一年八月水第三三一號ノ一  
電氣局長依命通牒、各地方長官宛

別紙電氣事業者ニ對シ左記ノ通命令書ノ條項追加相成候ニ付可然御示達相成度

記

電氣事業者ハ發電ノ原動力ニ使用スル水力ニ關シ別ニ定ムル所ニ依リ調査ヲ爲シ其ノ結果ヲ毎年逓信大臣ニ報告スヘシ

### ○河川流量調査ニ關スル件

大正十一年八月水第三三一號ノ二  
電氣局長通牒、各地方長官宛

電氣事業許可命令書中變更ニ關シ八月八日附水第三三一號ヲ以テ及依命通牒候處右ハ從來事業者ニ對シ其ノ利用スル河川ノ水力ニ關シ調査ヲ遂ケ毎年報告スヘキ旨通達相成居候次第モ有之候ヘ共事業者ニ於テ其ノ報告ヲ爲ササルモノ多キニ依リ新ニ電氣事業ニ關スル命令書中ニ本條項ヲ追加シ將來確實ニ其調査ヲ勵行セシメントスル趣旨ニ有之候ニ付了知相成度追而本調査ニ關シテハ常省所管水力調査事務モ本年度ヲ以テ終了ノ見込ニ付本省設置ノ水位流量等ノ調査ニ關スル設備ニシテ事業者ニ於テ利用シ得ヘキモノハ逓信局ヨリ之カ引繼キヲ爲サシムル見込ニ有之尙水位流量等ノ調査ニ關シテハ大正五年九月電調第一四三一號依命通牒(電氣事業報告書様式竝自家用電氣工作物施設規則中改正ニ關スル件)ハ之ヲ廢止シ別ニ規程ヲ定メテ逓信局ヨリ事業者ニ通達セシムル見込ニ有之候ニ付此ノ旨事業者ニ示達置相成度

### ○測水所位置、流量調査心得並設備使用ニ關スル件

大正十一年八月水第四八一號  
電氣局長通牒、各逓信局長宛

本件ニ關シ八月八日附水第三三一號ヲ以テ及依命通牒候處右實施ニ就テハ左記ニ依リ取計相成度候

記

- 一、調査ヲ命スヘキ電氣事業者及自家用電氣工作物施設者竝調査ヲナスヘキ位置ハ別記第一號調書ノ通りトス
- 二、電氣事業者及自家用電氣工作物施設者ニ命スル流量調査ノ方法ニ關シテハ別紙心得書ニ依ラシムルコト
- 三、逓信局ニ於テ設置セル調査設備(量水標等)ハ當該事業者ニ便宜其ノ儘使用セシムルコト
- 四、本通牒ニ依リ廢止スヘキ水位觀測所竝ニ之ニ關係アル測水所ノ設備ニシテ利用ノ途ナキモノハ不用物品トシテ處理スルコト

ルコト

#### (第一號調書)(略)

##### 流量調査心得

- 一、流量ノ調査ハ本省指定ノ場所ニ於テ之ヲ行フコト、若シ其ノ位置(量水標ヲ含ム)ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由竝新位置、河川ノ狀況等ヲ具シ本省ノ指示ヲ受クルコト
- 二、前項指定ノ場所ニ本省ノ測水所アルトキハ其ノ設備ヲ利用スルコト前項指定ノ場所ニ本省ノ測水所ナキトキハ其ノ附近ニ於テ可成左ノ各號ニ適合スル場所ヲ選ヒ新ニ測水所ヲ設定シ直ニ調査ヲ開始スルコト
  - (イ) 水流急激又ハ緩慢ニ失セサルコト
  - (ロ) 河身及河床ノ變遷異動スルコト少キコト
  - (ハ) 潛流、逆流及澁水ナキコト
  - (ニ) 支派川ニ依リ不規則ナル水位ノ變化ヲ起ササルコト
- 三、量水標ヲ設置スルトキハ前項ニ依ル外尙可成左ノ各號ニ適合スル場所ヲ選フコト
  - (イ) 測水所ト密接ナル關係ヲ有スルコト(可成測水所橫斷線中ニ建設スルヲ良シトス)
  - (ロ) 出水、流木等ニ因リ移動流失、又ハ破損ノ虞ナキコト
  - (ハ) 附近ニ適當ナル觀測者ヲ得ヘキコト
  - (ニ) 觀測ニ便利ナルコト
- 四、新ニ測水所又ハ量水標ヲ設置シタルトキ又ハ是等ニ移動ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ速ニ本省ニ報告スルコト
  - (イ) 水系名及河川名
  - (ロ) 位置(縣、郡、村、大字、字)

- (イ) 測水設備並量水標ノ説明
  - (ロ) 設置年月日及調査開始年月日
  - (ハ) 附近河川ノ狀況
  - (ニ) 水位観測者ノ氏名、生年月日、職業(観測者變更ノ場合モ同シ)
  - (ホ) 附近一覽圖(陸地測量部出版五萬分ノ一地形圖ニ測水所及量水標ノ位置ヲ記入シタルモノ、但シ該地形圖未出版ノ地ニ於テハ之ニ準スヘキ地圖ヲ用フルコト)
  - 五、流量調査ヲ開始シタルトキハ之ニ關スル擔當技術者(擔當技術者數人アルトキハ其ノ主任者)ノ經歷、生年月日、職名及氏名ヲ報告スルコト(擔當技術者異動ノ場合モ同シ)
  - 六、調査ノ結果ハ左記ノ流量圖表ヲ曆年毎ニ調製シ全部取纏メ翌年六月末日迄ニ本省ニ提出スルコト  
高水位表、流量測定年表、流量曲線圖、流量表、水位流量年表、水位流量圖、流況表、流況曲線圖、水位観測所横斷面圖
- 水位 観 測
- 七、量水標ヲ建設シタルトキハ水位観測者ヲ選定シ之ニ観測ヲ依頼スルコト
  - 八、水位観測ヲ開始シタルトキハ直ニ既往ノ事實里人ノ記憶又ハ口碑等ニ依リ既往ノ最大洪水水位及最小濁水位並毎年一、二回起ル出水時ニ於ケル水位ヲ調査シ高水位観測ヲ行フヘキ水位ヲ観測人ニ指定シ高水位観測ヲ行ハシムルコト
  - 九、水位観測ノ方法ハ別記水位観測者心得ニ依ルコト  
但シ毎日ノ観測時刻ニ就テハ量水標ガ已設發電所ノ下流ニ在ル場合ノ如ク一日中ニ水位ニ變動アル時ハ豫メ一日中ノ平均流量ヲ示ス時刻ヲ調査シ置キ此ノ時刻ヲ以テ観測時トナサシムルコト
  - 十、量水標カ移動流失又ハ破損シタルトキハ速ニ修理又ハ新設スルコト
  - 十一、量水標ヲ建設シタルトキハ之ヲ通シテ流身ニ直角ナル横斷線ヲ設定シ之ヲ保存スルコト

- 十二、前項ノ横斷線ノ位置ヲ示ス爲洪水水位以上ニ於テ左右兩岸ニ水位観測所横斷線據標ヲ設置スルコト河岸岩石ニシテ崩壊移動ノ虞ナキトキハ之ニ記號ヲ刻シ據標ニ代フルコトヲ得
  - 十三、横斷線ヲ設定シタルトキハ左ノ各號ニ依リ横斷測量ヲ行フコト
    - (イ) 左右兩岸共最大洪水水位以上相當ノ高サニ及ホスコト
    - (ロ) 水中ニ於テハ測深桿又ハ測錘、陸上ニ於テハ水準儀ヲ用ヒテ測量スルコト
    - (ハ) 水深測量ヲ爲ストキハ量水標ニ依リ常ニ水位ヲ観測シ水深測量ノ結果ヲ校正スルコト
    - (ニ) 水深測量ノ水平距離ハ河幅ノ大小ニ應ジ一米乃至四米(約三尺乃至二間)トシ河底整一ナル所ニ在リテハ之ヲ疎ニシ凹凸多キトキハ之ヲ密ニスルコト
  - 十四、横斷測量ヲ終リタルトキハ第三號用紙ヲ用ヒ水位観測所横斷面圖ヲ作製スルコト  
縮尺ハ河川ノ大小ニ依リ百分ノ一、二百分ノ一、五百分ノ一(尺又ハ間單位ノ時ハ百五十分ノ一、三百分ノ一又ハ六百分ノ一)トス
  - 十五、出水等ノ爲横斷面ノ形狀ニ變化ヲ生シタルトキハ其ノ都度速ニ横斷測量ヲ行ヒ前項ノ横斷面圖ヲ作製スルコト
  - 十六、量水標ノ附近ニハ岩石切株其ノ他移動ノ虞ナキモノヲ選ヒ之ヲ準水準據標トナシ量水標ノ零點高ヲ保存スルコト
- 測 水 作 業
- 十七、測水ハ流速計ニ依リ精密ニ之ヲ行フコト但シ水位高キ等已ムヲ得サル事情アルトキハ浮子又ハ公式等ノ測定法ニ依ルコトヲ得
  - 十八、測水ノ前後關係量水標ニ於テ精密ニ水位ヲ観測スルコト
  - 十九、測水ハ完全ナル流量曲線ヲ整定スルコトヲ眼目トシ毎月測定ヲ行ヒ其ノ回数一年ヲ通シ三十六回以上ヲ以テ標準トスルコト

- 二十、測水ノ結果ニ依リ流量測定年表(別紙第四號用紙)及流量曲線圖(別紙第五號用紙)ヲ作製スルコト
- 二十一、流量測定年表中測定方法欄ニハ流速計、浮子、公式等ノ區別並流速計ニ依ル場合ニハ更ニ精密法、二點法、一點法等ノ別ヲ記載スルコト

流量査定

- 二十二、流量曲線ノ整理ハ慎重ニ之ヲ行ヒ流量ノ査定ヲ誤ラサル様努ムルコト、參考ノ爲簡單ナル二例ヲ舉クレハ左ノ如シ

(1) 流量方程式法

直角平行座標法ニ依リ水位ヲ縦距トシ流量ヲ横距トシ數回ノ實測ノ結果ヲ製圖スルトキハ是等ノ點ハ一般ニ或種ノ曲線上ニ配列セラルルモノニシテ此ノ曲線ヲ數學式ニテ表ハストキ如何ナル形式ヲナスヤハ其ノ河川ノ横断面ノ形狀ニ依リ一定セサルモ最モ一般的ニシテ且解法ノ簡單ナルモノハ主軸ヲ横軸ト平行ニセル拋物線ナリ故ニ一般ニ次式ノ如キ形ヲ有スルモノト假定スルヲ便トス

$$Q = a + bh + ch^2 \dots \dots \dots (1)$$

但シ Q ハ流量 h ハ水位 abc ハ常數

右式中 abc ハ各所特有ノ常數ナルヲ以テ或場所ニ對スル abc ニ關シ適當ノ値ヲ求ムレハ右式ヲ以テ該測水所ニ於ケル流量曲線ノ方程式トナスコトヲ得

abcヲ簡單ニ定ムルニハ先ツ水位ヲ縦距トシ流量ヲ横距トシ實測流量ノ諸點ヲ置キ次ニ是等ノ諸點ヲ平分スル平滑曲線ヲ目測ニテ畫キ此ノ線上ニ相當ノ間隔ヲ置キテ任意ノ三點ヲ選ヒ此ノ三點ノ水位及流量ヲ圖上ニ見出し其ノ値ヲ夫々  $h_1, q_1, h_2, q_2, h_3, q_3$  トシ之ヲ(1)式ニ適用スレハ次ノ三方程式ヲ得ヘシ

$$q_1 = a + bh_1 + ch_1^2$$

$$q_2 = a + bh_2 + ch_2^2$$

$$q_3 = a + bh_3 + ch_3^2$$

此ノ三方程式ヲ解キテ abc ノ値ヲ求メ之ヲ(1)式ニ入ルレハ即チ流量曲線ノ方程式ヲ得ヘク此ノ方程式ニ依リ圖上ニ曲線ヲ畫ケハ求ムル流量曲線ヲ畫キ得ヘシ

但シ此ノ流量曲線カ圖上ニ於テ略實測點ヲ平分セハ可ナルモ甚シク之ト離ルルトキハ始メニ選ヒシ三點カ不適當ナリシモノナルヲ以テ更ニ他ノ三點ヲ選ヒテ再ヒ計算ヲ行ハサル可ラス

(2) 流量曲線法

前例(1)ニ於テ述ヘタル如ク或期間内ニ於ケル實測流量及相當觀測水位ヲ直角平行座標法ニ依リテ圖上ニ畫キ目測ニテ是等ノ諸點ヲ平分スル平滑曲線ヲ畫クトキハ方程式ニ依ラサルモ之ヲ以テ直ニ同期間内ニ於ケル水位ニ對スル流量ヲ決定スルヲ得ヘシ

流量曲線ハ流量ノ實測ヲ行ヒシ時ノ水位ノ範圍内ニ於テハ之ヲ適用シテ正シキ流量ヲ得ルモノナレトモ其ノ範圍外ニ於テハ必スシモ正確ナリト云フコト能ハス故ニ之ヲ實測最低水位以下若クハ實測最高水位以上ニ延長シテ流量ノ査定ヲ行フ場合ニハ充分ノ注意ヲ拂ハサル可ラス

流量曲線ハ河床ノ状態一定ニシテ變化セサル間ハ永ク之ヲ使用スルコトヲ得ヘキモ洪水等ニ依リテ河床ノ状態變化スルトキハ流量曲線亦變化スルヲ常トス即チ流量曲線ヲ求ムル爲實測ノ諸點ヲ製圖シタルトキ其ノ諸點カ散在シテ一線ヲナサス時期ニ依リテ二以上ノ集合ニ分離セラルルトキハ該期間中ニ河床ノ横断面ニ異動アリシコトヲ示スモノニシテ斯ノ如キ場合ニハ各集合ニ對シ各別ニ流量曲線ヲ整理スルヲ要スルナリ例ヘハ、或年ノ春季ニ於テ數回ノ實測ヲ行ヒ適當ノ流量曲線ヲ得タリトシ其ノ後夏季ニ於テ洪水アリ、爾後流量ヲ實測シ之ヲ圖中ニ入ルル時前ニ定メタル流量曲線ヨリ甚シク遠サカル時ハ河川ノ横断面ハ該洪水ノ爲ニ變化ヲ生シタルニ依ルヲ以テ更

ニ此ノ新断面ニ對シ別ニ流量曲線ヲ整定スヘキモノナリ。寒地ニ於テ河水カ凍結セル場合ニ於テハ其ノ寒暖ニヨリ凍結ノ程度ヲ異ニシ斷面常ニ異動シテ一定ノ流量曲線ヲ定メ難シ斯ノ如キ場合ニハ水位對流量ノ關係不定ナルヲ以テ測水ノ回數ヲ遙カニ増加セサルヘカラサルナリ

二十三、流量曲線圖ニヨリ異レル水位ニ相當スル流量ヲ求メ流量表(別紙第六號用紙)ヲ作製スルコト(流量表ハ流量曲線ヲ數字ニ改メタルモノナリ)

二十四、水位觀測ノ結果並流量表ニ依リ水位流量年表(別紙第七號用紙)並水位流量圖(別紙第八號用紙)ヲ作製スルコト

二十五、水位流量年表ヨリ同一流量ノ起リタル度數(日數)ヲ各流量毎ニ求メ之レヲ基トシテ流況表(別紙第九號用紙)並流況曲線圖(別紙第十號用紙)ヲ作製スルコト

水位觀測者心得

一、水位觀測者ハ左記ノ觀測ヲ爲シ其ノ結果ニ依リ水位日表及高水位表ヲ作製スヘシ

一、毎日ノ觀測 本觀測ハ毎日午前十時若クハ特ニ指定サレタル時刻ニ行フヘシ

二、高水時ノ觀測 本觀測ヲ爲スヘキ場合ノ水位及時間ハ別ニ指定ス

三、量水標ハ移動流失又ハ破損セサル様充分注意シ舟筏ヲ繫クカ如キコトナカラシメ出水時等ニハ相當ノ保護ヲ爲スヘシ

四、觀測ニ用フル時計ハ常ニ鐵道停車場、郵便局、測候所等ノモノニ合ハセ置クヘシ

五、同一ノ觀測所ニ二人以上ノ觀測者アルトキハ水位日表又ハ高水位表ノ記事欄ニ毎日ノ擔當者ノ氏名ヲ記入シ又ハ認印ヲ押捺スヘシ

六、病氣其ノ他ノ事故ニ依リ觀測ニ從事スルコト能ハサルトキハ代人ヲシテ之ヲ行ハシメ其ノ旨ヲ水位日表又ハ高水位表ノ記事欄ニ記入スヘシ

前項ノ代人ハ豫メ定メ置クヘシ

七、水位ハ量水標ニ依リ權位(尺單位ノ時ハ分位)迄觀測シ水位日表ニ記入スヘシ

八、天氣、風向及風力ハ左ノ區別ニ從ヒ水位日表ニ記入スヘシ

一、天氣 快晴、晴、曇、雨、雪(午前中晴ニシテ午後雨ナルトキハ晴後雨トス其ノ他之ニ準ス)

二、風向 北、北東、東、南東、南、南西、西、北西

三、風力 靜、和、強、颶又ハ〇、一、二、三ノ區別ニ依ル

名 稱 意 義

靜(〇) 煙全ク直上シ樹葉動カサル程度ノモノ

和(一) 樹葉ノ動ク程度ノモノ

強(二) 樹木ノ大枝ノ動ク程度ノモノ

颶(三) 家屋ノ大破ヲ來シ樹木ヲ倒ス程度ノモノ

九、左ノ事項中著シキモノアルトキハ之ヲ水位日表ノ記事欄ニ記入スヘシ

一、河水ノ清濁及河床堤防ノ異狀

二、流木、流水、舟筏航行ノ狀況

六篇二類 發電水力調査

1011

三、附近ノ灌溉排水ノ異狀

十、高水時ニ於ケル水位ハ一時間毎ニ第七號ニ準シ之ヲ觀測シ高水位表ニ記入スヘシ

十一、高水位觀測時ニ於ケル天氣、風向及風力ハ第八號ニ準シ高水位表ニ記入スヘシ

十二、左ノ事項ハ之ヲ高水位表ノ記事欄ニ記入スヘシ

一、出水中ノ天氣ノ概況、出水ノ模様、堤防ノ破壞及氾濫其ノ他著シキ被害ノ狀況及時刻

二、最高水位及其ノ時刻

### ○流量測定報告、流量曲線整理並諸圖表提出ニ關スル件

大正十二年十二月水第一〇五號(1)昭和五年三月水第八五七號  
電氣局長通牒、各通信局長宛、電氣局長依命通牒、各通信局長宛、各水力使用者宛

河川流量ノ調査ヲ正確ニ行ハシムル爲貴管下關係電氣事業本社ニ對シ左記事項示達方取計相成度

記

一、流量測定月報ノ提出

從來流量測定ノ結果ハ三ヶ月毎ニ取纏メ提出相成居候處昭和五年四月ヨリ之ヲ毎月トシ且其月ノ水位日表ヲ添附シ

翌月十日迄ニ電氣廳第二部水力調査課宛提出スルコトニ改正(1)

二、各年最終ノ流量曲線ハ翌年二月頃(濁水期)迄ノ實測結果ヲモ用ヒ之ヲ圖上ニ點示(プロット)シテ整理スルコト

三、削除(1)

四、本省ニ提出スヘキ諸圖表類(流量調査心得第六號ニ依ルモノ)ハ其ノ提出期日ヲ「六月末日」ニ改メ測水所々在地ヲ管轄スル通信局ヲ經由シテ本省ニ提出スルコト

### ○測水所附近ニ於ケル魚獲用築ニ關スル件

大正十三年十月水第一〇九四號  
電氣局長通牒、各地方長官宛

本年四月十六日付水第二四七號ヲ以テ電氣事業者ニ於テ行フ河川流量調査位置ヲ及通知候處右位置ニ設置セル水位觀測所竝測水所ノ附近ニ於テ魚獲用ノ築等ヲ設備スルタメ往々調査ニ支障ヲ及ホス向有之趣ニ就テハ將來是ニ類似スル設備ヲ許可セラルル場合ニハ水位觀測所竝測水所ニ於ケル流速ニ影響ヲ及ホスコトナキ様御配意相煩度此段及御依頼候

追テ右ノ外左記位置ニ於テハ當省ニ於テ直接調査致居候ニ付御了知ノ上可然御配意相煩度  
(追書位置略)

### ○流量調査ニ「メートル」法採用ノ件

大正十四年三月技第一〇三三號  
電氣局長通牒、各水力使用者宛

流量調査ニ用フル單位ハ從來慣習上大部分「尺」ヲ用ヒ來リ候處統一上必要ニ付今後ハ可成速ニ「メートル」法ニ據ル様御配慮相煩度

追テ「尺」法ヲ「メートル」法ニ變更スル方法ハ「流量調査指針」末尾(參考ノ二)ニ記載有之候ニ付 爲念  
尙若シ從來ノ「尺」ヲ使用セラルル向ハ提出圖表類ノ單位ヲ尺ト明瞭ニ記載スルコト

### ○流量圖表ニ關スル件

大正十四年十月技第一六五六號  
電氣局長技術課通牒、各水力使用者宛

流量圖表殊ニ流量曲線整理ニ關シテハ屢々通牒候處左記ニ就テハ特ニ御留意相成度

記

一、流量曲線資料ハ一ヶ月平均三回一ヶ年ヲ通シ三十六回ヲ標準トシテ測水スルコトト相成居リ候處近來其回数ヲ減シ爲

ニ水位對流量ノ關係ヲ見出し難キモノ不鈔候ニ付出來得ル丈多回ノ測水ヲナシ完全ナル流量曲線ノ整理ニ努ムルコト

- 二、削除(1)
- 三、流量曲線査定ニ使用シタル圖表類ノ草稿及曲線式計算書等ハ翌年ノ曲線査定ノ際ニ再ヒ参照スヘキヲ以テ散亂セサル様取纏メ流量調査ニ關スル一般書類ハ別冊トシテ保管スルコト

### ○河川高水觀測ニ關スル件

昭和十一年三月水第四四一號  
電氣局長通牒、水力使用者宛

標記ノ件ニ關シ貴(社、縣、市、町)擔當測水所ニ於ケル高水觀測指定水位承知致度ニ付至急報告相成度

追而高水觀測ニ就テハ流量調査心得ニ依リ觀測ヲ行ヒ其ノ都度報告スルコト、相成居候處之カ實行ヲ怠レル向モ有之候ニ付爾今嚴ニ勵行セラレ度尙本調査ニ關シテハ左記事項了知相成度

記

- 一、高水觀測指定水位ハ毎年一、二回起ル程度ノ水位ヲ標準トシ觀測ヲ行フモノナレドモ出水ノ程度ハ毎年相當變化アルヲ以テ出水多キ年ニハ數回觀測スルコトモアルベシ
- 二、觀測ヲ終リタルトキハ別紙様式ニ記入(流量ヲ除ク)シ其ノ都度速ニ報告スルコト尙右高水日表ハ流量曲線決定後ニ於テ之ガ水位ニ對スル流量ヲ求メ圖表ヲ完備シ其ノ年ノ一般流量圖表ト共ニ更ニ提出スルコト

### ○發電水力調査ニ關スル件

昭和十二年九月水調第二一號  
逕信次官通牒、帝室林野局長宛

當省ニ於テハ本年度以降全國ノ各河川ニ就キ水力地點ヲ選定シ水量、落差其他發電水力利用上必要ナル事項ヲ調査スルコトト相成近ク實地調査ニ着手ノ筈ニ有之候處作業上必要ノ場合ニ於テハ自然御料林内等ニ立入り又ハ極メテ僅少ノ樹枝ヲ伐除スル場合等モ可有之ト被存候ニ付右様ノ場合ニ於テハ御差支無之限リ御承認ヲ與ヘラレ且相當便宜ノ御取計ヲ煩度候

ニ付貴局御部内ニモ通達方可然取計相成度候様致度此段及御依頼候也

追而當省吏員ノ御料林内ニ立入り候場合ニハ一定ノ證票ヲ携帯セシムベク尙御料林ニ關係アル地點ニ於テ測量ヲ爲ス場合ニハ當省ヨリ貴局支廳又ハ出張所等ニ調査吏員ヲシテ協議セシムベク候ニ付此段申添候

### ○同件

昭和十二年九月水調第二二號  
逕信次官通牒、農林次官宛

當省ニ於テハ全國各河川ニ就キ水力地點ヲ選定シ水量、落差其他發電電力利用上必要ナル事項ヲ調査致候ニ就テハ實地作業上必要ノ場合國有林ニ立入り又ハ樹枝ヲ伐除スル場合等モ可有之ト被存候ニ付豫メ御承認相成度尙貴省山林局ニ於テ御調査ニ係ル降水量其他氣象ニ關スル觀測ノ結果ニ就キ參考致度候ニ付本省吏員ヲ派遣致候場合ニハ相當便宜ノ御取計相煩度此段及御依頼候也

追テ當省吏員ノ官林内ニ立入ル場合ニハ一定ノ證票ヲ携帯セシムルコトニ取計候ニ付右御了知相成度尙國有林ニ關係アル地點ニ於テ測量等ノ場合ニハ豫メ當省ヨリ營林局又ハ營林署等ニ調査吏員ヲシテ協議セシムベク候ニ付此段申添候

### ○同件

昭和十二年九月水調第二一號  
逕信次官通牒、各地方長官、警視總監宛

當省ニ於テハ全國各河川ニ就キ水力地點ヲ選定シ水量、落差其他發電水力利用上必要ナル事項ヲ調査致候ニ就テハ近々實地ノ調査ニ着手スベキ筈ニ有之候處右作業ノ實施ニ關シテハ雨量ノ觀測、測水、工事ノ施設、量水標ノ設置、官私有地ノ

六篇二類 發電水力調査

立入、樹枝ノ伐除及宿舍ノ選定其他各般ノ事項ニ關シ御援助ヲ必要トスル場合不尠ト被存候ニ付警察署、市、町、村役場、測候所其他關係官公署ヘモ通達ノ上相當便宜ノ御取計相成度候様致度此段及御依頼候也

1011K

電氣用品



六篇二類 發電水力調査

立入、樹枝ノ伐除及宿舍ノ選定其他各般ノ事項ニ關シ御援助ヲ必要トスル場合不尠ト被存候ニ付警察署、市、町、村役場、測候所其他關係官公署ヘモ通達ノ上相當便宜ノ御取計相成度候様登度此段及御依頼候也

1011K

電氣用品

電氣用品

# 第七篇 電氣用品及電氣工事人

## 第一類 電氣用品

### ◎電氣用品取締規則

昭和十年九月  
省令第三十號

#### 第一章 總則

第一條 本令ハ左ニ掲グル電氣用品ニ之ヲ適用ス

- 一 絕緣電線
- 二 可撓紐線
- 三 金屬管及金屬線繩
- 四 可熔器
- 五 開閉器
- 六 點滅器
- 七 接續器
- 八 電熱器
- 九 小型電動機
- 十 小型變壓器
- 十一 電流制限器

七篇一類 電氣用品

前項各號ノ電氣用品ノ範圍及細目ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第二條 電氣用品ヲ製造セントスル者ハ前條第一項各號毎ニ第二章ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ免許ヲ受クベシ

第三條 電氣用品ノ製造者ハ免許ヲ受ケタル電氣用品ニ付別表ニ定ムル型式ノ別毎ニ第三章ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ型式承認ヲ受クベシ但シ逓信大臣ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 電氣用品ノ輸入者又ハ移入者ハ前條ノ規定ニ準ジ逓信大臣ノ型式承認ヲ受クベシ

第五條 電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ハ逓信大臣ノ型式承認ヲ經ザル電氣用品ヲ販賣シ又ハ使用スルコトヲ得

第二章 製造免許

第六條 製造ノ免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通フ具シ申請書(第一號書式)ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

一 製造所設備ノ概要圖面ヲ添  
附スベシ

二 製品ノ試験方法及試験設備ノ概要圖面ヲ添  
附スベシ

三 製品ノ細目別表ニ掲グル品名及一年間ノ製造豫定數量

四 事業資金額

五 技術主任者履歷書ヲ添  
附スベシ

第七條 逓信大臣製造ノ免許ヲ爲シタルトキハ電氣用品製造免許證書(第二號様式)ヲ申請者ニ交付ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更シタルトキハ運滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ但シ第二號又ハ第三號ノ事項ニ關シテハ關係ノ書類圖面ニ通フ、第五號ノ事項ニ關シテハ履歷書ヲ添付スベシ

一 製造所ノ名稱又ハ所在地

二 製造所設備

三 製品ノ試験方法及ハ試験設備

四 事業資金額

五 技術主任者

第九條 電氣用品製造免許證書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ運滞ナク其ノ再交付ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

毀損ニ因リ電氣用品製造免許證書ノ再交付ヲ受クルトキハ之ト引換ニ舊證書ヲ逓信大臣ニ返還スベシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ電氣用品製造免許證書ノ書換ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

一 氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二 主タル營業所ノ名稱又ハ所在地ヲ變更シタルトキ

相續、營業ノ讓渡又ハ會社ノ合併ニ因リ電氣用品ノ製造者ノ業務ヲ承繼シタル者ハ相續、讓渡又ハ合併ヲ證明スル書類ヲ添へ運滞ナク電氣用品製造免許證書ノ書換ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

第十一條 電氣用品ノ製造者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ旨ヲ具シ運滞ナク電氣用品製造免許證書ヲ逓信大臣ニ返還スベシ

一 電氣用品ノ製造ヲ廢止シタルトキ

二 免許ヲ取消サレタルトキ

第十二條 逓信大臣電氣用品製造ノ免許ヲ爲シ又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第三章 型式承認

第十三條 型式承認ヲ受ケントスル者ハ申請書(第三號書式)又ハ第四號書式ニ試験品並ニ説明書及圖面各二通ヲ添へ電氣

試験所ニ提出スベシ

電氣試驗所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ試驗品ヲ追加提出セシムルコトアルベシ

試驗品ノ運搬ニ要スル費用及試験ニ因テ生スル損害ハ申請者ノ負擔トス

第十四條 逓信大臣型式承認ヲ爲シタルトキハ電氣用品型式承認書(第五號書式)ヲ申請者ニ交付ス

逓信大臣型式承認ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第十五條 型式承認ヲ經タル電氣用品ニハ型式承認番號及製造者ノ氏名又ハ名稱輸入品又ハ移入品ニ付テハ輸入者又ハ移入者ノ氏名又ハ名稱 其ノ他逓信

大臣ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ標示スベシ

前項ノ氏名又ハ名稱ハ商標商標法ニ依リ登録シタルモノニ限ルヲ以テ事ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ當該商標ヲ逓信大臣ニ届出

ズベシ

第十六條 電氣用品ノ輸入者又ハ移入者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ズベシ

一 氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二 主タル營業所ノ名稱又ハ所在地ヲ變更シタルトキ

三 電氣用品ノ輸入又ハ移入ヲ廢止シタルトキ

相續、營業ノ讓渡又ハ會社ノ合併ニ因リ電氣用品ノ輸入者又ハ移入者ノ業務ヲ承繼シタル者ハ相續、讓渡又ハ合併ヲ證

明スル書類ヲ添ヘ運滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ズベシ

第四章 検査

第十七條 逓信大臣ハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ製造設備、試験設備及電氣用品ニ關シ報告ヲ爲サシ

メ、試験ノ爲電氣用品ヲ提出セシメ又ハ検査吏員ヲ派遣シテ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

逓信大臣ハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ製造設備又ハ試験設備ノ改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命

ズルコトアルベシ

第十三條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ電氣用品ノ試験ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ハ毎年一月末日迄ニ其ノ前年中ニ於ケル電氣用品ノ製造高又ハ輸入高

若ハ移入高統計表別記様式ニ依リ製スベシヲ逓信大臣ニ提出スベシ

第十九條 逓信大臣ハ左ノ場合ニ於テハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ電氣用品ノ製造、販賣若ハ使用ノ

停止ヲ命ジ又ハ免許若ハ型式承認ヲ取消スコトアルベシ

一 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 電氣用品ニ關シ不正ノ所爲アリタルトキ

第二十條 逓信大臣ハ電氣用品ノ實績ニ因リ必要アリト認メタルトキハ型式承認ヲ取消スコトアルベシ

第五章 手数料

第二十一條 製造ノ免許ヲ申請セントスル者ハ手数料七十五圓ヲ納付スベシ

電氣用品製造免許證書ノ再交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ證書一通ニ付手数料二十錢ヲ納付スベシ

第二十二條 型式承認ヲ申請セントスル者ハ別表ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第二十三條 手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第六章 罰則

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第二條又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ同條ノ標示ニ關シ不正ノ所爲アリタル者

三 正當ノ事由ナクシテ第十七條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、

其ノ他逓信大臣ノ命ジタル事項ヲ爲サザル者

四 第十九條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者  
第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 本令ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者

二 電氣用品製造免許證書換ノ申請ヲ怠リタル者

三 正當ノ事由ナクシテ電氣用品製造免許證書ノ返還ヲ怠リタル者

四 第十八條ノ規定ニ違反シタル者

二十六條 電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十七條 本章ノ規定ニ依リ處罰セラレベキ者法人ナルトキハ其ノ者ニ適用スベキ罰則ハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第二十八條 本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本令施行ノ際現ニ電氣用品ノ製造又ハ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ一年內ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラズ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ期間經過後ニ於テ引續キ業務ヲ繼續セントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月內ニ本令ノ規定ニ依ル免許又ハ型式承認ヲ申請スベシ

逓信大臣ハ前項ノ申請ニ對スル免許又ハ型式承認ニ有効期間ヲ附スルコトヲ得

第三十條 第二十一條第一項又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ前條第三項ノ規定ニ依リ附セラレタル有効期間ノ滿了

ニ因リ免許又ハ型式承認ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ徴收セズ

第一號書式

第一號書式

ニ因リ免許又ハ型式承認ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ徴收セズ

電氣用品製造免許申請書

收入  
印紙

貼附シタル收入印紙ノ額

金 何 圓

一 電氣用品ノ種別第一條第一項各號ノ別ニ依ル

二 製造所ノ名稱及所在地

右電氣用品取締規則第二條ニ依リ電氣用品製造免許申請候也

年 月 日

主タル營業所

申請者 氏

名又ハ名

稱

(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)

逓信大臣宛

第二號書式

第 號

電氣用品製造免許證書

主タル營業所

氏名又ハ名稱

電氣用品ノ種別

右電氣用品取締規則ニ依リ製造ヲ免許ス

年 月 日

逓信大臣 氏

名 圖

第三號書式

電氣用品型式承認申請書

收 入  
印 紙

貼附シタル收入印紙ノ額

金 何 圓

一 電氣用品名

二 型

三 製造免許番號

四 製造所ノ名稱及所在地

右電氣用品取締規則第三條ニ依リ電氣用品型式承認申請候也

年 月 日

主タル營業所  
申請者 氏

名又ハ名

稱 圖

逓信大臣 宛

第四號書式

輸入(又ハ移入)電氣用品型式承認申請書

收入  
印紙

貼附シタル收入印紙ノ額

金 何 圓

一 電氣用品名

二 型

三 產地及製造者

右電氣用品取締規則第四條ニ依リ電氣用品型式承認申請候也

年 月 日

主タル營業所

申請者 氏

名又ハ名

稱

(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)

逓信大臣宛

第五號書式

電氣用品型式承認書

申請者名

一 電氣用品名

二 型

三 試験成績 別紙ノ通

右試験ノ結果其ノ成績所定ノ規準ニ適合スルコトヲ證明ス

電氣試験所長名 印

右電氣試験所長ノ識明ニ依リ承認番號

第



號ヲ附シ型式ヲ承認ス

年 月 日

逓信大臣 氏

名 印





絶特 縁電 線珠		絶ゴ 縁電 線ム	
管 燈 用 オ 電 線 ン	キ ャ ブ タ イ ヤ 線 六 〇 ウ オ ル モ ノ 以 下 ニ 使 用 ス ル	鉛 被 電 線 六 〇 ウ オ ル モ ノ 以 下 ニ 使 用 ス ル	絶 縁 電 線 六 〇 ウ オ ル モ ノ 以 下 ニ 使 用 ス ル
(一)被覆ノ材料及構成 (二)導體ノ材料及構成 (三)導體ノ切斷面積 (四)導體ノ切斷面積 (五)別導體ノ切斷面積	同	(一)被覆ノ材料及構成 (二)導體ノ材料及構成 (三)導體ノ切斷面積 (四)導體ノ切斷面積 (五)別導體ノ切斷面積	同
同	同	一卷(三〇米以上) ヲセテ前ノ素線ハ一 テ添付スルコト	同
二五〇〇	二五〇〇	同	二〇〇〇
事 劣 項 ニ 化 左 記 ヲ 追 加 ス ル 試 験	事 ゴ ム 機 械 的 性 能 ノ 試 験 左 記 ヲ 追 加 ス ル	屈 曲 ノ 試 験 絶 縁 力 ノ 試 験 導 電 力 ノ 試 験	捲 付 ノ 試 験 絶 縁 力 ノ 試 験 導 電 力 ノ 試 験

備考

一、同一品名ニ付導體ノ太サノミヲ異ニスルニ型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ本表ノ手数料トシ其ノ他ハ一型式ニ付本表手数料ノ二割トス

第二號表 可撓紐線

導體ノ切斷面積五十平方耗以下ノモノニ限ル

可特 撓紐 線珠		可一 撓紐 線較		細 別	細 目
屋 外 用 紐 線 心	電 可 撓 紐 線 用	小 型 器 具 用 紐 線 (金 絲 コ ー ド ヲ 合 ス)	第 一 種 可 撓 紐 線 第 二 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線	品 名	型 式 ノ 別
(一)被覆ノ材料及構成 (二)導體ノ材料及構成 (三)導體ノ切斷面積	同	(一)被覆ノ材料及構成 (二)導體ノ材料及構成 (三)導體ノ切斷面積	(一)導體ノ材料及構成 (二)導體ノ切斷面積 (三)線心數		試 驗 品 提 出 數 量
同	同	同	一卷(五〇米以上) ニテ前ノ素線一 ト添付スルコト		手 數 料
同	同	同	二〇〇〇		主 要 試 験 事 項
一 般 可 撓 紐 線 ニ 同 ジ	事 一 般 可 撓 紐 線 ノ 試 験 耐 熱 左 記 ヲ 追 加 ス ル	同	機 械 的 性 能 ノ 試 験 絶 縁 力 ノ 試 験 導 電 力 ノ 試 験		

備考

一、同一品名ニ付導體ノ切斷面積ノミヲ異ニスルニ型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ本表ノ手数料トシ其ノ他ハ一型式ニ付本表手数料ノ二割トス

第三號表 金屬管及金屬線植

七篇一類 電氣用品





紐線吊	電球受口		捻込接続器
	防キ水ソケット	押ブキソケット	分岐ソケット
ク掛ロ型ソケット引	防キ水ソケット	押ブキソケット	分岐ソケット
同	同	(三)(二)(一)寸主要部分ノ構造、	(四)(三)(二)(一)寸主要部分ノ構造、
同	同	同	同
1000	(定格電流一五以下)000	(定格電流二五以下)000	(定格電流一五以下)000
荷耐絶温 線線度 重熱耐抵 力抗試 試試 驗驗驗	捻込接続器ニ同ジ	荷耐絶温開 線線度閉 重熱耐抵 力抗試 試試 驗驗驗	但シ點減裝置ヲ有ス 閉試験ヲモ行フ

- 一、二重定格ノモノニ在リテハ本表手数料ノ五割ヲ加フ
- 二、多段式及切換點減器ニ在リテハ中間段數一段ヲ増ス毎ニ手数料五割ヲ加フ

第七號表 接続器

定格電壓百ウオルト以上ノ低壓ニシテ  
定格電流三十アマペア以下ノモノニ限ル

捻込捻込受栓	挿込接続器		細別
	分岐挿込接続器	挿込接続器	
捻込捻込受栓	分岐挿込接続器	挿込接続器	細別
(三)(二)(一)寸主要部分ノ構造、	同	(三)(二)(一)寸主要部分ノ構造、	型式ノ別
同	同	一〇箇	試験品提出數量
(定格電流一五以下)000	(定格電流一五以下)000	(定格電流一五以下)000	手数料
荷耐絶温 線線度 重熱耐抵 力抗試 試試 驗驗驗	同	把耐絶温開 線線度閉 重熱耐抵 力抗試 試試 驗驗驗	主要試験事項

七篇一類 電氣用品

備考

- 一、二重定格ノモノニ在リテハ本表手数料ノ五割ヲ加フ
- 二、分岐數二箇ヲ超ユル分岐接続器ニ在リテハ分岐數一箇ヲ増ス毎ニ手数料二圓ヲ加フ

第八號表 電熱器

定格電壓百ヴォルト以上ノ低壓ニシテ消費電力十キロワット以下ノモノニ限ル

電調熱理器用	電探熱煖器用		細別品名	型式ノ別	試験品提出數量	手数料	主要試験事項
	電氣ストーブ (電氣火鉢ヲ含ム)	電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵					
電氣ストーブ 電氣火鉢 電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣ストーブ (電氣火鉢ヲ含ム)	同	三箇	消費電力一〇〇ワット以下ノモノニ限ル 消費電力一キロワット以上ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ	通電度試験 溫度試驗 絕緣力試驗 絕緣力試驗
電氣ストーブ 電氣火鉢 電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣氣足蒲團 電氣氣行炬 電氣氣火燵	電氣ストーブ (電氣火鉢ヲ含ム)	同	同	消費電力一〇〇ワット以下ノモノニ限ル 消費電力一キロワット以上ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ	通電度試験 溫度試驗 絕緣力試驗 絕緣力試驗

電氣溫水器	電氣鏡類	其電熱他器	電氣鏡類		電氣溫水器
			電氣鏡類	電氣鏡類	
電氣溫水器	電氣鏡類	電氣溫水器	電氣鏡類	電氣鏡類	電氣溫水器
電氣溫水器	電氣鏡類	電氣溫水器	電氣鏡類	電氣鏡類	電氣溫水器
電氣溫水器	電氣鏡類	電氣溫水器	電氣鏡類	電氣鏡類	電氣溫水器

備考

- 一、二段以上ニ切换使用スルモノニ在リテハ手数料五圓ヲ加フ
- 二、自動裝置ヲ有スルモノニ在リテハ手数料五圓ヲ加フ
- 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附屬シタル電熱器ニ在リテハ當該附屬品ニ對スル手数料ヲ加算ス

第九號表 小型電動機

一、定格電壓百ヴォルト以上ノ低壓ニシテ定格出力一キロワット以下ノモノニ限ル  
二、器具ノ部分品トシテ組立ラレタルモノハ之ヲ含マズ

細別品名	型式ノ別	試験品提出數量	手数料	主要試験事項
電氣用品	電氣用品	電氣用品	電氣用品	電氣用品

電小 型 動 單 機 相	
電 (通風用ヲ含ム)扇	整蓄反分 流器器起 子器誘動 電電導電 動動機機 機機機機
(六)寸主法及材料 (五)起動方式 (四)極數 (三)消耗電力 (二)定格周波數 (一)定格電壓	(四)寸主法及材料 (三)極數 (二)定格出力(又ハ入) (一)定格電壓
同	三箇
三〇〇〇	二五〇〇
同	絕緣起特 性度動性 耐抵力抗 力抗 試驗試驗 試驗試驗 試驗試驗

備考

- 一、定格電壓二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手數料ノ五割ヲ加フ
- 二、定格周波數二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手數料ノ五割ヲ加フ
- 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附屬シタル電動機ニ在リテハ當該附屬品ニ對スル手數料ヲ加算ス

第十號表 小型變壓器

定格一次電壓百ヴォルト以上ノ低壓用ノモノニ限ル

細 別	品 目	型 式 ノ 別	試 驗 品 提 出 數 量	手 數 料	主 要 試 驗 事 項
小型變壓器	玩具用變壓器 呼鈴用變壓器 表示器用變壓器	(一)定格電壓 (二)定格容量 (三)定格周波數 (四)寸法及材料	三箇	一五〇〇	絕緣起特 性度動性 耐抵力抗 力抗 試驗試驗 試驗試驗

備考

- 一、中間口出ヲ有スルモノニ在リテハ手數料五割ヲ加フ
- 二、定格周波數二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手數料ノ五割ヲ加フ
- 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附屬シタル變壓器ニ在リテハ當該附屬品ニ對スル手數料ヲ加算ス

第十一號表 電流制限器

定格電壓百ヴォルト以上ノ低壓ニシテ最  
大動作電流百アンペア以下ノモノニ限ル

細 別	品 目	型 式 ノ 別	試 驗 品 提 出 數 量	手 數 料	主 要 試 驗 事 項
電流制限器	電流制限器	(一)定格電壓 (二)最大動作電流 (三)定格周波數 (四)相線式 (五)極數及線子數 (六)動作方式 (七)寸法及材料	五箇	三〇〇〇	絕緣起特 性度動性 耐抵力抗 力抗 試驗試驗 試驗試驗 試驗試驗

備考

- 一、最大動作電流ノミヲ異ニスル二型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ本表ノ手數料トシ其ノ他ハ一型式ニ付手數料十割トス

○電氣用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件

昭和十三年十二月  
省令第八十號

第一條 電氣用品取締規則第三條ノ規定ニ依リ型式承認ヲ受ケタル電氣用品ニシテ支那事變ニ因リ已ムヲ得ズ代用材料ヲ使用シ其ノ他原型式ノ一部ヲ變更シタルモノハ當該型式承認ヲ受ケタル者ノ申請ニ依リ同規則同條ノ規定ニ拘ラズ逓信大臣ニ於テ原型式ト同一型式ノモノト看做スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ申請書(別記書式)ニ試験品(箇、本又ハ組ヲ以テ數フルモノニ在リテハ各共ノ一單位、線條ノモノニ在リテハ一米)竝ニ説明書及圖面各二通ヲ添ヘ之ヲ電氣試験所ニ提出スベシ  
電氣用品取締規則第十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ原型式ト同一型式ト看做サレタル電氣用品ニハ原型式ノ電氣用品ト區別スル爲「暫」、一暫定品」其ノ他ノ適當ナル標示ヲ爲スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

別記書式

同一型式認定申請書

一 電氣用品名

二 型

三 原型式承認番號

四 製造免許番號

五 製造所ノ名稱及所在地

右昭和 年 月 日 逓信省令第 號ニ依リ申請候也

主タル營業所

申請者 氏名 又ハ名稱 印

逓信大臣 宛

(注意)

- 一、手數料ハ之ヲ徴セザルモノナルニ付收入印紙ノ貼附ヲ要セズ
- 二、同一品名ニ屬スルモノヲ多數同時ニ申請スル場合ニハ適宜一申請書ニ取纏メ型及原型式承認番號ノ明細書ヲ添附スベシ

○電氣用品取締規則ニ依ル型式ノ範圍ニ關スル件

昭和十一年六月  
告示第千二百六十二號

一、絶縁電線

型式ノ別	同一型式ニ合マルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
導體ノ材料 導體ノ太サ	<p>(一) 單線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一・六耗未満ノモノ</li> <li>一・六耗以上二・六耗以下ノモノ</li> <li>二・六耗ヲ超過シ四・五耗以下ノモノ</li> <li>四・五耗ヲ超過シ七耗以下ノモノ</li> <li>七耗ヲ超過シ一二耗以下ノモノ</li> </ul> <p>(二) 撚線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三・五平方耗以下ノモノ</li> <li>三・五平方耗ヲ超過シ一六平方耗以下ノモノ</li> <li>一六平方耗ヲ超過シ三八平方耗以下ノモノ</li> <li>三八平方耗ヲ超過シ一〇〇平方耗以下ノモノ</li> </ul> <p>ネオン管燈用電線ニ在リテハ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>七、五〇〇ヴォルト以下ノモノ</li> <li>七、五〇〇ヴォルトヲ超過シ一五、〇〇〇ヴォルト以下ノモノ</li> </ul> <p>絶縁電線ノ電氣的性質其ノ他ニ著シキ影響ヲ與ヘザル程度ニ於テ被覆ノ材料及構成ノ相違アルモノハ同一型式トス</p> <p>(例一) 導體上ノ絶縁層ノ有無及種類</p>	<p>一、硬銅、軟銅、鋳等ノ別</p> <p>二、錫鍍ノ有無</p>
被覆ノ材料		
電 壓		

二、可撓紐線

型式ノ別	同一型式ニ合マルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
導體ノ材料 導體ノ切斷面積 被覆ノ材料及構成	<p>(例二) 絶縁性ニ關係ナキ範圍内ニ於ケル塗料ノ有無及種類</p> <p>(例三) 絶縁ノ層數又色別</p> <p>(例四) キヤブタイヤ線ニ於ケル介在物及クレイドルコアリ有無</p> <p>(例五) 鉛被電線ニ於ケル鉛被上ノ被覆物ノ有無及種類</p> <p>(例六) 平型及丸型ノ別</p> <p>五心以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス</p>	<p>錫鍍ノ有無</p>
線 心 數	<p>○・九平方耗以下ノモノ</p> <p>○・九平方耗ヲ超過シ五・五平方耗以下ノモノ</p> <p>五・五平方耗ヲ超過シ一六平方耗以下ノモノ</p> <p>一六平方耗ヲ超過シ五〇平方耗以下ノモノ</p> <p>可撓紐線ノ電氣的性質其ノ他ニ著シキ影響ヲ與ヘザル程度ニ於テ被覆材料及構成ノ相違アルモノハ同一型式トス</p> <p>(例一) 撚組ノ糸ノ種類</p> <p>(例二) ゴム絶縁上ノ紙卷又ハ綿テープ卷ノ別若クハ下打編組ノ有無及種類</p> <p>(例三) 丸打、袋打及二ヶ撚等</p> <p>四心以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス</p>	



三、金屬管及金屬線樋

型式ノ別	同一型式ニ含まルル範圍	別型式ト認メラルモノ 鋼、鑄鐵等ノ別
<p>材 質 型 狀 形 狀 及 寸 法</p> <p>(一) 金屬管                      (例一) 金屬管及之ニ依リテ製作セラレタルベンド                      (二) 金屬管接手—エルボー、Tピース、クロス、カツプ                      リング、シャープベンド、レヂューサー、ユニオンカツ                      プリング等ハ形狀特ニ異ルモノヲ除キ各ヲ同一型式トス                      (例一) 接続管ノ形狀ノ相違                      (例二) レヂューサーニ於ケル接手口ノ形狀ノ相違                      (例三) 直ナルモノト曲ナルモノ                      (例四) 蓋ノ有無                      (三) 金屬線樋ニ在リテハ外形特ニ異ナレルモノヲ除キ同                      一型式トス                      (例) 線樋及之ニ依リテ製作セラレタルエルボー                      (四) 金屬線樋接手—カツプリング、クロス、T、エルボ                      ー等ハ形狀物ニ異ナルモノヲ除キ各ヲ同一型式トス                      (例) 接続スル線樋ノ形狀ノ相違                      (五) ボックス—配線用ボックス、スキツチボックス等ハ                      形狀特ニ異ナルモノヲ除キ各ヲ同一型式トス                      (例一) 圓形ナルモノ、八角形ナルモノ又ハ四角形ナル                      モノ                      (例二) 打抜管孔ノ大サ及數ニ拘ラズ</p>	<p>同一型式ニ含まルル範圍</p>	<p>別型式ト認メラルモノ 鋼、鑄鐵等ノ別</p> <p>(例) 圓形ト然ラザルモノ                      (例) 分割シ得ルモノト然ラザルモノ                      (例) 分割シ得ルモノト然ラザルモノ</p>

寸 法

(例三) 口數(一方出、二方出等)ニ拘ラズ	厚	太	サ	(稱 呼)
(一) 金屬管及金屬管接手	厚	太	サ	(稱 呼)
○・五耗以上一耗未滿ノモノ	八分ノ五吋以下ノモノ			
一耗以上二耗未滿ノモノ	八分ノ五吋超過ノモノ			
	一吋以下ノモノ			
	一吋超過ノモノ			
	一吋未滿ノモノ			
二耗以上ノモノ	一吋以上二吋以下ノモノ			
	二吋超過ノモノ			
(二) 金屬線樋及金屬線樋用接手	イ、厚	サ		
○・五耗以上一耗未滿ノモノ				
一耗以上二耗未滿ノモノ				
二耗以上ノモノ				
ロ、太				
サ(長徑ノ稱呼)				
二吋以下ノモノ				
二吋超過ノモノ				
(三) 金屬管用及金屬線樋用ボックス	イ、厚	サ		
二耗未滿ノモノ				

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルモノ
定格電圧	定格電圧以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電圧二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
防銹方法	二耗以上ノモノ ロ、太、サ(長徑ノ稱呼) 五吋未満ノモノ 五吋以上一〇吋未満ノモノ 一〇吋以上ノモノ 管ノ稱呼四吋ヲ超過スルモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス 接続方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス 接続方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス 接合方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス (例) 熔接継目ナルモノト鍛接継目ナルモノ 防銹效果ニ著シキ相違ナキモノハ同一型式トス (例) 亜鉛鍍ハセラダイジング、ホットヂツピング等ノ鍍金方法ニ拘ラズ	(例) 金屬管及附屬品ニ在リテハネヂノ有無 (例) 継目ノ有無 (例) エナメル塗ナルモノト亜鉛鍍ナルモノ

四、可 熔 器

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルモノ
定格電圧	定格電圧以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電圧二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
定格電流	同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス ○・五アマムベア未満ノモノ ○・五アマムベア以上一アマムベア未満ノモノ	

主要部分ノ構造、寸法及材料

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルモノ
定格電圧	定格電圧以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電圧二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
定格電流	(一) 端子金物ノ形状ノ相違 (例二) 可熔筒ニ於ケル排氣孔ノ有無及大小 (例三) 寸法ノ相違ノ僅少ナルモノ (例四) カットアウトノ蓋ノ磁器ナルモノト硝子ナルモノ (例五) 可熔筒ニ於ケル熔斷標示ノ有無	(例一) 可熔片ノ材料ノ相違 (例二) 可熔筒外殼ノ材料―ベークライト、ファイバー、硝子等ノ相違 (例三) 可熔筒充填物ノ有無 (例四) カットアウトノ極數

五、開 閉 器

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルモノ
定格電圧	定格電圧以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電圧二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
定格電流	(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ	

型式ノ別	規格電壓	規格電流	主要部分ノ構造、寸法及材料
同一型式ニ合マルル範圍	<p>定格電壓以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例へバ定格電壓二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例へバ定格電流六アムペアノモノニ三アムペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス</p> <p>五アムペア以下ノモノ</p> <p>五アムペアヲ超過シ一〇アムペア以下ノモノ</p> <p>一〇アムペアヲ超過シ三〇アムペア以下ノモノ</p> <p>電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ナシト認メラルモノハ同一型式トス</p> <p>(例) 外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造絶緣物等ノ絶緣物ナルモノ</p>	<p>動作特性ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認メラルモノ</p>	<p>極數</p> <p>主要部分ノ構造、寸法及材料</p> <p>(註) 例へバ定格電流一〇〇アムペアノモノニ七五アムペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(一) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス</p> <p>一〇アムペア以下ノモノ</p> <p>一〇アムペアヲ超過シ三〇アムペア以下ノモノ</p> <p>三〇アムペアヲ超過シ六〇アムペア以下ノモノ</p> <p>六〇アムペアヲ超過シ一〇〇アムペア以下ノモノ</p> <p>各極及極間ノ主要部分ノ構造同一ナル二極及三極四極以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス</p> <p>電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認メラルモノハ同一型式トス</p> <p>(例一) 二〇パーセント以内ノ寸法ノ相違</p> <p>(例二) 開放双形開閉器ニ於テ</p> <p>(イ) 表面接續ナルモノト裏面接續ナルモノ</p> <p>(ロ) フューズノ取付方式ノ相違(可熔筒用ナルモノト爪付フューズ用ナルモノ)</p> <p>(例三) 開放双形開閉器ニ於テクリツブノ植込式ナルモノト折曲式ナルモノ</p> <p>(例四) 臺、外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造絶緣物等ノ絶緣物ナルモノ</p> <p>(例五) 電磁開閉器ニ於ケル線輪ノ動作電壓ノ相違</p> <p>(例六) 電磁開閉器ニ於ケル電流計、バイロツトランプ等ノ有無</p>
別型式ト認メラルモノ	<p>(例一) 外殼、把手等ノ材料ガ絶緣物ナルモノト金屬ナルモノ</p> <p>(例二) 臺ノ材料ガ磁器ナルモノト型造絶緣物ナルモノ</p> <p>用途ニ依リ動作温度ヲ異ニスルモノハ用途別ニヨル</p> <p>(例一) 行火用、座布圍用等</p>		<p>(例) 臺、外殼、把手等ノ材料ガ絶緣物ナルモノト金屬ナルモノ</p>

六、點 減 器

型式ノ別	規格電壓	規格電流	主要部分ノ構造、寸法及材料
同一型式ニ合マルル範圍	<p>定格電壓以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例へバ定格電壓二〇〇ヴオルトノモノニ一〇〇ヴオルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例へバ定格電流六アムペアノモノニ三アムペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス</p> <p>五アムペア以下ノモノ</p> <p>五アムペアヲ超過シ一〇アムペア以下ノモノ</p> <p>一〇アムペアヲ超過シ三〇アムペア以下ノモノ</p> <p>電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ナシト認メラルモノハ同一型式トス</p> <p>(例) 外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造絶緣物等ノ絶緣物ナルモノ</p>	<p>動作特性ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認メラルモノ</p>	<p>極數</p> <p>主要部分ノ構造、寸法及材料</p> <p>(註) 例へバ定格電流一〇〇アムペアノモノニ七五アムペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(一) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス</p> <p>一〇アムペア以下ノモノ</p> <p>一〇アムペアヲ超過シ三〇アムペア以下ノモノ</p> <p>三〇アムペアヲ超過シ六〇アムペア以下ノモノ</p> <p>六〇アムペアヲ超過シ一〇〇アムペア以下ノモノ</p> <p>各極及極間ノ主要部分ノ構造同一ナル二極及三極四極以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス</p> <p>電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認メラルモノハ同一型式トス</p> <p>(例一) 二〇パーセント以内ノ寸法ノ相違</p> <p>(例二) 開放双形開閉器ニ於テ</p> <p>(イ) 表面接續ナルモノト裏面接續ナルモノ</p> <p>(ロ) フューズノ取付方式ノ相違(可熔筒用ナルモノト爪付フューズ用ナルモノ)</p> <p>(例三) 開放双形開閉器ニ於テクリツブノ植込式ナルモノト折曲式ナルモノ</p> <p>(例四) 臺、外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造絶緣物等ノ絶緣物ナルモノ</p> <p>(例五) 電磁開閉器ニ於ケル線輪ノ動作電壓ノ相違</p> <p>(例六) 電磁開閉器ニ於ケル電流計、バイロツトランプ等ノ有無</p>
別型式ト認メラルモノ	<p>(例一) 外殼、把手等ノ材料ガ絶緣物ナルモノト金屬ナルモノ</p> <p>(例二) 臺ノ材料ガ磁器ナルモノト型造絶緣物ナルモノ</p> <p>用途ニ依リ動作温度ヲ異ニスルモノハ用途別ニヨル</p> <p>(例一) 行火用、座布圍用等</p>		<p>(例) 臺、外殼、把手等ノ材料ガ絶緣物ナルモノト金屬ナルモノ</p>

七、接 續 器

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認められるモノ
定格電圧	定格電圧以下ノ記銘ノモノ (註) 例へば定格電圧二〇〇ヴォルトノモノニ一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
定格電流	(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ (註) 例へば定格電流六アマペアノモノニ三アマペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト (二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス 五アマペア以下ノモノ 五アマペアヲ超過シ一〇アマペア以下ノモノ 一〇アマペアヲ超過シ三〇アマペア以下ノモノ 電氣的、熱的及機械的性能ニ著シキ影響ナシト認められるモノハ同一型式トス (例一) 分岐ソケットノ「ト」型ナルモノ 「ハ」型ナルモノ (例二) ローゼットニ在リテハ (イ) 並臺ナルモノト高臺ナルモノ (ロ) 導線孔ガ裏面ニアルモノト側面ニアルモノ	(例一) 外殼ノ材料ガ陶器ナルモノ、製造、絶縁物ナルモノ又ハ金屬ナルモノ (例二) ソケットノ如キ熱ノ影響ヲ考慮スベキモノニ在リテハバークライト質ナルモノトアスファルト質ナルモノ

八、電熱器

型式ノ別

同一型式ニ含まれる範囲

別型式ト認められるモノ

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認められるモノ
定格電圧	(一) 一〇〇ヴォルトノモノト一〇〇ヴォルトノモノ (二) 二〇〇ヴォルトノモノト二〇〇ヴォルトノモノ (三) 構造及大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続替ヲナスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電圧ヲ定格電圧トシテ申請スルコト	
消費電力	(一) 同一構造ノモノニ在リテハ消費電力ハ左記ノ通トス 六〇〇ワット以下ノモノ 六〇〇ワットヲ超過シ一、〇〇〇ワット以下ノモノ 一、〇〇〇ワットヲ超過シ五、〇〇〇ワット以下ノモノ 五、〇〇〇ワットヲ超過シ一〇、〇〇〇ワット以下ノモノ 但シ電氣ストーブ及調理用電熱器以外ノモノニ在リテハ六〇〇ワット以下ヲ左記ノ通トス 二〇〇ワット以下ノモノ 二〇〇ワットヲ超過シ六、〇〇〇ワット以下ノモノ (二) 構造及大サ同一ニシテ消費電力ノ相違一〇パーセント以内ノモノ (三) 構造及大サ同一ニシテ同種材料及構造ノ發熱體ノミヲ取換フルモノ但シ此ノ場合ニ於テハ消費電力ノ最大ナルモノニ就キ申請スルコト 電氣的及熱的機械的性能ニ著シキ影響ナキモノト認められるモノハ同一型式トス (例) 同一單位ノモノ若クハ同一型式ノモノヲ組合セタルモノ但シ前者ニ在リテハ消費電力ガ最大ナルモノニ就キ申請スルコト	
主要部分ノ構造、寸法及材料		

九 小型電動機

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルルモノ
定格電圧	(一) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ (二) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ (三) 構造及大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続替ヲナスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電壓ヲ定格電壓トシテ申請スルコト 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス 四〇ワット以下ノモノ 四〇ワットヲ超過シ八〇ワット以下ノモノ 八〇ワットヲ超過シ一五〇ワット以下ノモノ 一五〇ワットヲ超過シ三〇〇ワット以下ノモノ 三〇〇ワットヲ超過シ五〇〇ワット以下ノモノ 五〇〇ワットヲ超過シ一、〇〇〇ワット以下ノモノ 但シ電氣扇ニ在リテハ三〇〇ワット以下ヲ左記ノ通トス 三〇ワット以下ノモノ 三〇ワットヲ超過シ五〇ワット以下ノモノ 五〇ワットヲ超過シ一〇〇ワット以下ノモノ 一〇〇ワットヲ超過シ三〇〇ワット以下ノモノ 特性ニ著シキ影響ナキモノト認めラルルモノハ同一型式トス	(例一) 開放型、半密閉型、密閉型 (例二) 軸受ノ軸頸ナルモノト球軸受ナルモノ
定格出力 (又ハ入力)		
消費電力		
主要部分ノ構造、寸法及材料	(例一) 固定子ニ在リテハ (イ) 鐵心ノ溝ノ形狀、溝數、通風孔ノ相違 (ロ) 線輪ノ被覆絶縁、捲回数、接線ノ相違	(例一) 開放型、半密閉型、密閉型 (例二) 軸受ノ軸頸ナルモノト球軸受ナルモノ

起動方式	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルルモノ
	(ハ) 溝絶縁ノ相違 (例二) 回轉子ニ在リテハ (イ) 鐵心ノ固定子ニ準ズ (ロ) 線輪ノ固定子ニ準ズ (ハ) 整流子ノセグメント數、絶縁ノ相違 (例三) 起動機構ノ相違	(例三) 電氣扇ニ在リテハ (イ) 羽根ノ直徑又ハ構造ノ著シキ相違 (ロ) 首振機構ノ有無 (ハ) 速度加減装置ノ有無並構造ノ著シキ相違 (例) 隅取線輪、分相、蓄電器、反撥、反撥誘導、整流子等

一〇、小型變壓器

型式ノ別	同一型式ニ含まれる範囲	別型式ト認めラルルモノ
定格電壓	(一) 一次電壓 (イ) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ (ロ) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ (二) 二次電壓 (イ) 呼鈴用、玩具用及表示器用變壓器ニ在リテハ 一〇ヴォルト以下ノモノ 一〇ヴォルトヲ超過シ二五ヴォルト以下ノモノ 二五ヴォルトヲ超過シ五〇ヴォルト以下ノモノ (ロ) ネオン管燈用變壓器ニ在リテハ 三、五〇〇ヴォルト以下ノモノ 三、五〇〇ヴォルトヲ超過シ七、五〇〇ヴォルト以下ノモノ 七、五〇〇ヴォルトヲ超過シ一、二、〇〇〇ヴォルト以下ノモノ	

定格容量	主要部分ノ構造、寸法及材料
<p>下ノモノ</p> <p>一二、〇〇〇ヴォルトヲ超過シ一五、〇〇〇ヴォルト以下ノモノ</p> <p>(三) 構造及大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続サナスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電壓ヲ定格電壓トシテ申請スルコト</p> <p>構造同一ナルモノニ在リテハ左記ノ通トス</p> <p>五〇ヴォルトアマムベア以下ノモノ</p> <p>五〇ヴォルトアマムベアヲ超過シ一〇〇ヴォルトアマムベア以下ノモノ</p> <p>但シネオン管燈用變壓器ニ在リテハ</p> <p>三〇〇ヴォルトアマムベア以下ノモノ</p> <p>三〇〇ヴォルトアマムベア超過ノモノ</p> <p>(註) 定格容量ハ定格一次電壓ト定格二次電流ニ對應スル一次電流トノ積ヲ云フ但シネオン管燈用變壓器ニ在リテハ此ノ場合ノ二次電流ハ二次短絡電流トス</p> <p>電氣的特性其ノ他ニ著シキ影響ナキモノト認メラルモノハ同一型式トス</p> <p>(例一) 低電壓側ニスキツチノ如キ附屬品ノ有無</p> <p>(例二) 端子及口出線ノ構造ノ相違</p>	<p>(例一) 全閉型ナルモノト然ラザルモノ</p> <p>(例二) 外殼ノ金屬製ナルモノト然ラザルモノ</p> <p>(例三) 中間口出ノ有無</p> <p>(例四) 二次線輪ノ接続ヲ直列又ハ並列ニ變更シ得ルモノト然ラザルモノ</p> <p>(例五) ネオン管燈用變壓器ニ在リテハ屋内用ノモノト屋外用ノモノ</p>

一一、電流制限器

型式ノ別	同一型式ニ含まルル範圍	別型式ト認メラルモノ
<p>定格電壓</p> <p>主要部分ノ構造、寸法及材料</p> <p>定格周波數</p>	<p>(一) 電壓ガ動作及特性ニ著シキ影響ナシト認メラルモノハ定格電壓以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例ヘバ定格電壓二〇〇ヴォルトノモノニ一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(二) 電壓ガ動作及特性ニ影響アリト認メラルモノニ在リテハ同一構造ノモノニ限り定格電壓ノ一〇パーセント以内ノ相違</p> <p>(例一) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ</p> <p>(例二) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ</p> <p>電氣的、熱的及機械的影響ヲ及ボサザルモノト認メラルモノ</p> <p>(例) 動作電流ニ相當スル絶緣電線ヲ接続シ得ル端子及端子面ノ構造ノ相違</p> <p>動作及特性ニ著シキ影響ナシト認メラルモノニ在リテハ定格周波數ノ二〇パーセント以内ノ相違</p>	

○電氣用品取締規則ニ關スル件

昭和十年十月業第三四〇五號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

九月三十日通信省令第三十號ヲ以テ電氣用品取締規則制定相成候處、右ハ主トシテ一般需用家ノ使用シ又ハ需用家ノ屋内工事ノ用ニ供セラルルガ如キ種類ノ電氣用品ニ關シ製造免許及型式承認ヲ行ヒ、適格品ノ外、國內市場ニ流出スルコトナ

カラシムルノ方途ヲ講ジ、以テ不良品使用ニ基ク災害ノ防止ヲ期セントスルモノニ有之、左記事項御留意ノ上本規則制定ノ目的達成ニ協力セラレ度

記

- 一、單ニ部分品ノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲スニ止マル者ハ本規則ニ依ル取締ノ範圍外ニ置カルルモノナルコト
- 二、既ニ他人ニ於テ型式承認ヲ受ケタルモノト同一型式ノ電氣用品ヲ製造、輸入又ハ移入セントスル場合ト雖第三條又ハ第四條ノ適用アルコト
- 三、第三條但書ノ適用ノ有無ハ個々ノ申請ヲ俟テ決定セラルベキモノナルコト
- 四、本規則ニ依リ型式承認ヲ經タル電氣用品ニ付電氣事業者ガ更ニ使用承認ヲ爲スガ如キハ特殊ノ事由ニ依リ供給責任上必要ニシテ且無償ニテ爲ス場合ノ如キヲ除クノ外原則トシテ之ヲ承認セザル趣旨ナルコト
- 五、本規則ニ謂フ「電氣試験所」中ニハ出張所ヲ含マザル趣旨ナルコト

○電氣用品取締ニ關スル件

昭和十二年五月業第七五五號  
電氣局長依命通牒、各地方長官及警視總監宛  
(寫ヲ各通信局長及東京府知事ニ送付)

電氣ニ起因スル災害中主トシテ一般需用家ノ使用シ又ハ需用家ノ屋内工事ノ用ニ供セラルルガ如キ種類ノ電氣用品ノ不良ニ基キ發生スル災害ヲ防遏スル爲昭和十年通信省令電氣用品取締規則ヲ制定實施セルモ之ガ實施ニ付テハ取締制度創始ノ關係モ有之猶豫期間ヲ設ケ經過の取扱ヲ爲シ來レル處其ノ猶豫期間モ既ニ經過シ愈々規定事項ノ全面的適用ヲ見ルニ至リ候然ルニ猶豫期間中ノ取扱ニ押レタル業者中ニハ製品ニ對シ規則ノ定ムル標示ヲ怠リ甚シキハ型式承認ヲ經ザル用品ノ製造ヲ爲シ又全ク無免許ノ儘製造ヲ續クル等規則違反ノ所爲ニ出ヅル者有之哉ノ趣ニ付テハ用品監督上遺漏ナキヲ期シ度ニ付左記事項御留意ノ上本規則制定ノ目的達成スル様御配意相成度

記

- 一、單ニ部分品ノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲スニ止マル者ハ本規則ニ依ル取締ノ範圍外ニ置カルルモノナルコト
- 二、既ニ他人ニ於テ型式承認ヲ受ケタルモノト同一型式ノ電氣用品ヲ製造、輸入又ハ移入セントスル場合ト雖第三條又ハ第四條ノ適用アルコト
- 三、第三條但書ノ適用ノ有無ハ個々ノ申請ヲ俟テ決定セラルベキモノナルコト
- 四、本規則ニ依リ型式承認ヲ經タル電氣用品ニ付電氣事業者ガ更ニ使用承認ヲ爲スガ如キハ特殊ノ事由ニ因リ供給責任上必要ニシテ且無償ニテ爲ス場合ノ如キヲ除クノ外原則トシテ之ヲ承認セザル趣旨ナルコト
- 五、本規則ニ謂フ「電氣試験所」中ニハ出張所ヲ含マザル趣旨ナルコト
- 六、電氣用品取締規則ニ依ル犯罪事件ニ付テハ昭和七年十一月業第三百號地方長官及警視總監電氣事業監督事務ニ關スル内訓第十二ニ準ジ處理セラレ度コト
- 七、昭和十二年三月三十一日現在ノ製造免許業者ハ別冊電氣用品製造免許業者一覽ノ通ナルコト(免許ノ詳細ハ昭和十一年九月十日以降ノ官報又、其ノ型式承認ニ付テハ昭和十一年十二月一日以降ノ官報ヲ夫々参照ノコト)

○同伴

昭和十二年五月業第七五五號  
電氣局長依命通牒、各通信局長宛

昭和十年十月一日附業第三、四〇五號ヲ以テ及依命通牒候電氣用品取締規則ノ實施ニ關シテハ取締制度創始ノ關係モ有之猶豫期間ヲ設ケ經過の取扱ヲ爲シ來レル處其ノ猶豫期間モ既ニ經過シ愈々規定事項ノ全面的適用ヲ見ルニ至リ候然ルニ猶豫期間中ノ取扱ニ押レタル業者中ニハ製品ニ對シ規則ノ定ムル標示ヲ怠リ甚シキハ型式承認ヲ經ザル用品ノ製造ヲ爲シ又全ク無免許ノ儘製造ヲ續クル等規則違反ノ所爲ニ出ヅル者有之哉ノ趣ニ付テハ用品監督上遺漏ナキヲ期シ度ニ付糞ニ通牒セル事項ノ外左記事項御留意ノ上之ガ取締ニ關シ格段ノ御配意相成度

追テ本付ニ關シ地方官宛別紙寫ノ通別途依命通牒相成候ニ付爲念

記

- 一、電気用品取締規則ニ依ル犯罪事件ニ付テハ昭和七年十一月業第千三百一號逓信局電気監督事務取扱手續第二十六條ニ準ジ處理セラレ度コト
- 二、昭和十二年三月三十一日現在ノ製造免許業者ハ別冊電気用品製造免許業者一覽ノ通ナルコト（免許ノ詳細ハ昭和十一年九月十日以降ノ官報又、其ノ型式承認ニ付テハ昭和十一年十二月一日以降ノ官報ヲ夫々参照ノコト）
- 三、電気事業者及電気工事人ニ對シ本規則ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ電気事業者ヲ通ジ各其ノ需用家ニ規則ノ趣旨ヲ普及セシムルコト

○電気用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件

昭和十四年一月業第四〇號電氣局長依命通牒  
各地方長官（除東京府）警視總監及各逓信局長宛  
（除東京都市逓信局長）寫テ東京府知事ニ送付

今般逓信省令第八〇號ヲ以テ電気用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件制定相成候處右ハ型式承認ヲ受ケタル電気用品ニシテ支那事變ニ因リ已ムヲ得ズ代用材料ヲ使用シ其ノ他原型式ノ一部ヲ變更シタルモノハ申請ニ依リ逓信大臣ニ於テ手數料ヲ徴セズシテ原型式ト同一型式ノモノト看做シ得ル制度ニシテ支那事變ニ伴フ物資ノ配給統制ヨリ生ズル影響ヲ緩和シ電気用品製造業務ノ繼續ヲ容易ナラシメントスル趣旨ノモノニ有之候條可然御配慮相煩度

電気工事人



道ヲ未付ニ關シ地方官宛別紙寫ノ通別途依命通牒相成候ニ付爲念

記

- 一、電氣用品取締規則ニ依リ犯罪事件ニ付テハ昭和七年十一月業第千三百一號逓信局電氣監督事務取扱手續第二十六條ニ準シ處理セシムルコト
- 二、昭和十二年三月三十一日現在ノ製造免許業者ハ別冊電氣用品製造免許業者一覽ノ通ナルコト（免許ノ詳細ハ昭和十一年九月十日以降ノ官報又、其ノ型式承認ニ付テハ昭和十一年十二月一日以降ノ官報ノ夫々參照ノコト）
- 三、電氣事業者及電氣工事人ニ對シ本規則ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルト共ニ電氣事業者ヲ通ジ各其ノ需用家ニ規則ノ趣旨ヲ普及セシムルコト

○電氣用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件

昭和十四年一月業第四〇號電氣局長依命通牒  
各地方官（除東京府）總監及各逓信局長宛  
（除東京府逓信局長）東京府知事ニ送付

今般逓信省令第八〇號ノ以テ電氣用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件制定相成候處右ハ型式承認ヲ受ケタル電氣用品ニシテ支那事變ニ因リ已ムヲ得ズ代用材料ノ使用ニ其ノ他原型式ノ一部ヲ變更シタルモノハ申請ニ依リ逓信大臣ニ於テ手數料ヲ徴セズシテ原型式ト同一型式ノモノト看做シ得ル制度ニシテ支那事變ニ伴フ物資ノ配給統制ヨリ生ズル影響ヲ緩和シ電氣用品製造業務ノ繼續ヲ容易ナラシメントスニ趣旨ノ一有之候條可然御配慮相煩度

電氣工事人

## 第二類 電氣工事人

### ◎電氣工事人取締規則

昭和十年九月  
省令第三十一號

第一條 屋内及家屋ノ外面ニ於ケル電氣工事（看板、廣告塔等ノ電氣工事ヲ含ム）ニ從事セントスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ逓信局長ノ免許ヲ受クベシ

第二條 免許ノ有効期間ハ十年トス

免許ハ甲種及乙種ノ區別ニ從ヒ試験ニ依リ之ヲ爲ス

免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者其ノ他逓信局長ニ於テ不適當ト認メタル者ニ付テハ免許ヲ爲サザルコトアルベシ

第三條 試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ但シ必要アリト認メタルトキハ簡單ナル實地作業ニ付テモ試験ヲ行フコトアルベシ

一 配電一般（電氣工作物規程ヲ含ム）

二 電氣工事材料及機械器具一般

三 電氣工事施行方法及電氣工作物試験

四 配線圖

第四條 甲種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 甲種免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者

二 電氣事業主任技術者ノ資格ヲ有スル者及第二種自家用電氣工作物主任技術者ノ經歷ヲ有スル者

三 修業年限二年以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

乙種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同ジ

- 一 免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者
- 二 前項第二號及第三號ニ掲グル者
- 三 講習其ノ他ノ方法ニ依リ電氣及電氣工事ニ關スル知識ヲ修得シタル者
- 五條 免許ヲ受ケントスル者ハ履歷書(第二號書式) 履歷ニ關スル證明、戶籍ノ抄本及寫眞 申請前六月以内ニ撮影シタル名刺版、  
裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記 書ヲ添付スベシ 戸籍ノ抄本及寫眞 脱帽正面半身、無襟紙ノモノニシテ  
載セルモノニ乘以下之ニ同ジヲ添へ申請書(第一號書式)ヲ其ノ主タル營業地若ハ勤務地又ハ住所ヲ管轄スル逓信局長ニ  
提出スベシ

第六條 免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 甲種 四 圓
- 乙種 三 圓

前項ノ手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第七條 逓信局長免許ヲ爲シタルトキハ免許證第三號書式ヲ申請者ニ附與ス

第八條 不正ノ方法ニ依リ免許ヲ受ケタルコト判明シタルトキハ其ノ免許ハ無効トス

第九條 免許ヲ受ケタル者(以下電氣工事人ト稱ス)其ノ業務ニ從事スルニ至リタルトキハ十日以内ニ屆書(第四號書式)

ヲ其ノ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ營業地、勤務地又ハ勤務先ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ屆書ニハ免許證ノ寫ヲ添付スベシ但シ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ届出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 甲種免許ヲ受ケタル電氣工事人ニ非ザレバ左ノ工事ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 高壓電氣工事及「ネオン」管燈工事
- 二 電氣工作物規程本則第二百二十七條乃至第三百三十條ニ規定スル電氣工事

三 電纜工事、金屬管工事又ハ金屬線種工事ニシテ長サ十米ヲ超ユルモノ

四 電燈ノ受口五十箇、家庭用電氣器具ノ受口十箇又ハ電動機其ノ他ノ電力裝置三箇以上ヲ施設スル場所ニ於ケル電氣

工事

第十一條 電氣工事人ハ電氣工作物規程其ノ他電氣ニ關スル法令ノ定ムル所ニ從ヒ工事ヲ爲スベシ

電氣工事人ハ電氣用品取捨規則ニ違反スル電氣用品ヲ工事ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第十二條 電氣工事人 同一工事ニ從事スル電氣工事人數人ヲ 同一場合ニ在リテハ主任ノ電氣工事人 一 工事著手前配線圖ヲ添へ工事ノ概要ヲ關係電氣事業者ニ通知

スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ關係電氣事業者ノ設計ニ基キ其ノ指揮又ハ委託ニ依リ工事ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 電氣工事人ハ検査吏員、警察官吏、工事依頼者又ハ關係電氣事業者ノ請求アリタルトキハ免許證ヲ呈示スベシ

第十四條 電氣工事人免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク其ノ再交付ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證ノ毀損

合ニ 限ル及寫眞ヲ添へ申請書(第五號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ

電氣工事人其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク免許證ノ書換ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證ヲ添へ申請書(第六

號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ

電氣工事人免許證ノ書換ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク屆書(第七號書式)ヲ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長 書換ヲ爲

信局長ニ提出スベシ

第十五條 免許證ノ再交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ手数料二十錢ヲ納付スベシ

前項ノ手数料ノ納付ニ付テハ第六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十六條 逓信局長ハ電氣工事人ノ爲ス電氣工事ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ検査吏員ヲ派遣シテ検査ヲ爲サシムルコトヲ

ルベシ

第十七條 電気工事人左ノロ號ノ一二該當スルトキハ其ノ旨ヲ具シ遲滞ナク免許證ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ返還スベシ

一 電気工事人其ノ業務ヲ廢止シタルトキ

二 免許ヲ取消サレタルトキ

三 免許ノ有効期間滿了シタルトキ

四 第八條ノ規定ニ依リ免許無効ト爲リタルトキ

電気工事人死亡シタルトキハ免許證ノ保管者ハ前項ノ規定ニ準ジ當該免許證ヲ返還スベシ

第十八條 逓信局長ハ電気工事人本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ電気工事ニ關シ不正ノ所爲アリタルトキハ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ免許ヲ取消スコトアルベシ

第十九條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 免許ヲ受ケズシテ第一條ノ電気工事ニ從事シタル者

二 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

三 正當ノ事由ナクシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ已避シタル者

四 前條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ科料ニ處ス

一 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ呈示ヲ拒ミタル者

二 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ返還ヲ怠リタル者

三 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ通知ヲ怠リタル者

四 前條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

附則

本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ電気工事人ノ業務ニ從事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三年ヲ限り免許ヲ受ケズシテ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ電気工事従事者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ履歷書(第二號書式)及戶籍ノ抄本ヲ其ノ主タル營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ

(第一號書式)

電気工事人免許申請書

電気工事人免許申請書

収入  
印紙

氏名

年 月 日生

免許ノ種別 甲種  
乙種

私儀電気工事人取締規則ニ依リ前記種別ノ免許相受度申請候也

年 月 日

住 所

氏 名

逓信局長宛

(第二號書式)

履 歷 書

七篇二類 電気工事人關係

本籍  
現住所

1076

學業

- 一、何年何月何日 何學校何科ニ入學
- 一、何年何月何日 何學校何科修業、卒業又ハ退學
- 一、何年何月何日 何試驗合格
- 一、、、、、、何々々

職務

- 一、何年何月何日 何官廳(官職名記載)、何會社又ハ何商店ニ於テ何々ノ職務ニ從事
- 一、、、、、、何々々

賞罰

- 一、何年何月何日 何々々
- 右之通相違無之候也

年 月 日

氏名  
年 月 日生

右  
氏名

(第三號書式)

外面

縱約十一  
橫約十三  
寸

<p>裏</p> <p>事 記</p>	<p>折目</p> <p>第 號</p> <p>何種電氣工事人免許證</p>
---------------------	--

(備考) 番號ノ上ニハ遞信局名ノ頭字ヲ冠ス

1075

内 面

表側	折目	裏側
寫 眞		一 免許ノ種別 甲種 乙種 二 免許ノ有効期限 年 月 日 年 月 日 免許  氏 名 年 月 日生  逓信局 長印
逓信局 長印		

(第四號書式)

就業(變更)届

何種免許電氣工事人

氏

年 月 日生 名

一 免許ノ年月日及番號

二 營業地又ハ勤務地及勤務先

(變更ノ場合ニ於テハ新舊ノ營業地又ハ勤務地若ハ勤務先)

三 就業(變更)年月日

右電氣工事人取縮規則第九條ノ規定ニ依リ届出候也

年 月 日

住所

氏

名

逓信局 長宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

(第五號書式)

電氣工事人免許證再交付申請書

收入 印紙

七篇二類 電氣工事人關係

一 免許ノ種類

二 免許ノ年月日及番號

三 再交付申請ノ事由亡失又ハ毀損ノ事由ヲ記載スベシ

右電氣工事人取締規則第十四條第一項ノ規定ニ依リ申請候也

年 月 日

住所

氏

名

逓信局長宛

(第六號書式)

電氣工事人免許證書換申請書

收入  
印紙

一 新氏名

二 舊氏名

右電氣工事人取締規則第十四條第二項ノ規定ニ依リ申請候也

年 月 日

住所

氏

名

逓信局長宛

(第七號書式)

電氣工事人免許證書換屆

何種免許電氣工事人

氏

名

一 營業地又ハ勤務地及勤務先

二 免許ノ年月日及番號

三 舊氏名

右電氣工事人取締規則第十四條第三項ノ規定ニ依リ届出候也

年 月 日

住所

氏

名

逓信局長宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

○電氣工事人ノ業務ノ從事ノ特例ニ關スル件

昭和十三年九月  
省令第七十二號

第一條 電氣工事人取締規則附則第二項ノ規定ニ依リ電氣工事人ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得ル者ニシテ支那事變ニ因リ陸  
海軍ニ召集又ハ徵用セラレタルモノハ當該召集又ハ徵用ノ解除後一年間ヲ限り免許ヲ受ケズシテ其ノ業務ニ從事スルコ  
トヲ得

七篇二類 電氣工事人關係

第二條 前條ノ規定ニ依リ電氣工事人ノ業務ニ從事セントスル者ハ召集又ハ徵用及其ノ解除アリタル事實  
共ニ年月日ヲ附記スベシ  
 證スル書面ニ寫真届出前六月内ニ撮影シタル名刺版、脱帽正而半身、無襟紙ノモノニシテ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記載シタルモノニシテヲ添ヘ電氣工事人取締規則附則第三項ノ規定ニ依リ履歷書及戶籍ノ抄本ヲ提出シタル遞信局長ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ  
 前項ノ届出アリタルトキハ遞信局長ハ當該届出ヲ爲シタル者ニ對シ電氣工事從事證(別記書式)ヲ附與ス  
 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記書式)

外 面

縦約十一糎  
横約十三糎

裏	折目					
第 號	事 記					
電氣工事從事證	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>					
表	裏					

(備考) 番號ノ上ニハ遞信局長ノ頭字ヲ冠ス  
内 面

裏側	表側										
寫 眞	右者昭和十三年 月 遞信省令第號 年 月 日迄電氣工事人ノ業務ニ從事スルコトヲ得 年 月 日 氏 名 年 月 日生 遞 信 局 長 回										
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>						<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>					
折目	裏側										



### ○電氣工事人取締規則ニ關スル件

昭和十年十月業第三四〇六號  
電氣局長依命通達、各遞信局長宛

九月三十日遞信省令第三十一號ヲ以テ電氣工事人取締規則制定相成候處右ハ主トシテ屋內電氣工事ニ從事スル者ニ對スル監督ヲ緊密ナラシメ、此ノ種電氣工事從事者ノ資質向上ヲ圖リ其ノ施工ヲ取締ルコトニ依リ、電氣用品取締ノ實施ト相俟テ不完全又ハ粗惡ナル工事ニ因由スル電氣事故ノ防止ヲ期セントスルモノニシテ、各地ニ於テ多數ニ土レル電氣工事從事者ニ對シ適宜且有效ナル監督ヲ行フガ爲ニハ現地ノ實情ニ即應シ適切ナル取締方途ヲ講ズルノ要アルニ鑑ミ實際監督ノ事務ハ之ヲ貴官ノ專掌ニ委ネラレタル次第モ有之、本規則ノ運用上尙モ遺漏ヲ生ズルガ如キコトナキ樣格段ノ配意相成度  
追而左記條項ニ付テハ當該法條ノ運用ニ關シ行違ナキ樣留意相成度

記

- 一、本規則ニ所謂電氣工事ノ範圍ハ第一條ノ定ムル所ニシテ單ニ新設工事ニ止ラズ増設、修繕等ノ工事ヲモ含ムモノナルコト
- 二、本規則ニ所謂「電氣工事人」中ニハ電氣事業者ノ使用人ヲモ含ムモノナルコト
- 三、「電氣工事ニ從事スル者」トハ現場ニ在リテ直接施工ニ從事スル者ノ謂ニシテ其ノ範圍ハ相當嚴格ニ解スベキモ、電氣工事以外ノ勞務補助者ノ如キハ之ヲ含マザル義ナルコト
- 四、免許ノ取消ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者、屢々業務停止處分ヲ受ケタル經歷ヲ有スル者、心身ニ著シキ缺陷アル者ノ如キハ電氣工事人トシテ不適當ト被認ニ付免許ヲ爲サザルヲ可トスルコト
- 五、免許申請者ニ對スル試験ノ時期及場所ニ付テハ事情ノ許ス限リ申請者ノ便益ヲ考慮シテ適當ナル方法ヲ講ズベキコト  
尙試験問題、試験方法等ニ關シテハ適宜本省ト連絡ヲ圖ラレ度キコト
- 六、第四條第一項第三號ノ規定ニ基ク試験ノ全部又ハ一部省略ニ關シ實際ノ取扱上學校ノ認定ヲ爲スガ如キ場合ニ於テハ

豫メ本省ト打合ヲ遂ゲラレ度キコト

- 七、免許無効トナリタルトキ又ハ免許取消若ハ業務停止ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ速ニ本省ニ報告セラレ度キコト尙管内一般ニ對スル周知方ニ付テハ適當ノ方法ヲ講ゼラレ度キコト
- 八、他ノ遞信局長ノ免許ヲ受ケタル電氣工事人ヨリ第九條第一項ノ規定ニ依ル届書ノ提出アリタルトキハ速ニ免許ヲ爲シタル遞信局長及直前ノ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル遞信局長ニ其ノ旨ヲ通報セラレ度キコト
- 九、電氣工事人原簿ヲ作成シ常ニ管内ニ於ケル電氣工事人ノ動靜ヲ明ナラシメ置クコト
- 七、毎年一月末日迄ニ其ノ前年中ニ於ケル管内電氣工事人狀況報告書ヲ遞信大臣ニ提出セラレ度キコト

### ○電氣工事人ノ業務ノ從事ノ特例ニ關スル件

昭和十三年十一月業第一八六〇號  
電氣局長依命通達、各遞信局長宛  
(除東京都市遞信局長)

先般遞信省令第七十二號ヲ以テ電氣工事人ノ業務ノ從事ノ特例ニ關スル件制定相成候處右ハ電氣工事人取締規則附則第二項ノ規定ニ依リ電氣工事人ノ業務ヲ繼續シ得ル者ニシテ今事變ニ因リ本年九月末日迄ニ陸海軍ニ召集又ハ徵用セラレタルモノニ對シ其ノ解除後ニ於テモ一年間ハ生業ノ保障ト免許ヲ受クルニ相當ナル準備期間ヲ與ヘントスル趣旨ナルニ付此ノ旨ヲ特ニ徹底セシムル様御取計相成度尙本件ノ運用ニ關シテハ特ニ左記事項御留意相成度  
追而電氣工事從事證ハ近日中ニ別途配布可相成ニ付御了知相成度

記

- 一、電氣工事從事證ノ附與ニ當リテハ電氣工事人取締規則附則ニ依リ提出シタル書類ト充分對照シ行違ナキ樣期スルコト
- 二、毎月ノ電氣工事從事證附與者數ヲ其ノ翌月初頭ニ報告スルコト
- 三、召集又ハ徵用及其ノ解除アリタル事實ノ證明ハ陸海軍部隊又ハ市町村役場其ノ他公ノモノタルコト

電氣測定

## 第八篇 電氣測定及試験

### 第一類 電氣測定

#### ◎電氣測定法

明治四十三年三月  
法律第二十六號

第一條 電氣ノ測定ニ於テハ電氣抵抗ハ「オーム」、電流ハ「アムペア」、電壓ハ「ヴォルト」、電力ハ「ワット」ヲ以テ單位トス  
第二條 「オーム」ハ氷ノ融解溫度ニ於テ質量一四、四五二一四、四五二一「グラム」長サ一〇六、三〇〇「センチメートル」ニシテ均一ナル切斷面積ヲ有スル水銀柱ノ不變電流ニ對スル電氣抵抗ヲ謂フ

第三條 「アムペア」ハ硝酸銀ノ水溶液ヲ通過シ毎秒〇、〇〇一一一八〇〇「グラム」ノ銀ヲ分離スル不變電流ヲ謂フ

第四條 「ヴォルト」ハ「オーム」ノ電氣抵抗ヲ有スル導體ニ「アムペア」ノ不變電流ヲ發生セシムル爲要スル不變電壓ヲ謂フ

第五條 「ワット」ハ「ヴォルト」ノ電壓ニ於テ「アムペア」ノ不變電流ニ依リ毎秒費サルル電氣勢力ヲ以テ表示スル電力ヲ謂フ

第六條 本法ニ依ル電氣單位ハ主務官廳ニ保管スル標準器ニ依リ之ヲ現示ス

第七條 電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ハ檢定ヲ受クヘシ

電氣計器ノ公差及檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル電氣計器ヲ電氣ノ取引ニ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 檢定ヲ受ケサルモノ

二 檢定ニ合格セサルモノ

八篇一類 電氣測定

三 檢定ノ效力ヲ失ヒタルモノ

第九條 電氣ノ取引ニ於テ其ノ計量ヲ詐ルノ目的ヲ以テ不正ニ電氣計器ヲ使用シタル者ハ罰前條ニ同シ  
 第十條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス  
 第十一條 電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱、不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算法竝第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

附則

本法ハ第七條及第八條ヲ除クノ外明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條及第八條施行前ヨリ引續キ電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ定ムル期間第八條ノ規定ヲ適用

セス

第七條及第八條施行前ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依ル主務官廳ノ試験ニ合格シタル電氣計器ハ本法ノ檢定ニ合格シタルモノト看做ス

○電氣測定法第七條及第八條ノ施行期日竝附則

第三項ノ期間ニ關スル件

明治四十四年十二月 勅令第二百九十五號

電氣測定法第七條及第八條ノ規定ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

電氣測定法附則第三項ノ期間ハ前項ノ日ヨリ三年トス

○電氣測定法第十一條ニ依ル電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱

不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算法竝

同法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位ニ關スル件

明治四十三年十二月 省令第百十七號

第一條 電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱左ノ如シ

「メグオーム」	「オーム」ノ百萬倍
「マイクロオーム」	「オーム」ノ百萬分ノ一
「キロアムペア」	「アムペア」ノ千倍
「ミリアムペア」	「アムペア」ノ千分ノ一
「マイクロアムペア」	「アムペア」ノ百萬分ノ一
「キロヴォルト」	「ヴォルト」ノ千倍
「ミリヴォルト」	「ヴォルト」ノ千分ノ一
「マイクロヴォルト」	「ヴォルト」ノ百萬分ノ一
「キロワット」	「ワット」ノ千倍
「マイクロワット」	「ワット」ノ百萬分ノ一
「ミリヘンリー」	「ヘンリー」ノ千分ノ一
「マイクロヘンリー」	「ヘンリー」ノ百萬分ノ一
「ワット」時	「ジュール」ノ三千六百倍
「キロワット」時	「ワット」時ノ千倍

第二條 不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算方法左ノ如シ

- 一 不變電流以外ノ場合ニ於ケル實効電流ノ不變電流ニ及實効電壓ノ不變電壓ニ對スル等價ハ其ノ瞬時値ノ自乘ノ平均ノ平方根ヲ以テ定ム
- 二 不變電流「アムペア」ニ相當スル實効電流ヲ一實効「アムペア」ト稱シ不變電壓「ヴォルト」ニ相當スル實効電壓ヲ一實効「ヴォルト」ト稱ス
- 三 電力ハ其ノ瞬時値ノ平均ヲ以テ定ム

第三條 電氣測定法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位左ノ如シ

- 一 電量ハ「クーロム」ヲ以テ單位トス
- 「クーロム」ハ「アムペア」ノ電流ニ依リ一秒間ニ輸送サルル電量ヲ謂フ
- 二 電氣容量ハ「ファラッド」ヲ以テ單位トス
- 「ファラッド」ハ「クーロム」ノ電量ニ依リ「ヴォルト」ノ電位ニ充電サルル蓄電器ノ電氣容量ヲ謂フ
- 三 電氣仕事ハ「ジュール」ヲ以テ單位トス
- 「ジュール」ハ「アムペア」ノ電流「オーム」ノ電氣抵抗ヲ有スル導體ヲ通過スルトキ一秒間ニ爲ス仕事ヲ謂フ
- 四 電氣誘導ハ「ヘンリー」ヲ以テ單位トス
- 「ヘンリー」ハ毎秒「アムペア」ノ割合ヲ以テ變化スル電流ニヨリ「ヴォルト」ノ電壓ヲ發生スル電路ノ電氣誘導ヲ謂フ

附則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### ○電氣測定法第六條ニ依ル電氣單位ノ標準器仕様細目

#### ニ關スル件

明治四十三年十二月  
告示第千五百三十三號

第一 電氣抵抗單位ノ標準器仕様細目

電氣抵抗ノ標準器ニ使用スル玻璃管ハ可成寸法不變ナル玻璃ヲ以テ製作シ良ク燒鈍シ且眞直ノモノニシテ管ノ孔ハ可成一様ナル圓形ノモノトス

孔ノ切斷面積ハ約一平方「ミリメートル」ニシテ水銀ノ抵抗ハ約一「オーム」トス

各管ハ精密ニ度盛ヲナシ管ノ各部ニ於ケル孔ノ切斷面積ノ不等ニ對スル更正ハ一萬分ノ五ヲ超過セサルモノトス

玻璃管ニ填充スル水銀ハ管ノ兩端ニ接シテ設ケタル平面ニヨリ區劃セラレタルモノト假定ス

管ノ軸ノ長サ、管ニ填充スル水銀ノ質量及其ノ電氣抵抗ハ可成攝氏零度ニ近キ溫度ニ於テ測定シ之ヲ攝氏零度ノ場合ニ換算ス

管ノ各端ニハ電氣測定ノ爲電流及電壓用ノ接續點ヲ有スル端器ヲ取付ケ其ノ端器ハ球狀(直徑約四「センチメートル」)ニシテ管ト接續スル爲圓筒片ヲ備ヘ管ノ各端ノ外縁ハ球狀端器ノ内面ト一致セシム

水銀ニ接スル導線ハ玻璃内ニ融著セル細キ白金線ニシテ電流用導線ハ管ノ端ト直徑上正反對ノ位置ニ於テ端器ニ入り又電壓用導線ハ其ノ中央ニ裝置ス

總テノ導線ニハ細キモノヲ用キ之ニ依リ水銀ニ熱ヲ導キ電氣抵抗ノ誤差ヲ生スル事ナカラシム

電氣抵抗測定ノ場合ニ於ケル管ノ水銀填充ハ質量測定ノ場合ト同一狀態ニ於テナス

端器使用ノ爲水銀柱ノ電氣抵抗ニ附加スヘキ抵抗ハ左ノ公式ニヨリ計算ス

$$A = \frac{0.8}{1063r} \left( \frac{1}{r_1} + \frac{1}{r_2} \right) \text{「オーム」}$$

式中r1及r2ハ管孔端ノ截面ノ半徑ヲ「ミリメートル」ニテ表シタルモノトス

電氣抵抗單位ノ値ヲ定ムルニハ少クモ五本ノ管ニ依リ計算セル抵抗ノ平均値ヲ用フ

各水銀管ト抵抗トヲ比較スルニハ其ノ管ノ水銀填充ヲ測定毎ニ更新シテ三度以上ノ測定ヲナス

第二 電流單位ノ標準器仕様細目

電氣分離ニ使用スル溶液ハ重量ノ割合ニ於テ蒸溜水百ニ對シ硝酸銀十五乃至二十ヲ溶解セルモノニシテ其ノ使用ハ一回ニ限り且銀ノ分離量ヲ百分ノ三十以上ニ達スル事ナカラシム

「アノード」ハ銀又「カソード」ハ白金ニシテ使用電流ノ密度ハ每平方「センチメートル」ニ付「アノード」ニ在リテハ五分ノ一「アムペア」以下「カソード」ニ在リテハ十分ノ二「アムペア」以下トス又溶液ハ百立方「センチメートル」以上トス

機械的作用ニヨリ「アノード」ヨリ分離セルモノ「カソード」ニ達スルコトナキ様適當ノ注意ヲナス秤量前「カソード」ハ之ニ附着セル溶液ヲ除キ且之ヲ乾燥ス

○電氣測定法附則第三項適用ニ關スル件

大正二年二月電監甲一第一〇九八號  
電氣局長通牒、各通信管理局長宛新潟ヲ除ク

電氣測定法附則第三項ハ廣ク電氣計器其モノニ對スル使用期間猶豫ノ規定ト解釋スル向有之哉ニ候處右明治四十四年十二月末日現在取附計器ヲ(勅令第二百九十五號參照)引續キ電氣ノ取引ニ使用スル場合ニ限り適用スル義ニシテ一旦其使用ヲ廢止シタル後更ニ其計器ヲ再度使用ニ供セントスル場合ハ本條項ノ適用ナキ義ト了知相成度

追テ明治四十五年一月一日以前ヨリ引續キ使用シ來リタルモノヲ同一構内ニ於テ移轉シ直チニ再度使用ニ供スル場合ハ引續キ使用スルモノト見做シテ差支無之候

○同件

大正二年二月電監甲一第一〇九八號  
電氣局長回答、新潟通信管理局長宛

客年十二月二十八日附監第二一五九號照會ノ件電氣測定法附則第三項ハ明治四十四年十二月末日現在取附計器ヲ引續キ電氣ノ取引ニ使用スル場合ニ限り適用スル義ニ有之一旦其使用ヲ廢止シタル後更ニ其計器ヲ再度使用ニ供セントスル場合ニハ本條項ノ適用ナキ義ト了知相成度

追テ明治四十五年一月一日以前ヨリ引續キ使用シ來リタルモノヲ同一構内ニ於テ移轉シ直チニ再度使用ニ供スル場合ハ引續キ使用スルモノト見做シテ差支無之候

〔參照〕

新潟通信管理局長照會

電氣測定法附則第三項ハ計器其物ニ對スル使用期間猶豫ノ規定ト認ムルモ或ハ明治四十四年十二月末日現在ノ者ヲ明治四十五年以降ニ使用場所ヲ變更シタルトキハ之ヲ再度使用ノ爲メ檢定ヲ受ケシムヘキ義ナルヤ差當リ疑義有之ニ付至急貴局議回示相煩度候

電氣計器檢定

計器檢定

## 第一類 電氣計器檢定

### ◎電氣計器ノ公差、檢定及檢定手数料ニ關スル

件

明治四十四年十二月 大正五年一月 大正十一年五月 昭和十二年十月  
勅令第二百九十六號 勅令第九號改正 勅令第二百九十八號改正 勅令第五百八十七號改正

第一條 電氣計器ノ公差ハ百分ノ四トス

第二條 檢定ヲ行ヒタル電氣計器左ノ各號ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

一 公差ノ四分ノ三ヲ超エサルモノ

二 主務大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ

三 主務大臣ノ定ムル装置及動作ニ關スル規定ニ適合スルモノ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項第二號ニ適合セサル電氣計器ト雖モ特殊ノ試験ヲ行ヒ之ヲ合格ト爲スコトヲ得

第三條 主務大臣電氣計器ノ型式ヲ承認シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニハ封印ヲ施シ檢定票ヲ附ス

第五條 檢定ノ有効期間ハ檢定ニ合格シタル日ヨリ始マリ其ノ日ノ屬スル月ノ翌月一日ヨリ起算シ五年ヲ以テ滿了ス

第六條 電氣計器左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ檢定ハ其ノ效力ヲ失フ

一 封印ノ破損シタルトキ

二 公差ヲ超ユルニ至リタルトキ

三 第二條第一項第三號ニ該當セサルニ至リタルトキ



第七條 電氣計器ノ型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ

- 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金七十五圓
- 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金二十圓
- 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金百圓
- 丁 計器用變流器 一件ニ付 金百圓
- 二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非サル部分ヲ變更シテ更ニ型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
  - 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金二十五圓
  - 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金十圓
  - 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金三十圓
  - 丁 計器用變流器 一件ニ付 金三十圓

三 第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

- 甲 積算電氣計器
  - イ 基本手数料 一箇ニ付 金二圓
  - ロ 電氣計器ノ規定電流及電壓ニ依リ左ノ手数料ヲ附加ス
    - 十「アマペア」以下 金一圓
    - 二十「アマペア」以下 金二圓
    - 五十「アマペア」以下 金三圓

- 百「アマペア」以下 金四圓
- 三百「アマペア」以下 金六圓
- 五百「アマペア」以下 金八圓
- 千「アマペア」以下 金十二圓
- 二千「アマペア」以下 金十七圓
- 三千「アマペア」以下 金二十二圓

規定電壓ニ依ル附加手数料

規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ金一圓

乙 最大負荷表示器

甲 號ノ手数料ノ四分ノ一

四 第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手数料ノ二倍

五 承認シタル型式ニ適合スル積算電氣計器ニシテ檢定ニ不合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ調整ヲ爲シタル後更ニ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

- 百「アマペア」以下 金一圓
- 千「アマペア」以下 金二圓
- 三千「アマペア」以下 金四圓

前項ニ掲ケサル型式承認及檢定ノ申請手数料ハ前項ノ規定ニ準シ主務大臣之ヲ定ム

第八條 主務大臣ノ指定シタル公共團體又ハ公益法人ニ於テ主務大臣ノ定ムル試驗規則ニ依リ行ヒタル試驗ニ合格シタル

電氣計器ノ檢定ニ付テハ試驗ヲ省略スルコトヲ得  
前項ノ電氣計器ノ檢定申請手數料ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前主務大臣ノ告示シタル電氣計器ノ型式ノ承認ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 (用紙美濃紙)

電氣計器型式承認申請書

收入  
印紙

貼附シタル收入印紙ノ額

金何

圓

- 一 計器ノ種類 積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ區別
- 二 製造者名
- 三 番 號
- 四 型 號 誘導型、電動機型等ノ區別並製造者ノ型ノ記號
- 五 格 定 直流交流ノ區別、單相式二相式三相式等ノ區別、二線式三線式等ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數、負荷ノ性質
- 六 係 數
- 七 箇 數
- 八 附屬器具

右電氣計器檢定規則第一條ニ依リ電氣計器型式ノ承認ヲ申請候也

年 月 日

住 所

申請者 名印

逓信大臣宛

第二號書式 (用紙美濃紙)

電氣計器型式繼續承認申請書

貼附シタル収入印紙ノ額

金何 圓

収入印紙

- 一 計器ノ種類
- 二 製造者名
- 三 番 號
- 四 型式番號
- 五 型 式
- 六 格 定
- 七 係 數
- 八 箇 數
- 九 附屬器具
- 十 變更事項

積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ區別

型式ノ承認セラレタル番號

誘導型、電動機型等ノ區別  
並製造者ノ型ノ記號  
直流交流ノ區別、單相式二相式三相式等ノ區別、二線式三線式等ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數、負荷ノ性質

右電氣計器檢定規則第三條ニ依リ電氣計器型式ノ繼續承認ヲ申請候也

年 月 日

逓信大臣宛

住

所

申請者名印

第三號書式 (用紙美濃紙)

電氣計器檢定申請書

貼附シタル収入印紙ノ額

金何圓 何十錢

収入印紙

- 一 計器ノ種類
- 二 製造者名
- 三 番 號
- 四 型 式
- 五 型 式
- 六 格 定
- 七 係 數
- 八 箇 數
- 九 附屬器具

積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ區別

型式ノ承認セラレタル番號

誘導型、電動機型等ノ區別並製造者ノ型ノ記號  
直流交流ノ區別、單相式二相式三相式等ノ區別、二線式三線式等ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數、負荷ノ性質

右電氣計器檢定規則第四條第一項ニ依リ電氣計器ノ檢定ヲ申請候也

年 月 日

逓信大臣宛

住

所

申請者名印

電氣計器特殊試驗檢定申請書

貼附シタル収入印紙ノ額 金何圓 何十錢

収入印紙

一 計器ノ種類 積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ區別

二 製造者名

三 番 號

四 型 號

誘導型、電動機型等ノ區別並製造者ノ型ノ記號  
直流交流ノ區別、單相式二相式三相式等ノ區別、二線式三線式等ノ區別、電壓、容量(又ハ電流)、周波數、負荷ノ性質

五 格 定

六 係 數

七 箇 數

八 附屬器具

九 型式承認ヲ受クルコト能ハサル事由

右電氣計器檢定規則第四條第二項ニ依リ電氣計器ノ特殊試驗檢定ヲ申請候也

年 月 日  
逓信大臣宛

住

所

申請者名印

檢第 號	電氣計器檢定合格證書	檢定申請者	計器ノ種類	計器製造者	計器番號 第 號	型式番號 第 號	計器ノ型	電氣方式	電 壓	電 流	周波數	負荷ノ性質	附屬器具	本證有效期間	大正 年 月 日 本計器ハ電氣測定法第七條ノ檢定ニ合格シタルコトヲ證ス	題 信 省 (副)
		電氣方式	電 壓	電 流	周波數	負荷ノ性質	附屬器具	本證有效期間	至大正 年 月 日							

第五號書式 電氣試驗所大坂出張所同福岡出張所同福島出張所ニ於テ檢定セラル電氣計器ニ對シテハ檢定番號ニ「檢大」「檢福岡」又ハ「檢福島」ヲ冠スル電氣